

令和元年12月定例会 厚生常任委員会記録

令和元年12月2日（月）

令和元年12月16日（月）

令和元年12月17日（火）

令和元年12月18日（水）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和元年12月2日（月）	5頁
令和元年12月16日（月）	13頁
令和元年12月17日（火）	61頁
令和元年12月18日（水）	141頁

令和元年12月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12月 2 日 (月)	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12月16日 (月)	審査日程の決定 健康福祉みらい部議案審査 議案乙第30号、 議案甲第54号 市民環境部議案審査 議案乙第30、31号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div>
第 3 日	12月17日 (火)	請願審査 請 願第 1 号 <div style="text-align: right;">〔趣旨説明、質疑〕</div> 陳 情 陳 情第26号 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div>
第 4 日	12月18日 (水)	現地視察 次期ごみ処理施設建設予定地 (真木町) 陳 情 陳 情第26号 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div> 自由討議 請願、議案審査 請 願第 1 号 議案乙第30、31号、 議案甲第54号 <div style="text-align: right;">〔総括、採決〕</div> 決 議 次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議(案) <div style="text-align: right;">〔採決〕</div> 厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 <div style="text-align: right;">〔採決〕</div>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年12月16日付託]

議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) [可決]

[令和元年12月18日 委員会議決]

2 請 願

[令和元年12月16日付託]

請 願第1号 ごみ処理施設候補地に関する請願書 [趣旨採択]

[令和元年12月18日 委員会議決]

3 陳 情

陳 情第26号 次期ごみ処理施設建設予定地の移動を求める陳情書

4 議員提出議案

次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議(案) [可決]

[令和元年12月18日 委員会議決]

5 その他

委員長の互選 [令和元年12月2日互選]

副委員長の互選 [令和元年12月2日互選]

委員席の指定 [令和元年12月2日指定]

厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 [継続審査]

[令和元年12月18日決定]

令和元年12月 2 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

4 日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、指名推選により委員長を選任することに決しました。
どなたか推選をお願いいたします。

池田利幸委員

江副康成委員を推選いたします。

成富牧男委員（年長委員）

ただいま江副議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、江副議員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、江副議員を委員長に選任することに決しました。委員長選出まで皆様方には御協力をいただきありがとうございました。これをもって、江副委員長と交代いたします。

〔江副委員長、委員長席へ〕

江副康成委員長

ただいま御指名いただきました江副でございます。謹んでお受けいたします。

市民福祉の向上と市政の発展のため、この委員会を運営していきたいと思っておりますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。



副委員長の互選

江副康成委員長

これより、副委員長の互選を行います。副委員長は委員会で互選することになっています。どういう方法で選任するのがよいか、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

竹下繁己委員

委員長と同じく、指名推選がよいと思います。

江副康成委員長

ただいま指名推選でという御意見がありましたが、指名推選によって選任することでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名推選により副委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

樋口伸一郎議員

成富牧男委員を推選いたしたいと思います。いかがでしょうか。

江副康成委員長

ただいま成富牧男議員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、成富委員を副委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、成富委員を副委員長に選任することに決しました。

成富副委員長より御挨拶をお願いいたします。

成富牧男副委員長

ただいま御推挙いただきました成富牧男です。謹んでお受けをいたします。

委員長を補佐し、精いっぱい努めてまいりますので、皆さんどうぞよろしくをお願いいたします。



委員席の指定

江副康成委員長

それでは、まず、委員席について協議をいたします。

暫時休憩いたします。

午後5時24分休憩



午後5時26分開会

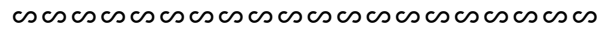
江副康成委員長

再開します。

委員席につきましては、ただいま御着席の席と指定をいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、委員席はこの席で決定いたします。



江副康成委員長

以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後 5 時 26 分散会

厚生常任委員会委員席表

江副康成委員長

○



藤田昌隆委員 ○

池田利幸委員 ○

牧瀬昭子委員 ○

○ 成富牧男副委員長

○ 樋口伸一郎委員

○ 竹下繁己委員

令和元年12月16日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課参事	武富美津子
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
社会福祉課高齢者福祉係長	佐藤 直美
社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長	高島 香織
社会福祉課長補佐兼保護係長	久保 雅稔
健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長	江寄 充伸
こども育成課長補佐兼子育て支援係長	林 康司
こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長	久保みゆり
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
文化芸術振興課参事	今村 利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長	犬丸喜代子
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	佐藤 道夫
スポーツ振興課スポーツ振興係主査	佐藤 義勉

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	牛嶋 英彦
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
市 民 課 長	村山 一成
市 民 課 整 備 係 長	野中 潤二
市 民 課 市 民 係 長	栗山 英規
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長	田中 綾子
国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 年 金 保 険 係 長	熊田 吉孝
市 民 環 境 部 次 長 兼 税 務 課 長	三橋 和之
税 務 課 長 補 佐 兼 管 理 収 納 係 長	豊増 裕規
税 務 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長	榎 浩喜
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長	有馬 健次
環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長	佐々木利博
環 境 対 策 課 環 境 対 策 推 進 係 長	北 三希子
環 境 対 策 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 環 境 施 設 調 整 室 長	高松 隆次
環 境 対 策 課 環 境 施 設 調 整 室 環 境 施 設 調 整 係 長	舟越 健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 日程

審査日程の決定

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時 8 分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。付託された案件は議案 3 件、請願 1 件、そして、陳情の送付が 1 件あっております。

審査日程につきましては、本日 16 日に健康福祉みらい部関係の議案 2 件の審査、市民環境部関係の議案 2 件の審査を行い、明日 17 日に請願審査、陳情の協議、そして、18 日には現地視察、陳情の委員間協議、自由討議、総括、採決ということをお願いしたいと考えております。現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については、以上のおり決したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

それでは、現地視察について提案をいたします。

現在、次期ごみ処理施設建設予定地への申し出があっております。

もし、ほかにございましたら、きょうの委員会終了までに私まで申し出てください。

以上です。

江副康成委員長

現地視察については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時10分休憩



午後 1 時16分開会

江副康成委員長

再開します。



健康福祉みらい部

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

それでは、議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

厚生常任委員会資料、健康福祉みらい部関係をお願いいたします。

2ページをごらんください。

まず、歳入について御説明いたします。款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料でございます。休日救急医療センターにおける受診者数の増加に伴い、窓口収入及び診療報酬の増額が見込まれることから増額補正を計上しております。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金について申し上げます。障害児施設措置費の支出見込みに伴う、負担金の補正で、国庫負担の割合は2分の1となっております。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫負担金のうち、児童扶養手当費負担金につきましては、児童扶養手当の増に伴うもので、負担率は3分の1でございます。

未熟児養育費負担金及び児童手当費負担金につきましては、それぞれ平成30年度分の額の確定に伴う追加交付分でございます。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じく、節3 生活保護費国庫負担金は、平成30年度負担金の精算に伴います追加交付です。国の負担は4分の3となっております。

次に、款16国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、避難行動要支援者支援事業としてシステム等導入に係る補助金です。国の負担は2分の1となっております。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金と国民健康保険制度関係業務事業費補助金は、国保オンラインシステム資格確認対応に伴うシステム改修費に係る補助金でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、グループホームのブロック塀の改修に伴う国庫負担分です。国2分の1、市4分の1、事業者4分の1の事業となっております。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金でございます。母子保健情報の利活用にかかる情報システム改修事業における補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

3ページをお願いいたします。款17県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金です。障害者自立支援医療費負担金は、平成30年度育成医療に係る負担金の精算に伴います追加交付でございます。

障害児施設措置費負担金は、先ほど国庫負担金のところで申しあげましたところの県の負担金で、県の負担は4分の1でございます。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費県負担金の未熟児養育費負担金につきましては、国庫負担金同様、平成30年度分の額の確定に伴う追加交付分でございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じ款、項2 県補助金、目2 民生費県補助金です。地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、佐賀県の要綱の改正により、開設準備にかかる経費が事業所の移転に伴う部分まで拡充されたため、補正を行うものでございます。

重度障害者地域生活重点支援事業費補助金は、新規の重度の障害者の増加により、補正を行うものでございます。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款20繰入金、項1 基金繰入金、目3 スポーツ振興基金繰入金、節1 スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ振興奨励金の財源としてスポーツ振興基金から繰り入れるものでございます。以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入につきましては、子どもの医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で、保険者または保護者から返還されたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、歳出について説明をいたします。

資料の4ページをお願いいたします。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうち、節2 給与から節4 共済費までは、部長、社会福祉課、こども育成課、広域市町村圏組合派遣職員等の人事異動等に伴う補正でございます。

次に、節15工事請負費につきましては、社会福祉会館の高圧区分開閉器及び高圧ケーブルの更新が必要となったため、補正を行うものでございます。

節28繰出金につきましては、歳入で触れましたシステム改修などの経費として国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

目2 障害者福祉費につきましては申し上げます。節12役務費につきましては、障害児施設給付費請求手数料の増加見込みに伴う補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、重度障害者地域生活重点支援事業補助金として、医療機関以外の福祉施設で日中一時支援事業または短期入所事業を利用する医療的ケ

アが必要な重度の障害者を受け入れた施設に対し、運営経費の補助を行うものでございます。

節20扶助費のうち、障害児施設給付費は、放課後デイサービス等の利用者増に伴う補正を行うものでございます。

障害者日常生活用具給付等事業費は、予定より給付の申請が増加したため、補正を行うものでございます。

身体障害者訪問入浴サービス事業は、介助がなければ入浴できない肢体不自由障害者に対し、事業者が訪問入浴サービスを提供するものでございます。

節23償還金、利子及び割引料の主なものにつきましては、平成30年度分の障害者自立支援給付費等の国、県負担金の確定に伴い返還するもの及び障害者施設措置費における事業所の不正請求分に係る国、県への返還金でございます。

次に、目3老人福祉費につきまして申し上げます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のほうでも触れておりますが、地域介護・福祉空間整備補助金で、資料といたしましては、主要事項説明書4ページのほうに詳細を記載しております。高齢者施設の老朽化に伴う修繕に対し補助を行うもので、グループホームのブロック塀の改修に伴う補助でございます。

地域医療介護総合確保基金事業補助金は、歳入でも触れておりますが、主要事項説明書5ページに詳細を記載しております。佐賀県の要綱の改正により、開設準備にかかる経費が事業所の移転に伴う分まで拡充されたために補正を行うものです。

以上です。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼子ども育成課長

続きまして、5ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。節12役務費及び節13委託料につきましては、子どもの医療費助成に関し、通院医療費の助成をこれまでの小学生までから中学生まで拡大することに伴います新しい資格者証の発送に要する郵送費及びシステム改修等に要する経費をお願いするものでございます。なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の6ページにお示しをしております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、中原特別支援学校放課後児童クラブ利用者のうち、本市の利用児童生徒の増加による負担割合の増に伴うものでございます。

節20扶助費につきましては、児童扶養手当の年間見込み額に不足が生じておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、児童扶養手当等、ひとり親家庭等の事業に要した経費に係る平成30年度分の国庫負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目2保育園費でございます。節2給料から節4共済費につきましては、保育

士等職員45人分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度分の私立保育所の運営費に係る施設型等給付費負担金、延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴うものが主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

6ページをお願いいたします。項3生活保護費、目1生活保護総務費について申し上げます。節2給料から節4の共済費までは生活保護係の人件費の補正等を行うものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度国庫負担金等返還金で、生活保護費の生活扶助等の国庫負担金、並びに生活困窮者自立支援事業費国庫負担金の額の確定に伴い、返還を行うものでございます。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。まず、節2の給料から節4共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課4名の人事異動等に伴う補正でございます。

節11需用費につきましては、休日救急医療センターにおきまして、受診者数の増加に伴い、医薬材料費が不足するため補正をお願いするものでございます。

次に、目2予防費、節13委託料でございます。これは、乳幼児健診や妊婦健診等の情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を行うために、現在の健康管理システムを改修するもので、全国的に行われるものでございます。

以上でございます。

今村利昭文化芸術振興課参事

7ページをお願いいたします。款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費につきましては、節2給料から節4共済費までは、人事異動に伴う文化芸術振興課職員9人の補正でございます。

節11需用費の消耗品費は、5月に公演いたしました奇跡の人や、7月から8月にかけて開催された全国高等学校総合文化祭に対応するため、想定していた以上に電球等の交換が必要となり、電球の在庫が不足するために補正を計上しております。

光熱水費につきましては、舞台設備の緊急修繕などに対応するための経費に流用した分の補正を計上しております。

また、修繕料につきましては、大ホール南側通路にある排煙口設備の修繕に必要な経費を

計上しております。

以上でございます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

項5保健体育費、目1保健体育総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ振興課職員中11名分の人事異動に伴う補正でございます。

節8報償費につきましては、世界大会出場や、全国大会優勝など、本市のスポーツ分野において成績が優秀な個人、団体に対して交付するスポーツ奨励金の交付見込みにより、補正するものでございます。節11需用費及び節13委託料につきましては、東京2020オリンピックに先駆けて行われる聖火リレーの警備、運営等に必要な経費を計上するものでございまして、内容につきまして主要事項説明書9ページにて御説明をいたしたいと思っておりますので、9ページをお開きいただきたいと思っております。

オリンピック聖火リレーにつきましては、東京2020組織委員会の主催、各都道府県実行委員会の共催により実施されるもので、令和2年3月26日に福島県をスタートし、7月24日に東京都をゴールとし、全国47都道府県を聖火ランナーが走行することになっております。

佐賀県では、令和2年5月10日日曜日と11日月曜日の2日間にわたり、県内20市町、18区間を走行することになっております。

走行順につきましては、ごらんのとおり佐賀県を東西に分けまして、1日目が、太良町をスタートし、唐津市をゴールとする9市町、2日目は、基山町をスタートし、佐賀市をゴールとする11市町村を走行するルートとなっております。

本市につきましては、2日目、5月11日月曜日の第2区間として聖火ランナーが走行することになっております。鳥栖市の走行区間、スタート、ゴール地点につきましては、あす17日に組織委員会、並びに都道府県実行委員会より公表されることになっております。予定では、市役所周辺からスタートし、鳥栖駅周辺をゴールとする約1.7キロメートルとなっております。本市では10人の聖火ランナーが走行することになっております。

このような中、事業費として1,000万円を補正しております。そのうち、委託料として走行区間の交通規制、沿道警備、また、主要幹線等の交通規制と規制予告看板の設置、撤去業務などの経費780万円。次に、消耗品費として成果リレーのPRや盛り上げを行う懸垂幕や横断幕、警備スタッフのユニフォーム購入などの経費180万円、印刷製本費として聖火リレーのPRや交通規制等の周知を図るチラシ作成経費として40万円を計上しているところでございます。

なお、当日の盛り上げイベントにつきましては、令和2年度の当初試算にて計上予定としております。また、聖火ランナーにつきましては、佐賀県実行委員会及び聖火リレーパート

ナー各社により、本年6月中旬から8月末日まで募集されております。それぞれにより組織委員会へ推薦され、決定されることになっており、12月25日以降に本人へ通知されることになっております。走行日の約二、三週間前に聖火ランナーの公表がされることとなっております。

では、予算説明書7ページのほうに戻っていただきたいと思います。節14使用料及び賃借料につきましては、神崎市で行われる、九州地区スポーツ推進研究大会への参加に伴うバス借上料で、当初基山町にて開催される予定で未計上でございましたが、神崎市へ変更となったため、補正するものでございます。

以上で、健康福祉みらい部関係分の説明を終わります。

今村利昭文化芸術振興課参事

続きまして、令和元年度の繰越明許費について御説明を申し上げます。7ページの下のほうになります。款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修事業につきましては、国庫補助事業の交付決定に時間を要したこと、それから、設計の段階で、運営団体などと詳細に打ち合わせをしていく中で、舞台機構の制御盤や操作盤などの一部について内容を変更する必要が生じたため、機材などの製作期間が延びることとなりました。そのことで、年度内の完成が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

項5保健体育費、聖火リレー運営事業につきましては、先ほど事業内容について御説明申し上げましたとおり、令和2年5月11日の実施ではございますが、早期に警備業務を発注し、警備員を確保する必要があることや、交通規制の事前告知などが必要であることから、繰り越しをお願いするものでございます。

また、市民球場改修事業につきましては、スコアボード改修工事に伴うものでございます。この改修工事に伴う設計業務に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となりましたので、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかございますか。

牧瀬昭子委員

聖火リレーの件で教えていただきたいんですけども、距離が1.7キロメートルということなんですけど、警備員の人数、あと、雇われる時間、委託先は複数なのか、1件なのか。

それで、その委託先っていうのは、地元が発注をされるのかどうかを教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

警備員の人数、これは、委託分ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

一応、交通規制関係で約110名、予定をしております。

あと、時間ですけれども、まだスタート時間がはっきりしておりませんが、恐らく、午前中いっぱい、朝9時から12時ぐらいということで今、考えております。

それから、委託先でございますけれども、一応、先ほど申し上げましたとおり人員が110名でございます。市内の1社等では、なかなか困難と聞いておりますけれども、基本的には、指名願いを出している業者さんに委託をしていきたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

資料5ページからいいですか。款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費からなんですけど、減額補正でもろもろ説明あったんですけど、まず、その理由を。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

節2給料から節4の共済費までの人件費の減額補正につきましては、人事異動に伴う減額補正でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

人事異動ということは、これにかかわらないところに人事異動したので要らなくなったっていうか、言うたら、関係する職員さんがもう要らなくなったのか、もう減ってしまったのかっていうところをお聞きしたいんですけど。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

人件費の補正につきましては、基本的には、当初予算での予算計上というのは、前年度の体制のまま当初予算での要求を行います。それで、4月に当然、人事異動があるんですけども、今回の異動については、職員の増減はあっておりません。あくまでも人が変わることでよって――退職含めて、よっての12月補正ということでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

簡単に言うと、分母っていうか、数は変わっていないけれどもっていうところで、そうしたら、金額的には減っているんで、関係する職員さんが行っている業務の質といいますか、例えばですけど、ベテランさんがいなくなって、新しい方が入ってきたとかでその辺の質の担保っていうのは、この金額にはかかわらず保たれているんでしょうか。

林康司 とも育成課長補佐兼子育て支援係長

先ほど課長のほうから説明がありましたように、当初の金額の分になりますと、当然、退職の補充はされておりますので、人員数の変更はありません。ただ、退職された方が、19年目の主査と4年目の主事、1名欠員の分ですので、主査の分が大きな額の差になっているものと考えます。

樋口伸一郎 委員

そうですね。ですから、そこの主査の入れかわった部分とかは、もちろんわかるんですけど、ちょっとここから先、御答弁というか、考え方を聞かせていただきたいんです。

仮にそのベテランさんを数的に補充するときに、この金額でもう一人雇うって言ったらかしいですけど、もう1人分母をふやすために活用をするような考え方とかはないのか。

と言うのが、空きスペースといいますか、公立保育所としては、まだ預かれる環境はあるんだけれども、保育士不足とかによって預かれないっていう現状もあるかと存じていますので、このあたりの金額を調整に使って、数をふやすっていうような考え方はどうでしょうか。

江崎充伸 健康福祉みらい部理事兼次長兼とも育成課長

基本的には、職員の定数がございまして、正職員が退職した場合については、同数を正職員で補充するというような考えでございまして、調整ということは、現段階では考えておりません。

樋口伸一郎 委員

要望で終わります。民間が頑張っておられる間は、ぜひ、そういうところも視野に入れて検討とかしていただければと思います。

もちろん、定数とかあるのは承知をしておりますけど、今ニーズが高い時期でもありますので、ニーズが高い間は、やっぱり公立もこういうところをどうにかして工夫できんかなあというように念頭に入れていただくとありがたいなっていうふうに要望をしておきます。

これ、一般質問等でも多々言っているんで、要望でとどめておきますので、御答弁は要りませんということで、続いていきます。

済みません。ページは7ページに行って、2点、流れでいきます。款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節8報償費のスポーツ振興奨励金について。いつもどおりですけど、この世界大会、全国大会へ出場するということで、この内訳を教えてくださいというところだけです。この33万円の部分。

佐藤道夫 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

本年度分ということで申し上げますと、ことしは7名の方に既に交付をしております。

交付済額が48万円。当初予算50万円でございますので、今、不足をしている状況でござい

まして、今後、確定しておりますのは、世界選手権への出場2名様がいらっしゃいます。それが20万円。残り、ございますけれども、これは予備費といいたいまいしょうか、今後また実績が見込まれるかもしれないということで計上しているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、続けます。今度、7ページの一番下の繰越明許について御答弁をお願いしたいんですけど、一番下の市民球場改修事業で、設計に関する不測の時間を要した理由を教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まずは、社会資本整備交付金の内示が遅くなったのが一つあります。

そこから契約準備に入っております、以前も現地視察をしていただいておりますスコアボードの改修の方法について内部で調整をいたしております。

結果的には、もう全て解体して、躯体から新設をするという方向にしましたので、その発注準備、設計書等の作成に時間を要したこと。そして、発注した結果、またLED作成等、いろいろなもろもろの仕様等の協議が必要でございましたので、その日数に時間を要したということでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今後、進めていくための準備のためって言ったらちょっと大きですけど、そこら辺にかかった時間があつたということで、今後はこの繰越明許費でこの金額を繰り越して進めていくに当たっては、よっぽどのことがない限りは、不測の事態というか、そういうところは余り想定せんでいいのかなっていうふうに――断定してはいけませんが、この時期っていうことだからこそ出てきたっていうことで。

以降はハード面というか、そこを進めていくところに当たっては、こうした事態というのは、あんまり見込まないでいいっていうふうにお考えですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

改修工事、若干おくれておりますけれども、年度内に工事を発注しまして、予定では、秋口ぐらいまでには完成ということで今、計画を立てておりますので、順調にいくものと判断しております。

樋口伸一郎委員

ぜひ、順調に進むことを我々も願っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。終わります。ありがとうございました。

藤田昌隆委員

主要事項の5ページ、地域医療介護総合確保基金事業で、ここにグループホーム桜の木が開設予定地で、柚比町、赤く囲んであるところに建てるんですが、この認可はもちろん県でしょうけど、どういう順番かな、地元の説明とか、その辺、順番っていうのは決まっているわけ。

いや、私が言いたいのは、地元の説明なしで、県から認可がおりました、ここに建てますと。それで、建てるのが、認知症の建物でということなんですが、この赤い印がついているところは、アウトレット、土曜、日曜はむちゃくちゃ込んでいる、それから、平日は車がぶっ飛ばしていく。場所的には、非常に危ないところなんですよね。

だから、これが、何か建つみたいやなあというときに全然わからなくて、認可が降りて、それで、説明会をなさいと、してくれと、何が建つかってということで、やっとしたんですよ。初めて認知症の施設であるということがわかったから、その出入り口もできるだけ裏側にやってくれと、危ないからという話をしたんですよ。

だから、その辺の順番が、県が認定すれば、もう市は黙ってさせるのか。その前に地元で区長を通じてきちんと話がされるものか、その辺の順番を教えてくださいよ。

[発言する者なし]

誰も知らんの。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後1時43分休憩



午後2時4分開会

江副康成委員長

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいまの藤田委員からの御質問でございますが、地域との連携という形での事業所のことだというふうに認識いたしての答弁でございます。

やはり、事業所が地域で事業活動していただくということになりますので、委員がおっし

やられたことにつきましては、広域介護のほうとも話をしながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員

答弁、どうもありがとうございます。

相談せんでも、こういう指導をやっていきます、方向性でやっていきますっていうあれさえ言ってもらえばいいわけですよ。それが今、全然できてないから、方向的に、こういう形で進めていきます、それだけでいいとですよ。答弁をお願いします。

〔発言する者なし〕

ちょっと待ってよ、本当にもう。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 5 分休憩



午後 2 時 6 分開会

江副康成委員長

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

広域介護との連携をさらに密にしながら、努力してまいります。よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員

よろしく願いいたします。

追加でお願いします。今度はオリンピック。さっき、1.7キロを10名でっていうお話でした。

(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 6 分休憩

そんな……、ごめん、じゃあ偏った場合は。私は北海道を走りたいっち、日本全国、半分ぐらいの人が、二、三キロのやつを走るっち、集中したりすることはないと。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

全国各都道府県、実行委員会のほうで県の枠というのがありまして、県の枠の中で募集をされておりまして、申し込みする際に、なぜあなたはここを走りたいんだとか、そういうものを書いたりとか、あと推薦も必要でございます。そういったものを総合的に判断して、県のほうで恐らく選定されているというふうに聞き及んでおります。

藤田昌隆委員

やっぱり、1,000万円ぐらい金を使ってするわけですからね。だから、せめて鳥栖市を走るんやったら、鳥栖市の出身者とかさ、それは絞り込むべきであって。

ほいじゃあ、佐賀県の委員会とか実行委員会とか関係ねえやん、オリンピック実行委員会で決めればいっちゃけん。そうやろうもん。

例えば、どこにしたって、俺が東京に行こうが——まあ、議員はできんでしょうけど——北海道に手挙げたっち、要らんやろうもん、佐賀県の実行委員会なんか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

先ほど申し上げましたとおり、募集する、応募する際に、地元、走りたい場所、やっぱりそのゆかりがある人がそこを走りたいということで、そういう意思を持って応募されますので、それを、県のほうは実行委員会、そのほかは、オフィシャルプレゼンティングパートナーさんが選ばれるということになっておりますので、そこは御理解いただきたいなと思います。

江副康成委員長

よかですか。

まだ行く。

藤田昌隆委員

本当、おさまらん、もう。

人種は、誰でもいい、走るところは、希望さえきちんと出せばどこでもいいっち。じゃあ、ここまでガードする必要ないやん、警備もつけて。好きな者が走るっちゃけんさ——極端な言い方よ、これ。

いや、俺は、鳥栖市の住民が走ると思ったんよ、中で選ばれて、例えば、桜を見る会やないけど、この人は功績があった人とかさ。そういう人やったらいいわけよ、別に。1,000万円かかろうが、それはきちんと警備してやらないかんっち思うんやけど、国籍は問わないとか、ただ走りたいけんっち、そいけん何かっち、それは一緒やろうもん。わかりました。

それと、12月末にはもうわかるということですが、それは、どこまで出すわけ。まず、国から。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

組織委員会から決定通知が本人に出されると。今、恐らく県の実行委員会、それぞれの関係機関のほうから本人に、公表していいですかという事前の確認をされていると思います。

それで、本人が公表していいということであれば、後日発表されることになるということ。まだ、先ほど申し上げたとおり、クリスマス以降に本人に通知がされまして、決定した後、こういった形がわかりませんが、公表されるということでございます。

藤田昌隆委員

ごめん、もう最後。スポンサーからの推薦ということやったけど、1スポンサーから何人までとか決まっているわけ。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

すいません、とりあえず、鳥栖市では、10名中2名が県の実行委員会で選定、推薦、決定をされます。残り8人については、委員御質問の各スポンサー企業から選ばれた方が組織委員会に推薦し、それが決定されたものが後で発表されると。ですから、県以外の8名分については、今、現状としては、我々は全く知る余地がないということでございます。

以上です。

藤田昌隆委員

感想。これ全然、それこそ地元への貢献にはならんね。

以上。

池田利幸委員

まず、主要事項説明書の4ページ。地域介護・福祉空間整備補助金の部分です。目的として、既存施設敷地内のブロック塀について、国交省の定めるブロック塀チェックリストの実施の結果、①控壁なし、②高さ制限に抵触、③ひび割れ等が確認されている当該事業所について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業により、ブロック塀の補修を行うことで、安全の確保を図るというふうに目的は書いてあるんですけども、これは、このブロック塀自体、建物としての基準が満たしてないのか。

それとも、これ対象のところが認知症対応型共同生活介護施設ですよ。福祉の面からの分での基準に満たしてないのか。その辺の説明をいただけますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

これは、高齢者施設等の安全対策強化事業ということで、平成30年6月だったと思いますが、大阪北部の地震によりまして、道路に隣接したブロック塀が倒れて、亡くなられる方が

おられたというところを踏まえまして、その後、ブロック塀等の安全確保対策という形で安全チェック等を行い、補修が必要な事業者が申請を行い、事業を行うというものでございます。

池田利幸議員

ということは、これ、ブロック塀自体の強度に問題があるから補修しますよってということなんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ブロック塀等の点検をチェックしていただきながら、こういうひび割れがあるとか、傾きがあるとかっていう形で、そういうものがある場合に該当するということですので、委員が言われているとおり、ブロック塀自体に問題があるというふうに考えております。

池田利幸委員

すいません、ちなみに、控壁なしっていうと、高さ制限っていう部分は、基準ってどうなんですか。控壁がないのは、強度の問題ということになるんですか。

もう一回言いますね。控壁がないっていうのは、強度の問題ってということなんですかというのと、高さ制限っていう部分の高さの制限は、基準をどう満たしてなかったということなんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

高さ制限は、道路の中心から45度を真っすぐ上げたところで壁が当たるか当たらないかという部分がチェックの1つの材料になっております。

すいません、それと、塀が高過ぎないかというところで、高さが地盤から2.2メートル以下であるかというのもチェック項目になっております。

それとあと、控壁の部分につきましては、壁の長さが3.4メートルごとに塀の高さの5分の1以上を突出した控壁があるかという部分がチェックポイントになっているところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう一点です。これは、予算説明資料書のほうの4ページなんですけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費の節20扶助費の一番上の障害児施設給付金9,000万円っていう部分です。これは、御説明の中で放課後デイサービスにかかわるふうな御説明をもらったと思うんですけど、9,000万円っちゅうたら、なかなか大きい額だと思うんですけど、もうちょっと詳しく教えていただけないかなと思ひまして。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

9,000万円の額のことをございますが、当初予算といたしまして、この分について、5億1,000万円の予定をしておりました。今回、補正を9,000万円させていただいて、最終の補正後の額が6億円になるもので要求をしております。

前年度が、最終的な予算が5億1,500万円という形で、その前の年が4億1,300万円ほどがもともとの予定額ということで、予算を計上しておりましたけれども、先ほどの額で申し上げますと、4億1,300万円が翌年度5億1,500万円に1.2倍ほどの伸びになっております。

それで今回、6億円にしている分につきましては、約1.18倍に伸びるのではないかとこのところで、9,000万円の補正をさせていただいているというところをございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、もう一回、事業の内容自体から教えてもらえないですか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

事業の内容としましては、まず、就学前の障害を持つ子供の療育を行う児童発達支援施設と、小学校就学時から18歳になる年度までの児童の療育を行う放課後等デイサービス等、こちらが主な事業の内容になります。

池田利幸委員

基本的に、療育にかかる部分っていうお答えですよ。やっぱり、これだけ年々費用が増額されないといけないぐらい、今、療育にかかるお金のほうがふえているっていうことですね。

わかりました。ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

すいません、ブロック関連で1個。4ページ、地域介護福祉空間整備補助金、ちょっと戻ります。

関連なんですけど、さっき池田委員のほうから国庫補助の目的があったんですけど、この施設以外で該当する一般施設っていうのはなかったのか。それとも、もう終わらせてきて、もうこの時期に入ると、今回上がっている分ぐらいで大体、この国の基準は満たして、市内のこうした施設が全部満たされてきているのかっていうところを教えてくださいんですけど。もうちょっと総体的に見たところ。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

県のほうが調査を実施しているんですけど、17事業所が調査対象になりまして、そのうち、回答が2事業所あって、そのうちの1カ所が要改善の事業所になっておりますので、今回はこの1事業所だけが対象となっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、確認ですけど、この1事業所を行えば、鳥栖市内にはそうした県から指摘を受けるような要改善の場所というところがなくなるということによろしいですね。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

はい。今回の調査では、そういった案件は、1件だけになっております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

すいません、聖火リレーの件で、ぴしゃっと1,000万円、補正が来ているんですけど、委託料等は、どういった積算……、内訳とかわかりますか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

警備員、一応、110名分ということで、200万円弱。

あと、資機材を、鉄柵を置くようにしております。これを500枚予定をしております、これに100万円。

それから、予告看板等を120枚。規制看板と予告看板、各60枚で、それを活用して張りかえをするという予定をしております、それで約120万円。

それから、鳥栖市の場合、3号線、34号線、17号線と主要幹線がありますので、大型自動車を迂回させるための標識を設けようとしております。それを17枚予定をしております、それが26万円弱。

それから、机、椅子、テント等がこの警備関係で必要だということで、20万円前後です。

それで、警備員を運営する費用として50万円。

それから、看板の設営、撤去になりますけれども、これが約100万円。

それから、事前準備、当日の管理費ということで、諸経費に当たるかと思いますが、これが100万円。

これが主なものでございます。

竹下繁己委員

近隣市町の状況とか、恐らく県内の全部の自治体がこれをやるということの話でしたよね。例えば、基山町とか、みやき町とか、佐賀市等々、そちらの予算とかもわかるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

私もいろいろ問い合わせをしたりとかしているところもありますし、把握できていない部分もあります。

佐賀市が同等額の金額を要望されております。

唐津市でありますと、債務負担行為を含めて200万円前後が要求されておりました。職員で

対応できればここまでお金はかからないんですけども、多分、鳥栖市が一番幹線道路が多いと、交通渋滞が激しいということで、かなりの警備を立たせますので、恐らく一番高いものかなというふうには思っております。

例えば、みやき町は自前でやると。警備員を数名委託するとかいう話は聞いております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

今、御説明あった予算、なるほど、なるほどって思いながら聞いているんですけども、たった3時間か4時間、1.7キロのために1,000万円の予算を使うというのは、市民の方、納得されるのかどうかちょっと私、心配なんですけれども。

これ、1,000万円全部使い切るんじゃないくて、今から指名入札とかされるんですよね。まだ減額補正になるというような要素があるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

委員から御指摘がありましたように、今から入札を行っていきますので、当然、ここからは額的には落ちていくものだろうと思っておりますし、我々も全てを使おうとか思っておりませんし、適正に、的確に予算を使わせていただきたいと考えております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

いろいろ質問が上がっております、予算概要の4ページ、歳出。先ほど出ておりました障害児施設給付費で、数字的なやつだけを教えてください。

当初ごとにふえているっていうことでしたけれども、施設と人数について同じように、先ほど説明のあった平成29、30年度、現在の3カ年の分をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

すいません、施設につきましては、利用者の方の利用状況により異なるので、数字は手元としては持ちませんが、近年の事業所数の増加という形でお答えをさせていただきたいと思っております。

平成29年度が、市内及び近郊市町に新規で7カ所、平成30年度が同じく4カ所、今年度が2カ所事業所が増加をしている状況でございます。

利用状況につきましては、平成29年度が延べで約7,200人、平成30年度が延べで約8,400人、令和元年度見込みといたしまして、延べで9,200人程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今、最初に言われた、施設についてはわからないと言われた理由をもう一回、すいません。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、利用者が使われている事業所が1カ所でないというところがありまして、複数利用されている方がいる。

あと、市外の事業所も使われているということで、確認をできない状況にあるということでございます。

成富牧男委員

そうしたら、そういう理由で把握できないということは、把握できるような仕組みが今はないわけですね。そういうことでしょうか。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

もう少し詳しくに言いますと、事業所の数については、各県が指定するところですので、拾うことはできるんですけども、それを、例えば、鳥栖市が利用しているお子さんたちが幾つ使っているかっていうのは、支払い状況で確認をすることになります。これは、丁寧に拾っていかうとすればできないことはないのですが、すぐに明確にわかるようなシステムにはなっていないかと考えております。

成富牧男委員

もういろいろ言いませんけど、それは、県の協力も得て、それぐらいの基礎的な数は把握できるようにすべきだと思います。この事業のそもそもの内容にもかかわることだと思いますので、きょうは件数だけでいいですけど、今のような要望を、とりあえずしておきます。

最後に、これは7ページ、令和元年度の繰越明許費について。先ほど、それぞれが繰り越しする予定である説明は終わりましたけれども、もうちょっと丁寧な、例えば、当初予算でこういうふうに上げておいて、いつまでにしようと思っった事業ですけど、こういう理由でこうなりましたっていう、この前置きのところを、もうちょっと丁寧にやっていただかないと。できれば、そういう形でちょっと継ぎ足してもらえませんか、せっかくですから。

今村利昭文化芸術振興課参事

文化芸術振興費のほうですけども、今、1億2,000万円を繰り越ししておりますけれども、内容につきましては、工事が2つございまして、1つが、エレベーターの改修工事。これが2,900万円で、当初の予定は3月完了で考えておりましたけれども、今の予定で令和2年7月までを繰り越す予定としております。

それと、もう一つが舞台機構の改修工事。これが9,100万円。これも3月完了で考えておりましたけれども、これにつきましては、1年だけ延ばして令和3年3月の完了で計画しております。内容といたしましては、舞台機構の改修工事につきましては、大ホールの舞台の吊

り物機構とか、あと床機構の操作盤、それから、制御盤の更新工事、それから、マシンの更新工事などが入っております。

あと、どうして3月までかかるのかということでございますけれども、文化会館は催し物に対して1年前から施設の利用の受け付けをしておりますので、年間スケジュールも管理しながら施設の運用を行っておりますので、来年度のスケジュールはもう既に確定しておりますので、現段階で施工できるのが1月からということになりますので、令和3年3月までかかる見込みとなっております。

それから、エレベーターのほうで工事がおくれたことにつきましては、これは、毎年3月に市役所で行われておりました確定申告の会場が、新庁舎建設の関係で、今年度は文化会館のほうへ場所を変えて行うということと、国の交付決定が遅くなって、それから設計を始めて、煙を遮断する遮煙機能とか耐震機能などの機能向上も図ったことで、十分な工期の確保が困難となって舞台機構の改修工事も繰り越しをすることから、エレベーターのリニューアル工事も繰り越して対応することといたしました。

以上でございます。

成富牧男委員

今、最初こうでしたけどっていうとば聞いたわけですね。

本当を言ったら、最初の説明からその説明ずっとやっていただければ、こちら辺はどういうこと、おかしか、おかしくないとか言えるんですけど、今の話でもちょっと気になるところがありましたけど、そもそも明許繰り越って、どういうときにこういう手法っていうか、使えるのかっていうことをちょっと答えていただけますか。

江副康成委員長

どなたがお答えになりますか。（「ざっとでいいです」と呼ぶ者あり）

今村利昭文化芸術振興課参事

当年度に工事の見込みが立たないような場合に繰り越明許をしております。（「その理由が幾つかあるっちゃう」と呼ぶ者あり）

詫間聡健康福祉みらい部長

繰り越明許の理由に対して、具体的なものを申し上げます。

例えば、事業費をする際に、設計に関する費用とか用地に関する費用、そういったものに関して、不測の日数が生じたために、当初年度契約をしている部分が3月までに事業が完了できない場合ということになります。

今回の文化会館と市民球場の関係でございますけれども、今年度が骨格予算ということで、予算計上が6月になっております。それとあと、社交金の交付決定が8月ということですので

次に、議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

それでは、ただいま議題となりました議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の26ページをお願いいたします。それでは、説明をさせていただきます。今回、先ほど乙議案、補正予算のほうでも御説明申し上げましたとおり、子どもの医療費の助成につきましては、通院費の助成を現在小学生まで行っておりますけれども、令和2年4月1日から小学生までを中学生まで拡大するというので、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るという目的で、今回、条例改正をお願いするものでございます。

条文の第3条第2項第2号中に、12歳——小学生が満12歳ですので、これを中学3年までの満15歳に改めるものでございます。

令和2年4月1日から施行する予定でございます。

説明については、以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

単純な質問なんですけど、12歳から15歳とあったんですけど、そこは、なぜ15歳なんでしょう。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

小学6年生が12歳の年度まででございますので、これは中学3年生ですので、満15歳までということでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

中学生やけん15歳ですかね。高校生とかはもう含まずに、中学生断定で自動的に15歳になったという考え方でいいですかね。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

今回の子どもの医療費の助成の拡大につきましては、通院費を現在小学生まで助成を行っております。これを中学生まで拡大するというようなことで、満15歳までということでの改正でございます。

以上です。

成富牧男委員

端的にお尋ねしますが、主要事項説明書の6ページに載っているんですけども、保護者負担額っていうのが下にありますね。令和2年3月受診分までということで、月500円掛け2回の部分、このことについてお尋ねしたいんですけども。

今回、中学生まで通院の助成ができたっていうのは、非常に、一定の評価をしておるわけですけども、よく言われるのが、無料って私、言ってしまって、保護者の方が、何ば言いよつと、無料やなかやんねって、私たち、1,000円出しよるとよって怒られた経験があります。

それで、なぜ500円掛け2回を取るのかっちゅうことを。

ちょっと、まとめて質問しますね。そのことが一つ。

それと、もう一つは、今回、中学生までやることによって、いわゆる負担額は幾らふえるのか。そして、それによって、今までこれだけの負担をしていたのがこれだけになりましたと、負担額の全体額そこんところを教えてください。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

保護者のほうから一部負担金をいただいている理由でございますけれども、やはり全額無料ということにしますと、際限なく医療機関にかかられるというようなことが想定されます。あくまでも医療費の抑制というようなことで一部負担金を徴収しているところでございます。

それと、中学校通院まで助成した場合の増ですけども、国保ペナルティーを含めたところで、3,500万円程度になるんじゃないかというふうに想定をしておるところでございます。

それと、医療費の総額ですが、この3,500万円プラスしたところで、3億円程度になるんじゃないかというふうに想定をしております。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございます。1点目についてお尋ねしたいんですけど、一番新しい年度、1年間でわかるやつでいいんですけど、500円掛ける2、この一部負担が、例えば、平成30年度の決算でもいいですけど、その分だけでどれぐらい年間あるのか。

それが1つと、さっき言われた抑制効果っちゅうのは、なかなか実証するのって難しいんですかね。いや、こげんして抑制されとろうがって言える……。

以上、2つ。

江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

平成30年度分の保護者一部負担金ですが、6,200万円程度でございます。それと、抑制できるかどうかということにつきましては、調査をやっていないので、わかりませんというのが正直なところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今回、負担額合わせたら、今の6,200万円が幾らぐらいになりますか。今回、中学校まで通院をすることによって。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

事務負担の増ですが、1,000万円程度は増になるのではないかというふうに考えております。以上です。

成富牧男委員

わかりました。ありがとうございました。

牧瀬昭子委員

先ほどの医療費の件でなんですけれども、子供っていう定義が、やっぱり18歳未満じゃないかなあと思うのですが、このあたりを12歳から15歳までっていうふうに引き上げられて、今後も見込みとして18歳未満までっていうことを想定した上での途中経過なのか。本当はここまでしたいんだけど、中学生までが今の限界なんだっていうところなのかっていう、その方向性を知りたいので、教えてください。

江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

子どもの医療費助成につきましては、これまで通院費、入院費それぞれ段階的に引き上げ、拡大のほうをやってきております。これまでそういう経緯で来たところ、今回、小学校の通院を中学校まで拡大するというふうなことで、当然、今、牧瀬委員御指摘のように、児童福祉法でいけば18歳未満までというようなことになりますので、担当課としては、この医療費助成については、当然、高校までというような思いはございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

強い思いを聞いて、大変うれしかったので、ぜひ、今後とも御検討いただいて、その方向性に向かっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ほかに。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

今年度、市内法人の申告状況を見ると、確定申告により還付が増加していることから、法人税をもとに課税しております法人市民税の法人割を減額するものでございます。

なお、国税においても、米中貿易戦争の影響等々で法人税収がふえておらず、2019年度の税収は、当初想定から減じる見通しという報道もあっているようです。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、新築物件の増などに伴い、家屋を6,000万円、また、工場などの機械設備、太陽光発電などの建物附帯設備、構築物などの償却資産につきましては、JR九州、JR新幹線建設局の税額が約1億2,600万円。

また、市内の企業の設備投資に伴う増額分が約9,600万円。

さらに、ここ数年申告納税を強化しておりますが、一定の効果があらわれており、償却資産税を合計2億3,000万円、固定資産合計で2億9,000万円の増額補正を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましても、固定資産税同様、新築物件の増などに伴いまして、家屋を1,000万円の増額補正の計上をいたしております。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、歳出についての御説明をいたします。

資料の3ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費でございますが、節7賃金につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします嘱託職員の時間外勤務手当分の賃金に係る補正でございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センター本館、分館合わせて11施設の光熱水費に係る増額補正でございます。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

同じく款2総務費の項2徴税費、目1税務総務費の節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、給与改定及び人事異動に伴うものでございます。

目2賦課徴収費の節13委託料231万円につきましては、地方税電子申告データ連携サービスの初期導入経費でございます。

市民税、国民健康保険税につきましては、特別徴収義務者から給与支払い報告書、税務署の確定申告や市県民税の確定申告などをもとに課税しております。

その中で、確定申告につきましては、電子申告を推進してはいたしておりますが、電子申告には国税庁システムのe-Taxと地方税システムのeLTAXがあり、申告データにつき

ましては連携が図られておりますが、従来の申告書、紙による申告データにつきましては、国税総合管理システムを介してデータが送られてくるものの、送られてくる申告データは一部のデータであるため、残りの部分は、税務署から提供される資料を手入力をしている状態であることから、課税事務の効率化を図るため、また、誤入力のリスク回避のため、税務署から提供される資料を電子化し、クラウドセンターの基幹系サーバーと直接連携ができるよう、システムを導入するものでございます。

なお、本システムにつきましては、来年の確定申告から使用できるように導入をしたいと考えているところでございます。

節14使用料及び賃借料8万3,000円につきましては、ただいま説明をいたしました地方税電子申告データ連携サービスの利用料、1月から3月の使用料でございます。

節23償還金、利子及び割引割引料につきましては、先ほど今年度の市内法人の申告状況を見ると、確定申告による還付が増加しているため、法人市民税の法人割を減額すると説明をいたしましたが、市税の還付金につきましては、歳入金還付ではなく、歳出による還付となっております。

本年度当初予算額4,700万円に対し、不足を生じる事態となっております。

本年10月末現在で不足していた還付金1,089万8,000円につきましては、先月11月に予備費から充当をさせていただき、既に還付をいたしておりますが、今後の申告により生ずる市税還付金の見込み額1,300万円を増額補正するものでございます。

以上のことから、お手元の資料では、補正後の予算額は6,000万円となっておりますが、先ほど予備費を充当させていただいたということで、本年度の市税還付金総額は7,000万円程度になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

続きまして、資料4ページをお願いいたします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のうち、節2給料から節4共済費までは、市民課職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節3職員手当等及び節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員1人分の給与改定に伴います人件費の補正でございます。項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の節2給料から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員3人分の給与改定及び人事異

動に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

款4衛生費、項2工事、環境衛生費、目1環境衛生総務費、節11需用費のうち、燃料費につきましては、豪雨災害のごみの収集運搬による燃料費の不足と、印刷製本費につきましては、次期ごみ処理施設整備に係る住民説明会等の資料の印刷によるものでございます。

5ページをお願いします。項3清掃費、目1清掃総務費、節2給与から節4共済費までにつきましては、環境対策課職員の人件費で、給与改定及び人事異動に伴う補正でございます。

目2塵芥処理費、節11需用費につきましては、指定ごみ袋の不足見込みに伴う追加の作成費用となります。

節13委託料につきましては、豪雨災害時のごみの処分費や臨時収集の増加に伴う廃棄物特別処理委託料でございます。

以上、市民環境部関係の一般会計歳入歳出補正予算について御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

法人市民税について。歳出のほうは、市税還付金として御説明があったので、歳入のほうでお尋ねします。

2ページをお願いいたします。款1市税、項1市民税、目2法人、節1現年課税分で、今回1億円の法人税割があるんですけど、これ、ただ単に企業さんの利益が減少したっちゃうことになるのですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

大きく2つ要因として考えられると思います。

先ほど、説明の中で申し上げましたが、海外、アメリカとか中国とか、いろんなことの関係で、輸出が若干、スピード感が鈍っているという——これは日経新聞とかでも載っていましたけれども——その関係で、やはり国内企業のほうも、先ほど還付金のときも申し上げましたが、中間申告で思っていたよりも利益としては上がっていない。

じゃあ、そんなに日本の企業が苦しいのかといいますと、いろんな決算状況とか見ますと、決算としては、それなりという言い方は失礼かもしれませんが、利益を上げている企業がほとんどです。

ただ、先ほど償却資産の話も若干させてもらったんですが、市内の企業だけではなくて、

設備投資をされている会社があって、通常、設備投資をしますと、償却できるのは、償却率が決まっているんですけど、特別償却という——30%ですかね、使えるような特別減税の枠もあったり、それからあと、よくよく決算書を見ますと、有価証券等の処分をされている企業さんも多いみたいで、それを経費として上げていらっしゃるということ。それで、利益としては、下がっているというふうな決算書を出されている企業さんもいらっしゃるということ。

御懸念の部分、急降下しているのかということですが、その御懸念はないと思いますが、当然、国税の法人税に市民税の法人税も左右されますので、その影響がちょっと出たということで、今回、1億円の減額補正をさせていただいたということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

調べていても、確かに間違っただけで中間申告をしとるとか、そういうところも、そんなめちゃくちゃ多いわけじゃなくて、だったら中間決算で多過ぎる納税をしとるかということ、そうでもなくて、意外にも、企業さんによっては、グローバルにやるとるんで、利益は伸びとるけれども、実質市に入ってくる額は減っているっていう状況もあるので。

この辺って、今回、歳入としての法人市民税が減っているっていう事実はここで出てきているんで、来年度以降、どう考えるかなと——ことしベースで、そこを教えてください。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

今年度につきましては、今申し上げたとおり、前段としての中間申告よりも利益幅が抑えられたということで還付をしているということで、今回決算をした部分についての中間申告は、当然、おさえてされてあると思うんですね。

ですから、来年、今のような状態がさらに続くかどうかというのは不透明ですが、ただ、1つ米中の関係、それから、日韓の関係とかがありますので、今も決算というのが連結決算とか、かなり海外支店まで含めたところの決算というふうになっていますので、それは、例えば鳥栖であっても、田舎であっても、絶対に影響される部分ではあります。

ですから、これはまだ当初予算の話になるんで、余り詳しくは言えませんが、今までのような考え方ではいけないと思いますが、本年度のように極端にはならないと思います。

そこは、財政当局と協議をしながら、来年の予算に備えたいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

よろしく願いますというのもちょっとおかしいですけど、やっぱり、1億円がここで補正で上がってくる、その前の過程っていうか、の中でも予備費とかの件も今、御説明であ

ったので、想定できる範囲はしながら考えとったほうがいいのかなどというふうに思いましたので。これは、もう要望にかえさせていただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。

成富牧男委員

5 ページ最後の衛生費のところ。補正の要因は、廃棄物特別処理委託料ということですが、今回、90万円ですけど、すいません、当初を調べていないで質問して申しわけないんですけど、90万円というのは、全体で今回、90万円ですよ。

そのふえた理由は処理委託と。じゃあ、もともと幾らあったのか。

そして、積算根拠とかはあるのか、そこら辺をお願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

当初予算としては、260万円となっております。

積算根拠といたしましては、1 回幾ら、1 台当たり幾らとふうになっております。

成富牧男委員

通常の場合でいいですから、特別の場合とかやなくて、今、言われた1 回、1 台幾らうちゅう、幾らは言ってもらわんと。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

1 台当たり4,875円になっております。

成富牧男委員

後で割り算はしますけど、この金額ちゅうのは、特別処理っていうことですから、若干、割高になっておると思いますが、通常の廃棄物処理委託料は、同じような出し方になるんですか。その単価が違って、同じ出し方なのか、そこら辺をお願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

通常のことと言えますと、朝とかの収集については、1 台当たりという単価ではなくて、全体で幾らという話になっております。

成富牧男委員

積算方法がちょっと違うということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

大体、どこもそんなもんなんですか。同じように、これはもう特別っていうことで。よその自治体ちゅう意味です。

これで質問は終わりますので。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そうです。特別収集ということで、臨時収集っていう形なものですから、臨時収集をされてないところもありますし、しているところはあるっていう形になっております。

午後 3 時 29 分開会

江副康成委員長

再開します。

牧瀬昭子委員

今、数字のほうはいただきました、ありがとうございます。

これについてなんですけれども、300万円が上乘せされるっていうのは、自然にふえていくものだというふうに考えないといけないのか。できれば、やっぱり、ごみの量を減らしていくためっていうことで、どういうふうな政策を打っていくのかなっていうのがあるかと思うんですけど。

これだけ、この間もずっとふえていっているんで、今回もまだふえていっているのかなと思うんですが、そのあたりの対策っていうのはどんなふうにお考えかっていうのは、何か方針があれば、お願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

町区とかの資源物回収とかを推進したり、あとは、団体で資源物の回収を進めてもらうのに補助金とかで手当をやっているという形になります。

牧瀬昭子委員

ここからは要望なんですけど、やはり、こういうふうにふえてきているっていうこととか、金額がこうやって上がっていくよということが市民の方にもう少し伝わること、それで、資源物の回収っていうのをふやしていかないと、これだけ税金として食っていってしまうっていうことも、もう少しアピールする場があってはどうかと思うので。

例えばですけど、ごみ袋の販売事業者のところにそういうことをアピールする表示をされるとか、ポップを書くとか、減らしていかないとまずいぞっていうことを、もう少し市民の方にアピールしていただく場があったらなと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

御意見ありがとうございます。今後、考えさせていただきたいと思います。

池田利幸委員

すいません、3ページの款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費のところの給与っていう部分ですね。

12月補正額でマイナスの501万4,000円とか、その次のページもなんですけれども、戸籍住民基本台帳費の職員費もマイナス638万4,000円って、結構大きい額のマイナスがあるんですけど、これは、要因ちゅうか、人が減ったとかいう部分になるのかもしれないんですけど、

ここ、ちょっと御説明いただけますか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

税務課のほうの話でさせていただきます。

人件費につきましては、大体10月とか11月の配置人員で、実際は、総務課の職員系のほうが積算をやっていますので、各課がやっているわけではございませんが、人件費ということですので。

実際、じゃあ4月とか、今年度については、7月にも異動がありまして、今度12月もあつた次第ですけれども、人の異動に伴って、平たく税務課で話をしますと、課長以下の人数30人、これは変わっていません。

その中で、一般会計のほうから28人分負担してもらっています。国保特会から2人、負担してもらっています——この分の人件費は、また後ほど特別会計で話があると思うんですが。

人間が、要するに、人事異動とかで変わって、給料の、当然、その当該等級の職員がそれぞれいますけれども、その人間が入れかわりすることによって、年間の人件費が変わってくると。

極端に言ったら、課長だけで話をしますと、今まで、ある程度年齢のいった課長がいらっしやったのが、今度は若い課長が来たということになれば、その分の人件費は、普通に考えれば下がりますし、だから、一人一人を積み上げていった結果、実際、予算のときはそのときの間でやっているんですが、人事異動があったと、じゃあ実際どうなんだと。

それから、今度、人事院勧告もあっていますけれども、その部分も、異動を含めて、今から先、3月までどれぐらい必要なんだという計算をしたときに、足らなければ増額補正、余るようであれば、今回みたいな減額補正ということになっていますから、それは、予算のときの配置人員と、実際の4月以降の職員の配置によってこの部分は動きますので、その部分の補正を今回、上げさせていただいているという内容でございます。

ざっくり言いますと、以上でございます。

池田利幸委員

今の次長の御説明であれば、当初予定していた課長さんだったり、その上の方々が若い方に変われたとか、全体の人数は変わらずに、上の部分の人間だけが変わったってことですかね。

橋本有功市民環境部長

追加して申し上げますと、当初予算の段階では、当然、現人員体制での人件費を組みます。

それでその後、税務課と市民課については特になんですけれども、4月の人事異動で新規採用職員のほうが配置を2人ずつぐらいされておりますので、そこで新規採用職員の給与、

人件費と、これまで当初予算で編成していた、現人員との差が結構出てまいりますので、それで、給料で言いますと500万円とか、600万円とか、その分の減額補正になっているというふうに考えております。

藤田昌隆委員

じゃあ、今の説明でいくと、今までベテランがおって、ほいで、かわって、若い人になったと。

本当は、課長がそういう若返るっていうのは、もちろんうれしいことなんやけど、今の説明でいくと、そこまで、五、六百万円も変わるほど、じゃあベテラン職員さんは、そんなにもらってんだと言いたくなるぐらいもらっているの。

そこまであるかな、五、六百万円も影響は。やめたけんやないと。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

少し詳しくお話をさせていただきます。今回、給料で言いますと、501万4,000円の減額になっておりますが、中身を見ますと、給与改定に伴う補正ということで、これ、増のほうで7万7,000円。

その他、人事異動等に伴うものということで、509万2,000円となっています。

先ほど申し上げたとおり、一般会計職員、当初編成時28人おりました。現在も28人ですが、内訳を見ますと、人間が11人かわっております。課長だけでもなく、新採だけでもなく、11人かわっております。今年度につきましては、これだけ差が出たということでございますので、そのところは御理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

いや、わかりますけど、それによって職務内容に影響することってないんですか。やっぱり、11人も今度は……、額にしたら500万円やけど、その11人が入れかわることによって、本来やっていく職務の内容について影響が及ぶようなことは全くないのかっていう、引き継ぎとかも含めて。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

これは人事の話になりますので、本来、総務部的な話になりますが、税務課の課長として御答弁させていただきます。

当然、役所の仕事というのは、市民課、税務課、社会福祉課、いろんな部署ございますが、行政事務の入口的なものがやはり戸籍とか、税金とかそういう部分に当たろうかと思えます。そういうことで、やはりどうしても新規採用職員の配置というのが、市民課とか税務課が——オンリーじゃございません、いろんなケースがございますが、どうしても多くなって

ただいま議題となっております、議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。厚生常任委員会資料により説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。まず、歳入について説明申し上げます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節2 特別交付金につきましては、平成30年度特別交付金のうち、特定健診及び保健指導に対します負担金の精算に伴いまして、過年度分として追加交付されるものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、国保業務に従事する職員人件費の増額分及び国保オンライン資格確認対応などに伴いますシステム改修費用に対します事務費繰入金でございます。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険基金繰入金につきましては、平成30年度の精算に伴いまして、普通交付金等を県に返還する必要がございますので、その財源とするものでございます。詳細につきましては、歳出のところで説明申し上げます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

資料の3ページをお願いいたします。続きまして、歳出について説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節2 給料から節4 共済費までは、国保業務に従事する職員7人分の給与改定及び人事異動に伴います人件費の補正でございます。

節13 委託料につきましては、国保オンライン資格確認対応などのシステム改修に関する委託料でございます。

款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、平成30年度分精算に伴う県への普通交付金及び特別交付金の返還金でございます。

資料の4ページをお願いいたします。委託料と償還金につきましては、参考資料として内容の詳細を記載しておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、上のほうの委託料でございます。3つの改修を予定しております。

国保オンライン資格確認対応に伴う改修につきましては、マイナンバー関連のシステム改修でございます。医療保険の資格情報が医療機関などでも確認できるようになるオンライン資格確認が令和3年3月から本格稼働の予定でございますので、それに対応できるよう基幹系システムの改修を行うものでございます。

具体的には、現在世帯単位となっております国保世帯番号に2桁の枝番を追加いたしまして、被保険者個人を識別できるようにするものでございます。国庫補助率は10分の10の予定でございます。

国庫補助金は、社会福祉課の一般会計で受けることとなっております。この改修は、令和

2年度まで改修が続く予定ですので、その分の改修費用につきましては、令和2年度の当初予算に予算計上をしたいと考えております。

次のデータ標準レイアウト改版対応に伴う改修につきましても、マイナンバー関連のシステム改修でございます。国庫補助率は3分の2となっており、国庫補助金額は33万7,000円となりますが、残りの3分の1につきましても、地方交付税措置がとられておりますので、費用の全額を一般会計から繰り入れることとしております。

次の外国人在留資格情報連携に係る改修につきましては、県内市町間の情報連携のための国保情報集約システムと、国保連の国保総合システムを連携させるための改修でございます。

外国人の国保被保険者につきましては、国内での診療費等に係るデータを毎月国に報告することとなっております。現在、報告のために使用している調査ツールが令和2年度までに廃止されることとなっておりますので、この改修を行うこととなっております。国庫補助率は10分の10でございます。

参考資料の下のほうが償還金についてでございます。普通交付金につきましては、平成30年度中に保険給付費から電算処理手数料及び出産育児諸費、葬祭費を除いた分を対象経費として、県から53億円の交付を受けておりましたが、精算に伴う確定額が51億7,679万7,423円となりましたので、差額の1億2,320万2,577円を県に返還するものでございます。

また、特別交付金につきましては、特別交付金の特別調整交付金のうち、その他特別事情の市町村国保予防健康づくり保健事業の国保保健指導事業分として平成30年度中に399万8,000円の交付を受けておりましたが、精査に伴う確定額が395万5,088円となりましたので、その差額の4万2,912円を県に返還するものでございます。

国保保健指導事業につきましては、特定健診未受診者への受診勧奨を行ったことに対しまして交付されたものでございます。合わせまして1億2,324万5,489円を県に返還することとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

すいません、4ページの参考資料から質問させていただきます。下の段です。

これ、交付済み額の53億円と、確定額の51億円ほにゃららというところがありますけど、以前A4の資料でいろいろもらっていましたよね、そこの分ですよ。（「内訳ですか」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 3 時 41 分休憩



午後 3 時 42 分開会

江副康成委員長

再開します。

古賀友子国保年金課長

さようございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、再確認ですけど、2番のところの交付済額の53億円の交付が決定されますよね、53億円っていうふうに。その決定をされる時期。

それと、確定額が51億7,679万7,423円が出てくる期間ですね。それによって、返還される額が今回、決まっていますよね、右側にもありますけど。そこを、まず再確認ばさせてもらえませんか。この時期に交付済額が決定、それで、確定額がこの時期、それで、差額が今出ているっていう感じで。

古賀友子国保年金課長

53億円につきましては、ことしの2月ぐらいに53億円ではないかという見込みを立てまして、県のほうに申請をしたところでございます。

確定額につきましては、最終に4月までお支払いする分がございますので、その分で確定した分がこの51億7,600万円ということになっております。

樋口伸一郎委員

この約51億7,000万円っていうのは4月までってことなんですけど、その確定の可能性、もう大体この額になるって決めつけていいのかなっていうところ、またこれも増減する可能性はあるんですか、4月なので。

古賀友子国保年金課長

支払いにつきましては、4月までの支払いがあるんですけども、その後に交通事故とかがあった場合の第三者交付金とかが入ってきている部分もありますので、その分と相殺したりすることもありますので、5月末を迎えないとこの額が確定しないということになってお

ります。

樋口伸一郎委員

これは、この時期に確定額としてもう出さないといけないというか、それがずっともう今までの流れというか、今の制度になってそんなに間もないんでしょうけど、この流れで今後もういくしかないのか。

それとも、より確定額が近づく時期っていうたら、もう3月しかないですけど、そこまで引っ張って出すほうが返還額としては妥当な金額が出るのかっていうことで、お尋ねしたいんですけど。

古賀友子国保年金課長

こちらの普通交付金につきましては、もう9月の決算の段階で幾ら返還するという事は決まっておりましたけれども、ほかの特別交付金とかにつきましては、6月の段階ではわからない部分がありましたので、今までも例年12月に返還金は予算を組んでおりましたので、このような形になりましたけれども、今後、9月の段階で返還金等がわかってくれば、もう9月に繰り越したとき、同時にもう返還金も予算を組むということも考えられるかなとは思っております。

樋口伸一郎委員

そうですね、その決算額との絡みっていうのが9月にあっているんで、そのあたりというのは、私もこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかという具体的な提案というのでもできないんですけど、その辺、何か、もし調整するというか、一回、決算でこの中身っていうのは議論するので、そこら辺、返還額がまた増減しないように持ってこれればなあと思って質問しました。

だから、やっぱりタイミング的には、さっき事故っていうか、第三者の云々っていうのを出されたんですけど、そのあたりの予測不明なところっていうのはあるかと思うんで、そのあたりも含められんかっていうところで、質問は終わります。

いずれにしても、交付済額が2月で、確定額が4月っちゃうことの差があるので、その辺の調整っていうのは、決算で出てきた金額が極力変わらんようにするのがベストかなと思うんですけど、それは不可能かなっていうのもありますんで。

古賀友子国保年金課長

普通交付金の返還額につきましては、決算のときと変わっておりません。（「ああ、そういうことですね。その資料がないから」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

じゃあ、中身が変わったのか。

古賀友子国保年金課長

それにプラスになりまして特別交付金のほうも返還金がございましたので、その分を合わせて今回、返還するものでございますが、こちらの普通交付金の分につきましては、残額については、1回繰越金として9月に入れておりますので、その分は基金に1回積んで、それで、基金からまたこの分を繰り入れて御支払いするというようにしております。

樋口伸一郎委員

すいません、よくわかりました。

その特別交付金っちゅうか、右側の部分っていうところを今回はやっているんだということがわかりましたので。

ありがとうございます。

成富牧男委員

同じく4ページでお尋ねをいたします。上の段で、マイナンバー制度のインフラを活用した云々とありますが、これマイナンバーを登録していない人が何か不利益っていうか、そういうものがあるんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

国保オンライン資格確認につきましては、マイナンバーカードだけではなく、国保で発行しております健康保険証でも確認できますので、不利益になることはないと考えております。

成富牧男委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう一つお尋ねします。そろそろ、もう来年度の新しい国民健康保険料が固まりつつある時期じゃないかと思っておりますけど、今の検討状況と言いますか、そこんところを教えてください。

古賀友子国保年金課長

12月末に国のほうから確定係数が出される予定ですので、それを県のほうで計算いたしまして、1月上旬には各市町のほうに提示される予定となっております。

成富牧男委員

ということは、今の時点ではわかりませんということでよろしいでしょうか。

古賀友子国保年金課長

さようございます。

池田利幸委員

同じ4ページなんですけれども、私も無知で大変申しわけないんですけど、さっきからいろいろお話に出てくる特別交付金、これは一体、どういうのが対象になっているものなのか

教えていただけないでしょうか。

古賀友子国保年金課長

特別交付金につきましては、その保険者の責めに負わないような、例えば、精神とか結核の患者さんが多いところとかは、たくさんお金がもらえる制度とか、あと、平成30年度から新しい制度になりまして、保険者努力支援制度というのが設けられまして、いろんな指標を点数化して、その点数応じてお金がもらえるっていうようなこともあります。

あと、県からの繰入金とか、あと、特定健診に関する負担金っていうのが特別交付金となっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時56分散会

令和元年12月17日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 出席議員氏名（請願の紹介議員）

議員 尼寺 省悟

4 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長	高松 隆次
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長	舟越 健策
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任	川原 太郎
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任	藤木 太祐

5 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

6 日程

請願審査

請 願第 1 号 ごみ処理施設候補地に関する請願書

[趣旨説明、質疑]

陳 情

陳 情第26号 次期ごみ処理施設建設予定地の移動を求める陳情書

[協議]

7 傍聴者

11 人

8 その他

な し

午前10時開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。



請願第1号 ごみ処理施設候補地に関する請願書

江副康成委員長

まず、請願第1号 ごみ処理施設候補地に関する請願書を議題といたします。

最初にお諮りいたします。請願第1号に関して、紹介議員である尼寺議員と成富議員の趣旨説明を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決しました。

尼寺議員と成富議員は紹介議員の席に。

〔尼寺議員と成富委員、紹介議員席へ〕

それでは、紹介議員の説明を求めます。

尼寺省悟議員（紹介議員）

紹介議員の1人の尼寺です。

請願の趣旨については、きのう、本会議場でかなり長々と説明しました。きょうは簡潔に申し上げます。

お手元に、請願書の要旨というのが書いてありますので、それと理由について3点書いてありますので、まずそれを——もちろんごらんになっているかと思いますが、見ていただきたいと思います。その上で、申し上げます。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時1分休憩



午前10時3分開会

江副康成委員長

再開します。

尼寺省悟議員（紹介議員）

読み上げまして、あと1点だけ、補足をいたします。いいですか。

ごみ処理施設候補地を決定するまで「ずさん」で「災害リスクを軽視する」また、候補地が過去、有害物質が検出されていることを知っていながら建設地として決めた。よって候補地の検証を強く要望する。

あと少しだけいいですか。本会議場でもきのう説明しましたけれども、そのほかに3項目について理由を書いておりますけれども、紹介議員の1人として、とりわけ申し上げたいことは、地球温暖化に伴う気候変動で、百年に一度、今まで経験したことがないような豪雨、大雨が近年降り続きました。

こうした中、次期広域ごみ処理施設が宝満川、安良川、轟木川に挟まれた地域、ここは3から5メートルの浸水想定がなされています。こうした地域に建設することは、水害のリスクに耐えられないのではないか、30年間施設の運営に支障を来すのではないかと思ひ、まずはその点を、当事者ではない第三者の専門家に検証していただきたいというのが請願の趣旨であります。

以上です。

江副康成委員長

ただいま紹介議員の趣旨説明が終わりました。

説明に対し、質疑がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

池田利幸委員

すいません、きのうから趣旨の説明はいただいているんですけども、私自体、今の時点でどうって判断は全くしていない現状の中で、まず、この請願書に対しての部分で聞かせていただきたいことがあります。

1点目、この目的の3番のところに、有害物質の部分が触れられています。それで、検証を求めるってところでこの3点目を挙げられているってことは、環境アセスメントからの再検証を求められているってことになるのかどうか、まず、お答えください。

尼寺省悟議員（紹介議員）

理由として環境問題について触れられておりますので、請願人の趣旨はそうだというふうに思います。

請願者の方として、請願を求める理由の3項目めに環境物質の問題、汚染の問題がありますので、それを含まないというのは、ちょっと無理があるんじゃないかと思います。

池田利幸委員

ありがとうございます。環境アセスメントをやり直すっていうことは、今の場所のやり直していうか、そこに関しては、今まで長い期間をかけてアセスメントをやっているんで、そこからのアセスメントをやり直しすることによって、変更はないと思うんですけど、それも求めるということなんですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

そうではなくて、ここに書いてある環境アセスメントそのものがどうのこうのじゃなくて、こうした問題があるから、それがどうなのかということ、本当なのかどうなのかを検証してほしいということであって、環境アセスまで踏み込んでどうのこうのではないと思います。

もう一回言いましょうか。もともとこの問題は、最初は最終処分場跡地、あそこは、4.2ヘクタールは候補地の中に入っていたわけですよ。それが、最終処分場とその南東部分については、汚染物質があるということで外したわけなんですけど、もともと4.2ヘクタールと決めたときに、この最終処分場跡地にヒ素とか、そういったものが検出されていたと。

これに対して、執行部のほうは、これは汚染物質由来であるとは言えないということを書いていたけれども、ここにおられる馬場さんが県のほうに確認したところ、そうではないと。そうとは言えないということであつたんで、こういった指摘をなされて、その辺を、見解が違うからはっきりさせるために、その辺を含めて検証してほしいということではないのかと、私は思っております。

池田利幸委員

結果的に聞けば、そうしたらアセスをやり直せっていうこと。

尼寺省悟議員（紹介議員）

アセスをやり直せといったところまでを求めているものではありません。

池田利幸委員

すいません、ちょっと、私の理解が悪いのかもしれないですけど、県と広域組合の有害物質についての見解が違うっていうことを御指摘されているってことですよ。

それで、見解が違うなら、その検証をやり直せということは、もう一回アセスをして、きちんとしたところを出せっていう話じゃないんですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

そうではなくて、ここで言われていることは、さっきも言ったように、最終処分場跡地から、ヒ素とかそういった基準値以上のものが検出されたと。

これは、もともとここにあった焼却物質とか、そういったものから来ているのではないのかということ、市が県のほうに問い合わせたところ、そうではないと言われたけれども、ここにおられる馬場さんたちが問い合わせたら、そうじゃないということなので、その辺の検証と、そもそも、こういったところに建設するのはおかしいんじゃないかということを含めて、それがどうなのかということを検証してほしいということです。

アセスをやり直せとか、そういったことではないというふうに私は思っておりますが。

池田利幸委員

ということを検証しろということですか。何かをして……、すいません、これがわからないと、私は、この採択の際に全くわからなくなりますんで。

何をしてくれっていうことを、もうちょっとわかりやすく御説明いただけないですか。

成富牧男委員（紹介議員）

簡単に言うと、市の見解と、請願者が県に求めて、返ってきたことに食い違いがあるっていうことですよ。そいけん、それをただすわけですから。

例えば、ここに来てもらってもいいわけですよ。ここにつちゅうか、しかるべき場所にきてもらって、両方の言い分を再度するとか——きょうじゃないですよ。やり方はいろいろあると思いますが。

市が言った、県は言っていないというのが本当なのか、県が、後から請願人などに言われた、そうではないっていう、それ、反対のことですよ、そこら辺、真偽を確かめると。

池田利幸委員

ありがとうございます。それを求めているんだらうなっていうことを僕も聞いているつもりだったんですけど、要はその相違の部分は何なのかっていうことを明らかにしなさいっていうのが、この3番目のところっていう理由でいいですよ。

成富牧男委員（紹介議員）

そういうふうに理解していただいて結構です。

樋口伸一郎委員

環境アセスについての確認ばさせてください。

例えば、環境調査なんですけど、いろんなやり方とかあるわけですよ、環境調査とか、前倒し環境調査とかもありますし。

期間であったり、その期間が今、漠然と4年間とか5年間で返ってくるんですけど、その期間が、例えば前倒し調査やったら12カ月で終わるとか、そういうところも妥当な期間やったのかとか。

そして、そもそもその環境アセス自体が、鳥栖市が権限を持って行うものではなくて選定

を鳥栖市がしたら、広域の東部環境組合がすべきもので結果、まず、埋設物があったということでそこが外されたっていう今、経緯があるわけですよ。だから、環境アセス自体は東部環境施設組合が行うと、選定地の中で。

それで、妥当な環境アセスであったかどうかという検証というのは、組合ができると思っているんですよ、私は。この請願が採択されるか不採択されるかによって、流れは変わってくるんですが、鳥栖市で採択された場合というのは、おのずから東部環境施設組合には、その情報が行くわけです。

だから、そうなれば、今、結果が出ている環境アセスについても、そのアセスが妥当だったのかという検証を行った上で、今、全くとれてない鳥栖市南部周辺住民の理解を、とって進める。

今はもう無視したような状態というか、住民意見は全く反映されてない状態で強行突破という形で進めているような環境アセスの結果になっているんですけど、そこを、検証することで、住民の理解をとっていき、どっちに転んでも、ほかに選択肢があるような検証結果になるかもしれんし、そうでない、ここで進めるしかないという結果にもなるかもしれんし、それが検証ですから。その検証を、ここで採択すると、東部環境施設組合でもその続きの検証ができるというふうに僕は考えているんですけど、それは、そのとおりでいいですかね。

違えば、例えば、鳥栖市で全ての権限を持って、選定地まで変えるというような検証するという、極端な考え方をすれば、もう範囲を越えて行っちゃうんですけど、今、妥当な環境アセスだったかというの、まだ、住民が理解できる形になっていないから、全然理解促進にはつながっていない状態で進めているので。

そのあたり、妥当なアセスだったかという検証を、まずはすべきかすべきではないかという採択でよろしいんですかね。

僕はそう解釈しているんですけど、どうでしょうか。(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと待って。質疑ですので、お答えしていただきたいんですけど。

尼寺省悟議員（紹介議員）

樋口議員が言われたこと、ちょっと私は理解ができませんので、何とも、そこまで、御答えは。

樋口伸一郎委員

そういうふうに多分なっているんですよ。今、東部がこの環境アセスもしているんですよ、今のところも。それを、結果を受けて、鳥栖市の環境対策課がいろいろ説明をしているんですけど、ただ単に、出た結果を淡々と述べているっていう状態なんですよ。

それで、その結果の中身を住民の詳しい方とかがいろいろ調べると、やっぱり県との整合性のずれとか、いっぱい出てきとるわけですよ。

ですから、そこのあたりがじゃあ妥当なのか、そうじゃなかったら、ちゃんと妥当なアセスをすべきでしょうっていう検証をこの中には、例えば、請願者といいますか、その意図には含まれているものと私は考えているんですけど。

採択、不採択、私がどっちに立ちますよっていう申告をしているんじゃないくて、環境アセスについての検証は、そういう解釈でいいんですかねという確認をしたいだけなんですけど。

例えば、環境アセスを検証しようと思ったら、鳥栖市は鳥栖市なりの考え方で環境アセスについての、妥当やったか、それが市民の、もしくは周辺住民の理解につながっているかっていうような結果を検証する形になると思うんですよ、アセスに関しては。

でも、仮にですけど、この東部組合の構成議員が、鳥栖市だけで行われても、環境アセスが全然妥当でなかったという結果を出すところっていうのが、東部組合になってくると思うんですよ。

こっちは、それは妥当ではないっていう結論を出したっていう報告は、向こうにできると思うんですけど、じゃあ改めてどうなのかっていうのは、また向こうで諮られるべきであって、その前段になる検証をやっぱりここで行った上で、そして、その結果を――組合との情報共有は絶対必要ですから、ここだけでやっても、向こうが知らなければ、2月に定例会が行われる中で、関連議案が全部可決すれば進むわけですから、その環境アセスがそもそも妥当であったかというのを含めた上で、やっぱり2月の定例会の採決になりますけど、組合では行われるべきだと思っているんですよ。きちっとした形になっているかっていう仮定があった上での。

だけん、その前ですよ、言ったら、鳥栖市で今、こういうアクションが起こっているんで、それに関して、鳥栖市でできる環境アセスに対する検証を行うと、行うべきというような意図で僕は理解しているので、そこをどれだけ共有できるかというふうに思っているんですが、いかがでしょうかって。

成富牧男委員（紹介議員）

詳細にお答えすることはできませんけれども、やはり候補地、最適な候補地、ここが現在予定地だというふうに決めたという点では、鳥栖市が再検証せんといかんと思います。

ただ、例えば、今、執行部からいつも答弁があっているように、3メートルから5メートルの水害があっても、浸水、その深さになっても大丈夫なようにつくっておりますと。そこから辺の部分については、やはり、ここではちょっと答えにくいところがあると思うんですよ、鳥栖市だけでは。

だから、そういう意味では、さっき樋口議員が言われたように、一緒になって、連携して、だからそこは、どういうふうに答える部分、検証する部分をすみ分けをするのかっていうのは、ある意味では、鳥栖市とそれから組合のほう、ひょっとしたら、組合っていうよりも首長会でというふうになるかもしれませんが、そういう関係になると、そういうふうな立場で、今回の検証を求めるといふ請願に、その紹介議員になったところでございます。

樋口伸一郎委員

言うたら、検証ですけど、鳥栖市の中でそうした動きがあっていることがイニシアチブとなって、組合の中にそれが浸透して行って、組合の構成議員さんも、そこを知れば検証をする可能性もあるわけですよ、その流れに乗かって、ここは組合でしか検証できんやろうっていうところは。

そいけん、やっぱり、鳥栖市でできる検証をきっちり行って、妥当性があるのかということをしっかり判断しながら進むと――ちょっと漠然としていますけど。

その検証というのは、アセスについては、今、池田委員も言われたんですけど、ほかにもあると思うんですよ。選定に至る経緯とか、今、いろいろありますから、取得から、アセスからっていうのが、期間から、予算っていうのも。そのあたりの、鳥栖市でできる検証を行っていくっていうところで、僕のほうは解釈をさせていただいて、ほかの皆さんの意見を聞きたいと思います。

藤田昌隆委員

ちょっとすいません。さっきから、環境アセスとかいろいろ出てきているんで、ここに尼寺議員が請願の、本会議場でやった答弁書があるんですけど、これは、久保山日出男議員の質問に答えているやつなんですよ。

その中で、今回の請願について、安全かどうか、水害のリスクに耐えられるのか、30年間の運営に支障を来すことがないのかどうか、これをまず検証すべきと考えて、再選定から検証に変えたものであるということ、これは間違いないですね。ここですよ。

環境アセスがどうのこうのじゃないですよ。1点、ここですよ。確認です。

尼寺省悟議員（紹介議員）

今のは再選定から検証に変えた理由なんですよ。

だから、さっきも言うておりますけれども、私は、3メートルから5メートルと、水害のリスク、これが極めて大きいから、その点を検証せよということを本会議場で強く言ったつもりですが、この請願の趣旨の中には、それ以外の環境問題についても指摘がなされておりますので、それも入っていると。これは最初に言ったつもりです。

藤田昌隆委員

これは、環境アセスとかそういうものも入っているという答弁ですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

環境アセスではなくて、ここにあるのは、理由の1つとして、当初にずさんで災害リスクを軽視すると書いておりますよね。ずさんで災害リスクを軽視する1つの理由として、最終処分場の問題、その問題に触れられているというふうに思っております。災害リスクを軽視する1つの例として。

ただ、御承知のとおり、ここはもう既に最終処分場については、候補地から実は外れておるんですよね。（「もう一回お願いします」と呼ぶ者あり）最終処分場は、候補地から現時点で外れているわけですよね。（「最終処分場が」と呼ぶ者あり）跡地が、外れているから。

だから、私としては、主体はあくまで3メートルから5メートル、水害のリスク、これが一番問題ありで、この部分を中心にして、これをやっぱり検証すべきだというふうに、私は思っておるんですけど。

藤田昌隆委員

今まで、このごみ処理施設の問題は、いろんな勉強会とか、私、一般質問で言いましたけど、たくさんの同じような質問がいっぱい出てきました。それで、市の答弁としては、盛り土を2メートル、それから、中央制御室とか電気室を上を上げて、それで対策をすると。

それで、ハザードマップは千年に一度ぐらいの危機に対して設定されたものっていうことで、対応できるというような答弁を今までずっとされています——執行部はね。それで、執行部は、東部環境施設組合に、その発言を、許可も得ずにどんどん答弁するはずはないと思います。だって、主管は、東部環境施設組合ですから。

はいじゃ、その千年に一度のレベルの災害について、どういう検証する、どうやってするんですか。ちょっと、それを聞きたい。どういったことをすれば、千年に1度レベルの対応ができるんですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

藤田議員、ちょっと、お言葉ですけれどね、これ、千年に一度じゃないんですよ、違うんですよ。（発言する者あり）

想定しうる最大降雨について……、何か、千年に一度っちゅうたら、非常にまれな、ほとんど起きないような、そういう印象なんですけど、そうじゃないんですよ。想定し得るなんですよね。ハザードマップに書いてあるのと同じように。

それが1つと、藤田議員のおっしゃるのは、市が言うから、国が言うから、それを信じろということで、それがそうじゃないから言っているわけですよね。

ちょっと、例は別なんですけど、御承知のように、今のみやき町の香田にあるあの施設、

知っているでしょう。あれは、平成16年から開始されたんですが、当時、住友金属、これは、初めてやったわけですよ。そして、ガス化溶融炉の中でも、ガス化改質方式ということで、これは、危ない、危ないと、初めてやるということで、鳥栖市を実験場にするかということで、私も大分言うたんですよ。御承知のとおり、トラブル続きで、2年間もとまったんですよ。

そして、その間どうしたかっちゅうと、佐賀とか、久留米とか、近隣のところにごみを運んだんですよ。

そして、そのときに、当初、候補地にというふうに設定したのが、住金が十何億円と言って、結果的に7億円で折り合って、そのことによって、鳥栖市は7,000万円、負担が出てきたわけです。

こういうふうに、業者とか執行部は、安全だ、安全だ、大丈夫だ、大丈夫だって言うんですよ。それが、今までの経過として、そうじゃなかったから、そして、住民の方も心配しているから、第三者の専門家に対して検証してもらおうと、本当に安全かどうかを、そういうことなんですね。

藤田昌隆委員

今、2年おくれたと、あの問題は、ちょっと違うところの問題が大きかったから、延びたんじゃないんですか、あれ。知っているでしょう。どういう本質があって、問題が……、施設の問題じゃないでしょう。わかっているでしょう。施設の問題じゃなくて、ほいじゃ、昔の新聞を見てください、どういう記事が載っているのか、それからですよ。

それで、今、2年間延びたけど、ほかの施設に分散してやったということですが、その辺は、例えば、今と昔と、ごみの排出量、今、1日102トンですよ。パッカー車で百何台ですか、の分が2市3町で出るわけです。その場合に、今回おかしいなと思ったのは、肝心なごみの話——施設、環境、もちろんこれも大事です——しかし、目の前に1日百何トン、パッカー車百何台分が排出されるわけですね。

ほいじゃ、2年間どこかほかの施設に頼みますっち。言いましたように、東脊振、それから、宮ノ陣、それから、この近辺では基山の宝満か、ありますけど、どこも100%稼働じゃないです、当然、100%稼働はしませんけど。

1日100トンから出るごみを、ほいじゃ、吉野ヶ里と神崎市は、前あった東脊振にお願いしますと。ほかのところのごみは、宮ノ陣と宝満にお願いしますっちゅうことしかないわけですよ。それが2年も3年も、ずっと続くと思われませんか。第一にほかの施設が受けるかどうか、その辺は。

ほいじゃ、皆さん方、出てきたごみはどうするつもりですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

いや、私が言いたいのは、目の前に3メートルから5メートルと、浸水地域が出てくるわけよね、豪雨が降り続いて。そういったところに建てていいのかということなんですね。

建ててしまっって、被害を受けて、それこそ、1年も2年もということはわかりませんが、そういったところに建てていいのかということなんです。それが一番問題でしょうもん。

そのことで被害を受けて、3メートルから5メートルとなって、3メートルから5メートルになるっちゃうことは、堤防が決壊する、そして、そのことによって、水だけじゃなくて、土砂とか流木とか、あるいは、あそこに橋があるから、橋の手すり、ああいったものが押し寄せてくることによって、あそこの機能が失われるのではないのかなと心配しているからであって。

業者が大丈夫、大丈夫って言っている、それが、本当に大丈夫かどうかということについて、第三者の、利害関係のない人たちにまずはやってもらう、それが一番でしょうもん。あなたがおっしゃることは、その先に考えることじゃないですか。

江副康成委員長

一応、質疑で、意見の戦う場じゃございませんので、提案されている趣旨のところに対する質疑ということで――質疑はいいですよ、考慮して言ってください。

藤田昌隆委員

すいません、尼寺議員。ちょっと、私が聞いた、目の前にある100トンからの1日排出されるごみに対して、前、話した時に、いや、それは執行部が考えることさといってということで片づけられましたけど、言われたやないですか、この前。（発言する者あり）まあいい、話されました。

目の前に出たごみは、執行部がそれは考えることっち。ごみ処理施設の完成が2年も3年もおくれたら、その間のごみはどうしますかと。さっき言った、他の宮ノ陣とかあの辺は受けてくれませんかよっち。

そうした場合、目の前にある、ごみ処理施設の話をしなごら、肝心なごみの話をしていないじゃないですかと私がお聞きしたら、いや、それは執行部が考えることたいっち、それはないでしょうと思うんですが。

尼寺省悟議員（紹介議員）

私たちは、検証しろと言っているわけですよ。検証することで、何でそんな状態になるんですか。

検証してくださいって言っているわけですよ。検証した結果、どうなるかわからんわけでしょう。何でそのことでごみがたまるとか、おくれるっちゃうことになるんですか。私、そ

れを聞きたい。それは、おかしいんじゃないですか。

検証しろと言っているわけですよ。(発言する者あり) 検証することで何でおくれる、ごみがたまることになるんですか。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時33分休憩

oo

午前10時35分開会

江副康成委員長

再開します。

尼寺省悟議員（紹介議員）

何を検証するかについては、冒頭言いましたように、3メートルから5メートルのそういった地域に建てることに対して、請願者を始めとして、物すごく不安を感じているから、その辺についてどうなのかということについて検証していただきたいということです。

具体的に何を検証するかということについて言うならば、それは、私は、ちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。何をするかについては、専門家にそれこそ任せていいと。私たちが言ったら、狭くなると。

どういうことかと言うと、例えば、給食センター御承知ですか。（「給食センターの話はいっち」と呼ぶ者あり）

ちょっと聞いてんですか。給食センターの検証の際は、「意味がわからん」と呼ぶ者あり）
どういうことをしたんかと言うと、あの当時は、唯一、あそこは被災したと。そのときに、クリアランスの問題、壁と天井のクリアランスがあって、そこがくっついたということがあって、それを黙ってやったということで、当時からクリアランスが問題だという話になっただけです。

ところが、検証委員会に対して市が注文したのは、何でそういうふうになったのかという検証と原因、それと、建設した当時、どういう状況になっておったか、この2つだけなんですよ。細かいところまで何も言っていないわけですよ。細かいところまで言うと、（「それは関係ないっち」と呼ぶ者あり）それこそ、専門家の幅を狭めると。

だから、今回でもそうであって、30年間安全かどうか、あんなところに建てていいのかどうかについては、もう専門家に任せて、専門の方がどこを調べたらいいかということ、それこそ、河川学者とか、災害の専門家とか、あるいは、建築学、土木、それから、気象学、そういった専門家の目から見てどうなのか。

本当に、業者が言うようなことをやってみて、30年間大丈夫なのかと、水害リスクに耐える、やっていけるかちゅうことをしていただきたいというのが……、それを、我々があそこをやってください、やってみたらって言ったら、本当、狭めることになるでしょうもん。何も知らない素人がやったとしても。そういう意味です。

藤田昌隆委員

わかりました。趣旨はわかった。

そうしたら、例えば、どれぐらいの期間かかると思いますか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

そのことについては、請願を受けたのは市長なんですよ。それは市長が考えることだと。我々としては、できる限り速やかにとしか言わない。

その責任は……、市長に今、言っているわけですよ、最初から言っているわけじゃないですか。請願が採択されれば、それは、市長が受け取って、それに対して誠実に実行するだけの話。我々には、その権限はない。

江副康成委員長

藤田議員、いいですか。

藤田昌隆委員

どうぞ。

竹下繁己委員

今回、この請願の取り扱いをどうするか議論をしているわけであって、先ほど尼寺議員がおっしゃったように、簡潔に言うと、専門家の第三者委員会をつくって、この候補地が最適、ここにつくってもいいかどうかというのを検証してもらいたいってことで間違いないですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

私は、紹介議員として、請願者の思いはそういうことだと理解をしています。

竹下繁己委員

ありがとうございます。市がこうやって、この工法でつくって、大丈夫ですというものを、多分、この請願を出された方々は、それでも不安だと思うんですね。その格差を埋めて、ここでも大丈夫ですというお墨つきが出るか出ないかは、ちょっとわからんですけどね。

もし、それで、防災の専門家とか、環境の専門家とかを入れて、第三者委員会をつくるということで、そのときに、例えば、3メートルから5メートル、浸水被害がひどくなる地域になりましたということで、市側が、こういう工法で、こういう対策をとって、大丈夫な施設をつくりますというようなコメントというか、聞き取りとかも、そういうのも含まれていますか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

これは、DBO方式とあって、組合のほうから、こういった災害、水害の危険性があるから、それに耐え得るような施設をつくってくれということで、組合が業者に委託して、あるいは丸投げして、業者が、それならば、わかったということで、つくるわけなんです。

だから、そのことについて、本当にそれで大丈夫か、耐え得るのかということ、やっぱり第三者の目から見てもらうと。私はそう思っているんですが、ただし、最初に言ったように、請願が採択されたときには、市に行くわけですね。市長さんが、それに対してどのようにされるのかと。

少なくとも私は、請願者の趣旨を誠実に受け取って実行すると、そういう責任があるけれども、でも、ある意味では、そこから先は、あるいは市長がこうやると言ったら、少なくとも、地方自治法上では、やったことに対して、どういうふうにしたんかということ、結果の報告を求めることができるだけになっているんですね。結果、途中経過とか。

だから、少なくとも私としては、第三者と、市が選んだだけやなくて、本当に、客観的、公平にできるような形で、もしできれば、その専門家についても、請願者のほうから推薦してもらって。その辺は、後の問題になろうけれども。できるだけその辺が、公平公正に、第三者の目から見て、ちゃんとやれるように、30年間支障がないような形の検証ができればいいのではないかなと。

竹下繁己委員

理解しました。それとは別に、この理由の1とか3とかでいきますと、なぜ、この土地を候補地に選定したのかっていう文章が結構あるんですよね。全く災害についてのリスクを軽視し、理解できないと。

3番で言うと、なぜ候補地の再評価を実施しなかったのか理解できないと。結果、場所ありきで進めたことが言えると。

こういった候補地選定の経緯を検証するということは、別と考えてよろしいですか。

成富牧男委員（紹介議員）

それも検証の中に入ると、私は、当然思います。ずさんでってところの中身が入ってきますので。

竹下繁己委員

その経緯で、責任がどこにあるかとか、そういったところですよ。なぜこのような混乱を巻き起こしたのかとか。そういったところの責任——責任というか、経緯の検証ですよ、それも含まれるということですね。

成富牧男委員（紹介議員）

客観的にどういう経緯でということですよ。

それから、ついでに言わせていただきたいのは、先ほどからいろいろ委員の中でも疑問がある人、もうちょっと進んで、そのまま行くべきではないかというような立場で発言されているんじゃないかと思われたり、それと、私たちのように紹介議員になって、市民の声をどうにかして生かし、届けたいという、いろいろな立場があります。

だから、そういういろいろなものがあるから、さっきから尼寺議員が言っているように、第三者委員会で検証したらどうかっていう、その結論に至ったってということですよ。

以上です。

池田利幸委員

すいません。僕は、このやりとりの中で、最初言いましたように、どっちかっていう態度を決めてこの場に入っているわけではありませんので、まず、僕、最初、文脈的な分でお伺いした中で、もう途中でほかに流れたんで。

2番目の口のところで、最後の文章、守れない防災計画は捨てたほうがよい。これ、採択したら、市に対して防災計画を捨てなさいっていうお願いになるんですよ。これは、どう取り扱おうと思って文書に載せているのかの説明をいただきたいと思います。

江副康成委員長

わかりますか。2のイ、口の口の末尾。

池田利幸委員

もう一回言いますね。

口の最後、そこは基本的に……、捨てなさいっていうのは、ここは厚生常任委員会です。それでは、まずもって判断できない話なんですよ。庶務防災、総務の扱いになります。この考え方はどうなのかっていう考えをお示しいただきたいなと思うんですけど。

尼寺省悟議員（紹介議員）

防災計画の中で、昭和28年、そういった豪雨災害があって、今後も発生することを想定されていると。

それで、そういった鳥栖市の状況の中で、水害リスクが高いところに建設用地として決めた、そのことは、地域防災計画の決めたことを考慮していないので、そういう計画だったら

捨てたほうがいいということではないのかと思うんですよね。頭から守れない防災計画、防災計画を捨てろとは言っているわけではない。そういった文脈の中から、守っていないんじゃないのか。

だから、守られないような計画だったら、捨てたほうがいいんじゃないかという意味ですね。計画そのものを捨てろと言っているわけではない、そういう意味だと私は理解しています。

池田利幸委員

この文書は、感情論ということでもいいんですよね。

もし採択になるってなったら、その部分は消すことを要望するってなれば、消してもいいですよっていう判断っていうことですね、感情論で書いたっていう。

尼寺省悟議員（紹介議員）

これは、私一存で決められませんので、その請願者の方と相談して決めさせていただきます。よろしいですか。

私は紹介議員の1人なので、私が勝手にちゅうわけにはいかないので。

池田利幸委員

あと1点。専門的に第三者に検証を求めたほうがいいんじゃないかっていうことの検証をっていうお話でされていると思います。この時点で、私たちがどういう検証をっていうのが、きちんとした形で、検証の内容を理解しないことには……。

これ、請願を受けましたってということで市長に持っていきます。それで、市長側が何の検証をしたらいんですかっていうのが、また振り出しになる可能性のほうが高いと思うんですよね。

この時点での、今、ずっとやりとりを私、聞いていまして、これ、水かけ論なんですよね、最終的に感情論になってきているんで。

これを採択します、じゃあ市長に持っていきます、市長に対して検証を求めますというときに、市長から必ず、検証するにしてもその意図の部分からどういう検証を求めているっていうのがはっきりしないと、持って行った先で、また同じことのやりとりになるんですよね。

その辺は、ちょっと整理していただくとありがたいなと思うんですけど。

尼寺省悟議員（紹介議員）

それは、さっき給食センターを例にして言ったでしょう。だから、給食センターが、建てて1年半で被災したと。

このことについて、つくっているときにずさんな設計をしたんじゃないかとかがあるので、その原因を求めてくださいという、大まかな形で申し込んで、それを受けて、専門家が、あ

あそうか、わかったと、それなら、こことここを検証してみようという形になったんだから。

そういった意味で、請願として、この水害リスクが高いところに建てるのは不適當であると、本当に30年間大丈夫かということに対して、心配しているから、そのことを検証してくださいというふうに言えば、それは、市長は専門家を呼んで、こういうふうな指摘だから、ならばこういった専門家に頼んで、こういうふうにやってもらうとか、専門家が、私は考えることではないかと。

我々が言うことじゃないんじゃないかと思うんですよね。それは、給食センターのときだってそうだったし。

池田利幸委員

多分、今まで、給食センターもそうですけど、新産業集積エリア、水道事業の架空発注、第三者を入れてっていうことでやっていると思います。

この3点は、基本的に責任のとり方とかいう部分で専門的に入れてやっていますが、今、水道の架空発注の部分、第三者委員会を入れて検証を求めると言っているんですけど、まだ結果が返ってきてないからわかんないですけど、きちんとした意図が伝わっていないと、こちらが求めている答えじゃないって、よく皆さん、全協とかでも報告書に対して言われますよね。

意図したことをきちんとっておかないと、向こうからの返答は、きちんとした回答が返ってこない。

今、私、ずっと聞かせていただいていた中での趣旨説明っていう部分、もうちょっと、今はもう第三者を入れて検証をやり直しなさいよっていう部分だけにしか聞こえないんですよね。

だけん、その部分の意図を、もうちょっと整理してもらえれば、まだ僕自身が理解しきれていないっていうのが現状です。

江副康成委員長

答弁できますか。

成富牧男委員（紹介議員）

今の御質問に直接の答弁になるかどうかわかりませんが、一言で言うと、何を求めているかという、今の予定地が最適かどうかを検証してくださいと。

だから、その検証方法については、さっき尼寺議員が言ったように、第三者委員会の目でやったほうが、より中立公平にできるんじゃないかと。

議員の中にもさまざまあるし、市民の中にもさまざまあるかもしれません。だから、そういう意味で、第三者の目を入れて……、一言で言うと、今、進められている現在地が本当に

最適かどうかを検証してくださいという趣旨だというふうに私は理解しております。

牧瀬昭子委員

今、検証の話が出たんですけれども、市長に全てを検証してくださいという形になっていくと、市長側としてはどうしてもやっぱりここに建てたいということで、そちらのほうにやはり、先ほどの、感情というところがあるかもしれないので、できれば、やっぱり市民側のこの方をついていうことで。ぜひ検証していただく中でも、さまざまな意見の中で、こういった意見が出ましたっていうのを表に出してもらったところで、検証ということで積み上げていただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

市長は、私、きのうも言ったんですけれども、請願者の趣旨に沿った行動をせないかんといいふうなことも書いてありますので、その辺の具体的に、あなたが言われるような懸念、あると思いますので、それについては、採択された後、どのような形で、検証委員会ということについては、ちゃんと請願者のほうと協議をしてやっていただくのも、私は必要ではないのかなと思っております、公平公正を保つためにね。

少なくとも、市や組合は、推進者の側ですので、そういったことから見ると、公平公正を保つためには、請願者の推薦した方も入れるということも、やっぱり重要なことではないのかと思います。

その辺は、また採択されてからのお話ではないかなと思います。

江副康成委員長

牧瀬議員、いいですか。

牧瀬昭子委員

はい。

樋口伸一郎委員

検証の中身についての質疑が多分、繰り返されているのかなと思ってはいますが、個人論になってしまいますけど、やっぱり今の検証は、3メートルから5メートル——制度上かもしれないんですけど、ハザードマップの想定区域が危険になったと。それで、これまでも、組合のほうでは、一転二転してくる状況変化にも何とか議決してきとるわけですよ。

でも、この変化には、さすがにっていうところもあって爆発しとる状態だっていうのは、違う場でも御意見させてもらったんですけど、言うてしまえばですけど、まずは、3メートルから5メートルの想定エリアの中に建てることについての検証、これは、鳥栖市の考え方でいいと思います。

それで、3メートルから5メートルになることについての検証、そしてひいてはですけど、

もともと、今回、リサイクルプラザを例えに上げてちょっと恐縮ですけど、鳥栖市が責任を持ってその選定地決めるってまでは書いてないんですけど、選定地を努力するってなっていますよね。

その流れで来ているので、鳥栖市の考え方として、じゃあ、仮に3メートルから5メートルに建てることも妥当であるっていう検証結果が出たとしたら、それは、自動的に向こうから責任をもってそういう判断をしたというふうにとられかねないわけですよ、向こうでも。

だから、私は、その検証については、まず3メートルから5メートルの場所にこのまま建てていいんだって考えているっていう鳥栖市の考え方の検証でいいと思うんです。

それで、その先を例えますと、検証をすること——私は3メートルから5メートルの想定区域——でちょっと言われましたけど、最適なのかっていう部分、そこが最適なのかっていうことに対して検証して、鳥栖市としての考え方を出す——新聞報道等でもあっていますけど。

その検証を行うことで、例えばですけど、今は組合、そして、鳥栖市の執行部からも漠然と環境アセスに4年間、いろいろしよったら、8年から10年かかりますので、間に合いませんよっていう説明があっています。これ、執行部は、先ほど言われたように推進側なので、この説明以上は出てこないわけですよ、答弁以上と言ったほうが正確ですけど。

だけど、事例をもとにずっとこうやっていくと、例えばですけど、環境評価に12カ月かけて、住民同意に2カ月かける、そういう事例があるから。それで、入札公告を含む、入札までに2カ月弱、これも事例があるわけですよ。それで、建設、これは2年半で終わらせているところが全国にあるので、これを足したら、一番短いところは、4年間ぐらいで選定から建設、着工までして、稼働まで持っていつているところがあるんです。

それで、ここは行き過ぎた検証になるかもしれないので、鳥栖市が今の3メートルから5メートルを適切だと判断できる検証をすれば、これは採択したら、そういう流れになるんですけど——仮定ですよ、組合のほうでもそうした具体的な検証ができるわけですよ。

4年間で、じゃあ新しいところに移そうよってなっても、その次の打開策がない限り、こちらは問題提起ばかりして、質問ばかりして、執行部にあとはどげんかしとけというような状況になりかねんと。

執行部は、あくまでも推進側ですから、そこはやっぱり、今のところしかないってしか返ってこないのが今、ずっと一、二年繰り返されておるわけですよ。だから、議員としては、そこら辺、具体的に次の一手を提案できるように、まずは鳥栖市として、今のところが妥当であるとか、それとも、違う結果が出るっていうのは、検証によってしかわからんので、そこはもう、はっきり3メートルから5メートル、この中に今後、強行的に進めていくのが妥

当なのかっていう検証で、僕はいいかなと思うんですよ。その採択によっては、組合のほうで、期間から、予算から、例えば、契約一覧書、おととい入手したんですが、やっぱり協定書の中に焼却施設とリサイクルプラザ、20年って書いてあるとですよ。

それで、焼却プラザは20年って書いてあるけんがだめでしょう、リサイクルプラザは20年に入っているけど、オーケーと。こういうのをずっと調べていけば、いろいろ出てくるわけです。

ちょっと前の話ですけど、組合の平成22年2月定例会議事録の中にも今の末安副管理者ですけど、うちの橋本市長が管理者です。副管理者が今の末安町長——がお答えの中に、焼却施設の20年間にリサイクルプラザも含まれたものと考えておりますって言っているんですよ。でも、今は違いますよね。

だから、その辺の整合性とかを組合のほうでも検証は各議員すべきじゃないかという意見が出ているんです。ただ、今、鳥栖市はどうなんだっていう鳥栖市の動向が注視されております。

だから、まずは3メートルから5メートルというハザードマップが大きく変化したことについて、本当にここの土地が妥当なのかっていう、鳥栖市なりの考え方でもいいんで、そこを検証すべきだと思うんですよ。そこが、鳥栖市は、結果、検証すべきではない、検証しなくてよいとなったら、ああ、鳥栖市が問題ないと言いきるけん……、

江副康成委員長

樋口委員に申し上げます。紹介議員に対する質疑をお願いします。

樋口伸一郎委員

ある程度、そういう鳥栖市の方針っていうか動向を注視されているので、そのあたりは、この検証を、この請願書が通るか通らんかって、すごく注視されておるので、やっぱり、検証をすることによって、組合がすべき検証もできるようになると。

まずは、そのきっかけとして、3メートルから5メートル、本当に変更したエリアに建てるのが妥当なのかという検証に限ったほうがいいんじゃないかって思うんですよ。まずは、そこから始めると。ほかにもあるかもしれないですけど。

そうしないと、この検証はどうなのかという個別に上がってきた検証を全部含めないといけないので、まず、主たる検証は何なのかっていうところを限って、そこにとどまらずっていうふうにしたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。（「意見になっている」と呼ぶ者あり）

すみません。3メートルから5メートルのところ建てるという、まずは妥当かどうかっていうところをしっかりと検証するというところでわかりやすくしたらどうですかというところ

ろなんですけど。それによって変わりますと。

尼寺省悟議員（紹介議員）

そのことを含めてもいいのではないかと思います。私が最初に言いましたように、本当にここでいいのか、30年間の運営に支障がないのかどうなのかということの中に、今言われたことは含まれているんじゃないかと思いますけど。

江副康成委員長

答弁、終わりですか、それで。

成富牧男委員（紹介議員）

今、樋口委員が言われたところは、最初から申し上げていますように、主な検証になるし、スタートになると思います。

池田利幸委員

すいません、もう単純に、完全に戻って、この要旨は、基本的に括弧でつけてある、今までのやり方がずさんであったってということと、3メートルから5メートルに変わったことによるリスクをどう考えているかっていう検証の2つをやりなさいってことを言っているってことですね。

今まで、何かいろんなことの話が大きくなり過ぎて、まとまりが全くないんですけど、今求められていることは、ここに書いてあるとおりの、ずさんだったって言われているその部分をもう一回検証しなさい、それと、3メートルから5メートルに変わったことへのリスクが本当に大丈夫なのか、それを、さっき最適かどうかって成富委員も言われていましたけど、その部分、大丈夫なのかっていう、その2点の論点で検証しなさいってことなんですよね、この要望書は。

成富牧男委員（紹介議員）

そうです。

藤田昌隆委員

いや、ちょっと待ってくださいよ。

今、そうですって言われましたけど、最初、確認したじゃないですか。安全かどうか、水害のリスクに耐えられるのか、30年間の運営に支障を来すことがないのかどうか、これをまず検証すべきだと考えていますということと答弁されたじゃないですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

同じことを言ったつもりですが。

決して違うことは言っておりません。同じことです。

藤田昌隆委員

そうですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私は違うと思いましたが。（「私は違うと思いません。同じだと思います」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

先ほど、池田委員からもありましたけれども、要旨のところをもうちょっと、候補地の検証というのを詳しく、例えば、学識経験者の第三者委員会をつくって、防災、環境の面とかで検証を強く要望するとか、そういうふうに文章……、これ、そういうのは可能なんですか。

僕、ちょっとルール知らないんですけど、請願書の文言が変わるとか云々は、ちょっとわからんですけど、要望の件を詳細に書くことは可能ですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

その辺について、できるかどうかについては、事務局に聞かないとわかりませんが、ただ、これはこれとして生かして、今言われたことを附帯意見とかという形でつけることはどうかなとは思いますがけれども。

ちょっと今の段階では、はっきりとはわかりません。

江副康成委員長

委員長から申し上げます。最終的に、この取り扱いは、請願を採択する、不採択するのほかに、一部採択、趣旨採択と4つの選択肢を考えておりますので、そのあたりのことは、その中でまとめられるのかなと思います。

竹下繁己委員

いや、ルールとかじゃなくて、請願者の方と話し合って、こうやって詳細に、書きたくないとか、書いてもいいとか、そういったところ、どうなんですかね。

尼寺省悟議員（紹介議員）

私は、紹介議員1人ですので、ちょっとそこまでは、あくまで請願者の意思ですので、ちょっとそれは聞いてみないとわかりません。

竹下繁己委員

わかりました。済みません。

池田利幸委員

すいません、私もちょっと竹下委員と一緒になんですけど、ずさんっていうのと、災害リスクを軽視するって、例えば、これに対して検証っていう部分、要は、ここの2つを強調されているんで、そこがわかるようにしてもらわないと判断がしづらっていう部分はありますんで。

尼寺省悟議員（紹介議員）

私としては、少なくとも、趣旨説明とか、今まで説明してきたつもりではあるんですけど、

逆に言ったら、まずはそこを検証していただきたいということではあるんですよ。今、言われた、ずさんとか災害のリスクとか、そういったところを検証してもらいたいというつもりはある。

それで、我々は、ずさんである、かつ水害リスクに耐えられないと思っておるんですけど、執行部は、そうじゃない、そうじゃないと、ちゃんとやってきたと、水害のリスクはないと何回も言うわけですよ。

だから、本当にどうなのかということを経験家の目から見て検証していただきたいということであると考えますが。

成富牧男委員（紹介議員）

追加で簡単に申し上げますと、私、前回の2年間も厚生常任委員でおったんですけど、その中で、この次期ごみ焼却施設に関しての陳情書が何回か出ていますよね。その中で、私たち厚生常任委員会は――あなたが言う立場じゃないと言われるなら、とめてもらって結構ですということですが……、

江副康成委員長

この場ではやめてください。と言うのは、この後、執行部に対する質疑とか、あるいは、総括とかそういうところで委員として御意見を述べる場は十分ありますので。意見であればやめてください。

成富牧男委員（紹介議員）

意見ではなく、請願にかかわることですので、発言させていただきたいと思いますが、この委員会は、過去に次期ごみ焼却施設に関して、市民に対して、その不安を解消するように――ちょっと正確な言葉ではありませんけど、努めなさいっていうのを、市というよりも、組合に対して出した経緯がございます。

だから、そういうところもぜひお酌み取りいただいて、結論を出していただきたいなど。

メンバーは若干変わっておられますけど。

以上です。

江副康成委員長

この場は、請願の趣旨に対する内容を深めるための質疑の場ですので。

まだ結論を出すところじゃございませんので。

池田利幸委員

さっき話をしよった続きになるかもしれないんですけど、ずさんなことを検証しなさいっていうチーム、それと、災害リスクを軽視するって書いていることを検証するチームってなれば、多分2つのチームが要るんですよ。手続論の話の検証を進めていくチーム、それと、

災害関係、防災関係のプロフェッショナルとかを入れた、これ、2つの案件なんですよ。

ずさんっていうことを検証しなさいってということと、災害リスクをっていう。これを求めるということは、2つのチームを市長側に対して求めていくっていう請願書と基本的に市長も捉えるとは思いますが。そういう考え方でよろしいですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

ずさんというのは、その選考過程がずさんであるということか、それは、先ほど質問があって、それも検証の中に含めるということを行ったんですよ。

それと、水害のリスクに耐えられないと、そういったことも検証の中に入るということは、さっき答弁したとは思いますが。

成富牧男委員（紹介議員）

今、尼寺議員が申し上げましたけれども、要は、例えば今、池田委員が言われたように、それぞれのチームでやるのかそれ、それも含めて1つのチームで、何とか班、何とか班と分けてやるのか。それは、それこそ第三者委員会ができたとしたら、その場で整理してやられることだというふうに思います。

池田利幸委員

そうしたら、もう完全に、これを採択します、しませんだだけの議論で、後は、市長側に振った先で、市長側がどういう対応で検証するかは、もうそこまでは言い及びませんよっていうことですよ。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時13分休憩



午前11時14分開会

江副康成委員長

再開します。

尼寺省悟議員（紹介議員）

これは、議員必携で、本会議でも紹介したんですが、こんなふうには書いてあるんですよ。議会から送付を受けた長その他の関係機関は、その意思を尊重し、誠意をもって処置すると。

意思を尊重し、誠意をもって処置する、この中に私は含まれていると。

だから当然、市長は、請願者の意思を尊重して、誠意をもって請願の中身が実施されるように努めなければならない、そういったことを書いてあるんですね。

だから、そういった意味で、そういった方向で基本的にやってくださいよと。丸投げではないというふうに思うんですね。

そして、議会に対しては、採択した以上、議会はその実現について努力すべき政治的、道義的責任を負うことになる。だから、議会についても、単に市長に丸投げではなくて、この請願が、誠実に請願者の意思を尊重する方向でやらなきゃならないというふうなことを書いてありますので、決して丸投げではないと。

そういった方向で、市長に対して、当然、やっていただけるものだというふうに思うんですよ。

藤田昌隆委員

今、尼寺議員が読まれた文章は、確かにそうですよ。

しかし、これは、東部環境施設組合というのがあって、鳥栖市からも議員が5名出ています。ほかの市町からも、構成されています。ですから、今、言われたことは、鳥栖市議会だけの問題であって、当然、主管は東部環境施設組合。

だから、ここで候補地を変えましょう、再検討しましょうって、それも東部環境施設組合にお諮りをした上で、私はすべきだと思うんですね。だって、鳥栖市が管理者であっても、2市3町の1構成市町ですからね。だから、その辺もぜひ考えてほしいと思います。

以上です。

尼寺省悟議員（紹介議員）

一言だけいいですか。

候補地を変えるとか、そこまでは言っていないんですね。検証だから、あくまでも。検証してくださいと。その検証に対して、市長は、誠実にそれをやっていただきたいということを行っているだけであって、その後の問題です。

検証した結果、やっぱりこれは不適當だとなった場合には、また新たな動きを、当然、市長はすべきだと。

藤田昌隆委員

検証してくださいというのも、鳥栖市議会、委員会で採決されました、本議会でも採決されました、鳥栖市議会では、一応、東部環境施設組合の議会の中で、こういう報告がありましたというだけです。

だから、本当に決定権があるのは、東部環境施設組合であって、鳥栖市の議会じゃないと。

これは間違いないと思います。

以上です。

尼寺省悟議員（紹介議員）

こういった事件っちゅうのは御存じでしょう、最初も言ったように、最初は4.2ヘクタールの中で、南東部もあったし、最終処分場もあったと。そこにリサイクル施設をつくるようになっていたわけですよ。それは全部、東部組合議会で決定して、首長も決めとったわけですよ。

ところが、あそこに汚染物質が見つかったということで、まさに鳥栖市の都合で変えたわけです。そのことを、事実上、東部環境施設組合は、追認したわけですよ。

だから、そういった意味で、鳥栖市の市長さんが、議会のほうからこういった請願が出されていると、検証と言われていると、だから検証するんだといったことを首長会議で言えればいいわけですよ。そうする義務があるわけですよ。そういうことを言っているわけです。

樋口伸一郎委員

すいませんけど、勝手ながらまとめて確認します。

ちなみに、質問に入る前に、請願、先ほど御答弁いただいたんですけど、市長及びその関係機関もついていると思うんですよ。市長に限られるもんじゃなくて、私は、及びその関係機関もついているので、それが首長会であったり広域になるわけじゃないですか。

だから、そこには多分、調べる部署によっては、関係機関ってついている分もあるので、そこは、請願は市長に限られるものではないというところで解釈して、ちょっと要旨についてお答えください。

3行あるんですけど、2重括弧でずさんっていう単語と、災害リスクの軽視っていうところがあるんですけど、私は、ずさんの検証とか、災害リスクを軽視する検証とか、もうピンポイントでその検証をするのではなくて、要旨の最初、ごみ処理施設建設候補地を決定するまで、それで、ちょっと抜粋しますが、また、ほにゃららほにゃららで建設地として決めた、冒頭から2行目の末尾までなんですけど、そこは、すなわち過程だと思うんですよ。候補地に決定してきて、今日に至るまでの過程。

だから、僕は、その過程の検証と解釈して、請願の判断をしようと思っているんですけど。

その災害の過程の中に、ずさんとか、災害リスクの軽視が含まれるという検証で、私は解釈し、判断しようと思っていますが、よろしいですか。

尼寺省悟議員（紹介議員）

結構です。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

紹介議員に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時21分休憩



午前11時31分開会

江副康成委員長

再開します。

この請願の取り扱いに関して、協議を行いたいと思います。

どなたか御意見等はございませんか。

池田利幸委員

請願者の思っているのを今、聞かせていただいて、ある程度、何が聞きたいかっていう部分も見えてきたんですけれども、私、最初から思っていることが1個ありまして、この問題に対する責任の所在っていう部分が、もともと明確になっていないんですよ。

執行部側からの答弁っていうのは、基本的にずっと、東部環境施設組合のほうで議決されました、首長会で確認されましたっていうことで、執行部は、基本的に全て責任は東部環境施設にありますっていうような答弁ですよ。今まで一環して、一般質問だったり、全協のときの話もそうなんですよ。

それで、東部環境施設組合からしてみれば、この問題は、選定に対しては、鳥栖市に委任しておりますということなんですよ。ってことは、責任の所在、どっちも……、これが、住民の皆さん、請願を上げていただいている地域の方々からして、安心なのか、安全なのかっていうとき、もし何かが起こったとき、責任の所在、どこなのかっていうのすら、現時点で、私は、見えていない。他の方々はわかっているかもしれないですけど、私は、見えてないんですよ。

その部分がはっきりしないと、この請願書を採択しますってなったときに、どこに対して

持っていくのか、どこが責任をこの請願に対して持つべきなのかっていうのも、はっきりしないんですよね。

そういう部分で、1回、その責任のあり方をどう捉えているのかっていう部分で、執行部の意見を聞きたいなと思っておりますけど。執行部の参考証言っていうのを取りたいんで、執行部の出席を求めたいんですけども、どうでしょうか。

江副康成委員長

ただいま、執行部の出席を求めたらいかがかというお話がございましたけど、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部の出席を求めることといたします。

これ以降の協議は、出席を求めて、聞いた後にまた入った方がいいですか。今、協議してから、執行部に出席を求めますか。

樋口伸一郎委員

執行部を入れた後に協議をするほうが、深まるんじゃないかと思います。

江副康成委員長

了解しました。

執行部に入ってもらいますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩



午後1時12分開会

江副康成委員長

再開いたします。

請願について、審査の参考とするため、執行部の出席をいただきました。

これより、執行部への質疑を行います。請願の内容に関して、執行部に対し、現状、問題点、あるいは見解を求めるなど、質疑がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

池田利幸委員

午前中、請願者側のほうに質疑をさせていただいたんですけども、私、ずっと一番思っていることは、この問題、責任の所在っていうのがどこにあるかっていうことで話は半分変

わってくると思います。まず、今のごみ処理場の問題、そこの責任について、鳥栖市としてどう思っているのか、責任の所在はどこにあると考えているのかを御答弁いただきたいと思っています。

橋本有功市民環境部長

責任というのは、何の責任なのか、ちょっと明確ではございませんけれども、責任につきまして、考え方としましては、候補地の選定については、鳥栖市として最終候補地を選定して提示したという状況でございます。

その提示した候補地につきましては、構成市町——2市3町でございますが、で構成されます佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会において、建設予定地ということで決定がなされております。

その後、2市3町による佐賀県東部環境施設組合が設立をされまして、現在の事業に取り組まれているということでございますので、その施設の運営であつたりすることにつきましては、当然、組合のほうで対応等を図っていくというふうに考えております。

池田利幸委員

今の御説明を、もう簡単に言えば、候補地選定までは鳥栖市の責任があるっていう御答弁でいいんですかね。

橋本有功市民環境部長

候補地を選定して、候補地としてこの土地を提示したということが鳥栖市の役割でございます。

池田利幸委員

わかりました。この請願書に基づいて話をすれば、選定が間違っている——間違っているっちゅうか、やり直したほうがいいんじゃないか、検証したほうがいいんじゃないかっていう、今回の請願書になろうと思いますけれども、その分で、候補地の選定については、鳥栖市の責任。

そこから先、議決していったのは、東部の責任っていうふうに考えられているっていうことでいいんですか。

橋本有功市民環境部長

先ほど御説明申し上げましたように、最終候補地として鳥栖市として提示をさせていただいて、その土地について、当時の東部ブロックごみ処理施設建設協議会の中で建設予定地として決定されたというふうに認識しております。

池田利幸委員

この先、これを採択する、採択せんっていう部分は、後でまた考えて、おのおの答えを出

す話ではあるんですけども、鳥栖市の責任っていう部分で、候補地にも責任があるって言われた部分、あと、その責任があるからこそ住民説明会とかも開かれて、説明しに行った、その説明責任があるっていうふうに鳥栖市は考えているっていうことでよろしいですね。

橋本有功市民環境部長

鳥栖市の役割として、候補地を選定して、そこが建設地として決定をされましたので、鳥栖市にある用地が建設地になりましたので、周辺住民の皆様方に説明を実施してきたということでございます。

池田利幸委員

あと1点、これは、いろんな一般質問の中でもありましたし、全員協議会の中でもあった話にはなと思うんですけども、今までこのごみ処理場問題、4.2ヘクタールから1.7ヘクタールに変わるとかいう部分の議決——議決っていうか、話を鳥栖市から広域の組合に持っていく段階で、ハザードマップの変更っていう部分も、きちんとした形で、きょうテーブルに載せるタイミングはあったと思うんですね。

わかりづらいですかね。文書として出して、それを議決いただきましたっていう答弁は、今までもらっているんですね。今まで、書いていましたよっていう。

だけど、3メートルから5メートルに変更になりましたんで、こっから先、このことについて、本当にそれでよろしいですかっていうことを東部の組合のほうに議決案として持っていただく、持って行くっていう責任もあったんじゃないかなっていうふうには思っているんですね。その部分は、責任としてはないってお考えなのか。

文書でしたから、責任はないって思われるのか、責任、あったんじゃないかなと思われるのかどうか、ちょっと見解をお伺いしたいです。

橋本有功市民環境部長

平成28年6月ですかね、国のほうの、筑後川河川事務所のほうから、浸水想定区域が見直されて、示されております。それで、それに沿って、当時の西部環境施設組合と神崎市——吉野ヶ里町もですけども、のほうと合わせて策定しておりまして、基本計画書の中で対応策を検討されております。

それで、その基本計画書につきましては、パブリック・コメントなり、当然、検討委員会の中でも議論がなされまして、対応策が諮られてきたと。

あわせて、その内容については、環境影響評価の準備書の中でも対応策等も含めてお示しをしているというものでございます。

池田利幸委員

ということは、簡単に言えば、ハザードマップで3メートルから5メートルになった部分

については、いろんな形で説明をしてきているんで、鳥栖市として、そこに関しては、責任はないというお考えっていうことですかね。

橋本有功市民環境部長

対応策について、今申し上げましたように、その都度その都度、基本計画なり準備書なりでお示しをしてきたものと考えております。

すいません、当時のその西部環境施設組合であったり、現在も東部環境施設組合のほうで、そういう形をとっていただいているということでございます。

池田利幸委員

そうしたら、このことに関しては、もうほかの方も聞かれるんでしょうから、ちょっと違うことで。

今回、この請願書、採択されたと仮定いたします。それで、その後の皆さんへのこの請願書を扱うことによるこれからの動きちゅうか、皆さんへの影響っていう部分がどうなっていくのかなって、どう考えられるかなっていう部分をお伺いしたいんですけども。

橋本有功市民環境部長

この請願の部分につきまして、今回、検証ということで訂正がなされておりますけれども、ちょっと内容が、具体的な部分がよく承知できない部分が1つ、検証の部分について言いますとございまして、その辺の中身によって変わってくるのかなとは思っております。

池田利幸委員

これが採択されれば、検証は行っていくと。ただ、その検証のやり方は、内容的には、現実的にはわからない……、まあ、仮定の話なんで、そうでしょうと思いますけれども。

その選定に対しての動きっていうより、請願書が採択されたことによって、ここから先、皆さんのごみ処理場の予定地、ないし、その場所で進めていこうとしている考えは、今のところをお変わりないんでしょうから、その進行ぐあいに対する影響っていう部分をどう考えるのかなっていうお答えをお願いしたいんですけど。

橋本有功市民環境部長

その検証、今回の請願に伴う検証の部分がちょっと明確ではございませんので、何とも申し上げようがございませんけれども、我々としましては、今議会の中でも御答弁申し上げておりますように、事業については、現在も進んでおりますので、この事業が、一定、進捗できるようにお願いしたいと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

一旦、責任の問題に戻るんですけど、責任問題、その説明責任であったり、選定地の責任

っていう部分、そこの責任問題、説明責任とかいう部分で、この請願書、もともと安全なのか、大丈夫なのかってところが、一番の請願者の趣旨ではないかなと思うんですけども、そこに対する説明責任ってところで、安心安全をどう担保するのかとか、そこがきちんと説明されていないからこそ、ここまで大きな問題、陳情で2回、請願で1回とか上がってきているってこの部分の説明責任は果たされていないのかなってこの部分は、思うんですよね。

ここで、採択するとかそういう条件で話すつもりもございませんし、その採択基準っていう中で、市がどう思っているのか、本当のことをどう思っているのかっていう部分がわからないと、ちょっと話が進まない。

だから、説明責任と候補地を選定した責任は、鳥栖市がとる。それ以外は、東部で議決をもらっているから、東部で責任をとるべきであるっていう考え方のスタンスは、ここで確認しとってよろしいですよ。

橋本有功市民環境部長

最終候補地を選定して、鳥栖市として提示をさせていただいております。

その候補地が建設予定地として決定いただいたのは、佐賀県東部ブロックごみ処理施設整備建設協議会であるというふうに認識しております。

池田利幸委員

選定まではってことなんですよ。

決定は東部での責任であるっていうお答えですよ。

一旦、これでいいです。

樋口伸一郎委員

すいません、責任っていうのが出てきたので、そこについてちょっとお聞きしたいんですけど。

候補地の選定までの責任は、やっぱり鳥栖市にあるというふうに僕は思っています。だからこれ、お尋ねじゃなくて、候補地の選定は鳥栖市の責任なんですよ。

それで、決定は、これを決定する責任は、広域の組合の議決判断というところだと思うんですよ。

だから、一概にどちらの責任なんだと言ったら、分けざるを得ないので、私どもにありますって言えないのも当然ですし、向こうもそれが言えないのは当然ですよ。それは、候補地の選定に当たっての責任はこっちにあるからです。それで、決定の責任は向こうにあるからなんです。だけん、責任が分断されておるような感じなので。

今回の請願書は、鳥栖市では、候補地を選定するに当たる過程の検証だというふうに、さ

っきの協議の中で私、確認をさせてもらっているんですけど、過程の検証になりますよね。

それで、今、委員長が言われたように、請願が採択された過程における質問なんですけど、仮にその過程の検証を採択されましたということになれば、その後の執行部の動きとしては、できることを想定すれば、選定に至る過程への検証はできるわけですよね。

その中に含まれる責任としては、先日の全員協議会、その中で書類とかも出してもらえているんですけど、今、3メートルから5メートルのハザードマップの中になっていることがテーブルに上がっている状態ですけど、全協でいただいた資料には、平成28年6月に3メートルから5メートルとなったという書類をいただいていますので、この判断の時点で、一旦テーブルに、協議するために上げることは可能やったわけですよ、実際、庁舎の中では。

ですから、私は、そこの責任は、うちの市長でもあって、向こうの管理者でもある橋本市長の責任があると思うんですよね。その平成28年6月の時点でこれがもう想定できたわけですから。

ただ、議会にその具体的な説明があっているのは、それ以降ですので、そのあたりの過程というのも含めて、鳥栖市としては、選定の過程を検証するっていうふうに、僕、解釈しています。

ですから、採択後の執行部の動きとしては、ここが質問なんですけど、その過程を検証するとします。

それで、そこから先ですよね、決定をして、そこから先の流れで現在に至っていますけど、そのあたりの検証って、こっちでできないじゃないですか。

だから、執行部としては、できる検証は――議会も含めてやるんですけど、そこから先のできない検証については、きっちり東部のほうに投げてもらって、そういう請願が採択されたので、候補地を選定する過程においては、検証はしますが、その先の決定から先の検証については、きっちり東部のほうでも再度検証してくださいっていうふうに、動くべきじゃないのかなと思いますけど、そのあたりどうですか。きちっとすみ分けして、責任をはっきりするためにも、どうでしょうか。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるように、候補地の段階と建設予定地として決定した段階で変わってまいりますけれども、候補地については、我々としては、前回の全員協議会の中でも御説明申し上げましたように、その折々で評価をさせていただいて、最終候補地を決定してきたということで考えておりますので、そこについては、適切に対応してきたものと考えております。

決定後の組合のほうでの対応につきましては、そこは我々として、どういう判断がなされるかも含めて、ちょっと我々の口からどうこう言えるものではないと考えております。

っていうところを、検証しながらもきちっと共有して、それで、組合のほうですべきところもきちっとしていかと、今後が成り立たないので。

もう組合のほうでは、今度2月に定例会があるんですけど、その中で各構成議員が責任を持って採決に臨めるように、やっぱりそこは、検証によってそういうふうな立場がなってくるので。

と言うのが、リサイクルプラザの話を出すといけないんですけど、鳥栖市が責任をもって選定に努力するというのがもう明文化されているんですよ。これは、4.2ヘクタールを選ばれるときには、責任を持ってっていう言葉は、恐らくなかったかと思うんですよ。でも、向こうからしたら、スタンス的に、鳥栖市が責任は持たないかんよってっていうような状態なんですよ。

だから、進めることに当たっては異論はないがっていうことで、いろんな御意見を出されます。でも、そのあたりをもう単刀直入に、鳥栖市ではこういう請願が、結果こうだったので、検証を行っていますと、この過程が正しかったのかっていうところをきちっと出していただきたいっていうふうに思うんですけど——結果によっては委員長が言われたように採択を、仮定しての話ですけど、そのあたり、もう、単刀直入にぽんと出していただけますか。

例えば、もう検証を鳥栖市でできる過程、プロセスに当たっての検証をしますけれども、改めて2月の定例会での今後進めていく事に当たっては、その辺も含めた採決をお願いしたいということで投げたいかかなと個人的に思うんですけども、どうでしょうか、単刀直入に。

橋本有功市民環境部長

冒頭、ちょっとお話ししましたように、その検証の内容ですね、具体的に、今、プロセスというようなお話が出ておりますけれども、その辺が、何を検証するのかというところが我々、午前中、入っていませんので、わかりませんが、その辺、どういった内容で御協議の結果として出るのかであるのかかなと思っております。

樋口伸一郎委員

ぜひ、お願いします。と言うのが、全ての責任を、仮に何かあった後に、鳥栖市が持たないといけないっていうふうな解釈で向こうが進められると、その責任は、鳥栖市だけでは補えないですから。

それぞれ、さっき言われた役割ですよ、役割として、きちっと、向こうにも進めていく責任が一部あるんですよというところを出すことも検証なんです、これを、その決断を出すことも検証に当たるので。そこはもう、きっちり、ぜひ、結果によっては、そういうふうに進めていただきたいというふうに思っています。

平成26年7月22日までということと検討委員会が5回行われたということだと思っておりますけれども、この検討委員会の中で、最終的な候補地選定までに至る、もう最終的なこの表があったと思っておりますけれども、その表の点数によって最終的に判断されたということと間違いないでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

候補地の評点によりまして決定しているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

評価項目についてというところで、現在、一番争点になっているのがこのハザードマップの問題だと思っておりますが、それが行われるのが災害の安全性確保（洪水）という項目がありまして、その項目についてなんです、具体的な評価項目、これ、内容としては何を指しているのでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

環境条件のうち、災害の安全性（洪水）ということで、浸水の、当時のハザードマップを利用した浸水の深さの区分によって、評価基準を定めているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

浸水の深さ区分というところで、当時の浸水の深さ区分というのは、何メートルで区分されていたのでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

0.5メートル未満、0.5メートル以上1メートル未満、1メートル以上2メートル未満の区分でございます。

牧瀬昭子委員

この選定にかかわる重要な数字というのが変更されたのが先ほどお話の中にもありましたけど、平成28年6月にこちらのハザードマップのほうに変更になりましたが、その件については、庁内でどのような話し合いが行われたのでしょうか。再度、お願いします。

橋本有功市民環境部長

平成28年に国から示された浸水想定の部分につきましては、国の筑後川の部分での見直しが行なわれておりますので、その情報については、先ほど申し上げました当時の基本計画策定の際のデータとして使っておりますけれども、庁内の中で、まだハザードマップ等をつくるデータとしては、全部がそろっている段階ではございませんので、庁内の中では、その部分について確認作業を行ってはおおりません。

牧瀬昭子委員

行ってはいないということですので、この第5回目の検討委員会の中で、第1次選考ということで、⑦鳥栖市洪水ハザードマップにおいて、浸水2メートル以上の区域というふうに書いてある部分がありますけれども、これについての2メートルの根拠となるのは、定まっていない中、どうしてここに2メートルというふうに書かれることになったのでしょうか。

橋本有功市民環境部長

当時のハザードマップにおきまして、浸水想定区域が区分されておりまして、その中で0.5メートル未満、0.5メートル以上1メートル未満、1メートル以上2メートル未満、2メートル以上5メートル未満というような想定がなされております。

2メートル以上5メートル未満が一番深い想定浸水区域という形になっておりますので、2メートル以上についてを除外要件としたということでございます。

牧瀬昭子委員

ちょっと、ハザードマップについての定義といえますか、この意味っていうのを。河川工学の先生にこの地図をお持ちしまして、このピンクの中にごみ処理場ができるんですけども、どうですかというお話をしに行きましたら、開かれたときに、これは何かの冗談ですかと、ハザードマップについて本当にわかってつくっているんですかというようなお答えをいただきました。

もう水害があるというふうにここに書いているのはなぜなのか、これは、建ててはいけない場所ですよということをハザードマップで示すことによって、ここをまず示すことが、行政に対しても警戒をしてくださいねということを行っているわけであって、まさか、その強靱なという言葉が出てきたりとか、5メートル以上のところについていうふうにするためにつくっているわけじゃなくて、ここは危険な地域ですよということをあらわしているのであって、このハザードマップについて、どんな見解でこの3メートルから5メートルでも建てられると思われたのかということをお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

ハザードマップにつきましては、国河川、県河川等々の浸水想定がなされておりまして、それによって、今回、想定しうる最大の雨が降った場合の区域が示されております。

その区域にお住まいの皆様方、住民の皆様方が、そういう洪水が想定される際に、避難行動を起こせるためのデータ、情報として、資料として御活用いただく分だと考えておりまして、それによって、住宅の建設ですとか、事業所の建設が困難であるというようなことではないと思っておりますし、国におきましては、東日本大震災の後、そういう施設整備に当たっては、強靱化、防災対策を進めることが示されておりますので、我々としましては、それ

に沿った形で、組合のほうで事業が進められていくものと考えております。

牧瀬昭子委員

強靱なということがありますけれども、強靱なっていうのの定義、どういうことをしたら強靱なと言っているのかどうかっていうのを確認したいんですが。

強靱なっていうのは、どういうことを指していますか。

橋本有功市民環境部長

先ほどお話しましたように、さまざまな災害が、東日本大震災では地震であったり、津波であったり、そういうものが発生いたしておりますので、そういう耐震対応、または、大雨の水害対策含めて対応を図っていくということが強靱化につながるものと考えております。

牧瀬昭子委員

こちらに、平成25年度環境省委託業務報告書ということで、地域の防災拠点となる廃棄物処理施設におけるエネルギー供給方策検討委託業務報告書というのが平成26年3月に出されました。

それで、この中に強靱な廃棄物処理システムの具備ということで書かれています。この中で、廃棄物処理施設自体の強靱化に加え、災害時であっても自立起動・継続運転が可能なこと及びごみ収集体制が確保されていることと書かれています。

施設自体が自立できて、継続運転が仮にできたとしても、この周りが5メートルから10メートルの水害だと言っているこの最中、ごみ収集体制が確保されるというふうに、この強靱化を示す言葉として適当なのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

橋本有功市民環境部長

もちろん、搬入ルートの確保等は大変重要でございますし、今回の浸水想定をされる前提といたしまして、想定し得る最大の豪雨が、洪水が発生した場合ということになっております。

それで、想定継続時間が3日から1週間未満ということになっておりますので、その間は、もしそういう豪雨が発生した場合については、水が引くまでの間は、当然、ごみ等の収集もできませんので、それぞれ各構成市町の自治体において、災害に対する計画も計画されておりますので、それに対応する形で行っていくと。

また、それぞれの自治体によって搬入の業者との委託等の業務をしていくわけでございますけれども、そういった場合についての対応についても、それぞれが確認をして行っていくものだと考えております。

牧瀬昭子委員

先ほど3日から1週間ということでおっしゃいましたけれども、今、福島の方でも大変

な、水害の後のごみ処理施設が浸かった状態で、周りから水が浸かっている、持ってこれない状態とか、施設自体が、それ自体が古いから、施設が、電気関係が下にあるから無理だったというような答弁があるかもしれませんが、それにしても、周りから持って来れないという状況が3日から1週間で本当にとどまるのかという問題がまずあると思います。

それで、これ自体に何の根拠があるのかというのを聞きたいのと、もし仮に1週間ということであっても、仮置き場というところで、ほかの1市3町、鳥栖市も入れると2市3町のそれぞれに仮置き場をお願いすることになると思うんですが、その仮置き場については、何か鳥栖市自体での検討というのはなされているのでしょうか。

橋本有功市民環境部長

鳥栖市といたしましても、災害廃棄物処理計画を策定いたしておりますけれども、その中で、仮置き場については、まだ具体的に場所を特定はいたしておりませんで、それについては、今後、検討していくという形で計画を立てております。

牧瀬昭子委員

現在、まだ仮置き場の特定がないということなんですけれども、武雄市とか、こないだも一般質問で申し上げましたけれども、本当に、ここが仮置き場となった、次はもう、どこにするかって探し回っておられる状態だったんですよね。

それで、これが普通の災害場と違って、ほかのところはつかっていない、鳥栖市の真木町周辺だけがつかっているっていう状況が、今回の水害、去年の水害でもありうるわけなんです。

そのときに、仮置き場っていうのを、転々とまた探さないといけないという状況が、果たしてここ、イメージされているのかなというのがあるんですが、そのあたり、どうですか。

計画として今、ないということなんですけれども、幾つも用意しなきゃいけない可能性っていうのは、考えていらっしゃいますか。

橋本有功市民環境部長

今、申し上げましたように、災害対策の計画の中では、具体的なところはお示しできておりませんが、もちろん、そういう部分で、いろんな災害が発生した場合には、さまざまな場所を想定して、決定していくことになるだろうと思っております。

武雄市さんであったり、多久市さん、大町町さん、今回、そういう被害がっておりますけれども、それらについては、鳥栖・三養基西部環境施設組合でも、そういう廃棄物の処理について応援もいたしておりますので、今回、我々の処理施設がそういった形で被災にあった場合についても、さまざまな応援協定なり、近隣の施設ですとか、そういうところと連携を図って対応していくものだと考えております。

牧瀬昭子委員

最後です。

もう目に見えて、報道とかで真木町、ここにごみ処理施設がありますと、こんなに水に浸かってしまいましたと、ほかのところは浸かっていないのに、ここだけついています。なぜ、鳥栖市はここを選定したのでしょうかというようなイメージがわいて仕方がないんですね。

それで、そういったときに、ほかの1市3町、鳥栖市も含めて2市3町の方々に、どうしてここにごみ焼却施設を設置したのかという、その話をどう説明するのかと。これは、もう市役所の職員さんたちががんがん責められるポイントだと思うんですよね。なぜ、ここに選定したのかと。

30年間かけて、これ1回こっきりかもしれないし、ないかもしれないし、もう年に1回、2回、何回もあるかもしれない。

これから30年間、この気象状況どんどん変わっていく中で、よくなることはまずないですよ。どんどん悪くなっていくというのは、気象庁も言っていました、河川事務所の方もおっしゃっていました、よくなることは考えられない。このままとまる可能性も低い。悪くなる一方の中で、3メートルから5メートルで大丈夫ですよ、この施設は強靱ですよと本当に言えるのかどうか。

鳥栖市として、本当に責任を持って、ここで大丈夫ですと言い切れるのかどうか。そこを、つけた後にどんな説明をされるのかというのを何か想定されていますでしょうか。

橋本有功市民環境部長

先ほど災害強靱化についても御説明申し上げましたけれども、そういう浸水想定に対して対応できる施設ということで、計画、または今回の入札等に伴う仕様についても提案をさせていただいておりますし、今後、事業者のほうからさらに深まる内容の提案も出てくる可能性もございますので、そういうことが起こらない、強靱化を図る施設として、組合のほうで施設整備を進められるものと考えております。

牧瀬昭子委員

最後、意見で。

3メートルから5メートルということで、ハザードマップが変わったというのは、これは、誰の責任とかそういうことではなくて、もう、これが現状であると。この現状を踏まえた上で、鳥栖市としては、やっぱり責任を持って言えないっていうことを、もし検証委員会の中で言われたときに、まずは検証しましょうと、検証した上で、やはりここが本当に適切なのかどうかというのを、鳥栖市はしっかり判断しましたということを使うためにも、やはり検

証っていうことを踏まえた上で、これを言うべきだというふうに思って、意見とさせていただきます。

池田利幸委員

すいません。ちょっと、話を請願書のほうに一旦、戻したいと思います。根本的なことです。

この請願書を出されました。この請願書を出された方々の御意見というのが、ここに、理由が3つございます——採択され、されないは、一旦関係ないとして。これはもう、住民さんたちがずっと納得されてないっていう時点で、ずっと出てきているという部分ですよ。それが、今回は請願という形で出ていると。

それで、住民さんたちは納得されていないけれども、ここから先、東部の議会で議決されていけば、住民さんたちの理解が得られていない時点でも工事は進めるんですかっていうことをまず聞かせてください。

橋本有功市民環境部長

請願の理由として掲げられている部分につきましては、私どもも、その内容についてこれまで同様、お話は差し上げていくつもりでございます。

それで、御心配の向き、確かにあると思いますけれども、我々としては、そういう御説明も差し上げてまいりましたので、今回、これまでも、事業については、進められてきておりますので、今後も次期ごみ処理施設について、住民の皆様方にかかわる問題でございますので、時期を逃さず進めていくことが重要であるというふうに考えております。

池田利幸委員

今までも説明されてきましたっていうことでしょうけれども、それでも出続けているってことは、説明が足りない、理解がされていないっていう証拠がこの請願書ですよ。

ということは、説明を理解——全員がっていうのはちょっとさすがに難しいと私も思いますけれども、皆さんの合意を、しゃんなかねって言えるところまでの説明をできる資料、ネタ、きちんとした理解を得られるための理由の説明っていう部分をどうするのかっていうのが、執行部は、今、もうネタを全部出してやってきましたって言われていますよね。

それでも同意が得られていないんですっていうのは、執行部が今、言われている立場だと思うんですけど、住民の皆さんから、請願を出されている皆さんからしたら、不十分である、理解できないということで、請願書ですよ。

ということは、理解していただくためのネタをつくるための検証、もし、今回は検証という、場所の再検討から検証に変わっていますよね。住民の皆さんに理解を一定いただける説明をできる検証っていうのは、するべきじゃないかなっていう部分もあるんですよ。そこ

に対しては、どう考えられますか。

ずっと平行線を行ったら、ずっとこのまま行きます。相互の理解を得るためには、だから、いま一層、深い説明ができなければいけない。そのためのネタというか、材料っていう部分を求められているんじゃないかなっていう部分も思うんですよね。

その部分については、どう考えられますか。

橋本有功市民環境部長

私どもの先ほどの説明につきましては、東部組合のほうとも一緒になって、さまざまな形で御説明を申し上げてきておりますので、そのあたりがなかなか御理解が深まらないということであれば、我々のほうももう少し考える余地もあるとは思っております。

ただ、今回の検証については、先ほど来、我々も何をもって、何の検証なのかという部分がなかなか見えない部分がございますので、その辺については、プロセスなのか、何なのかという部分が、ちょっと、我々としても、なかなか把握できていないところでございます。

池田利幸委員

ということは、請願者の方々から、この項目のここがわからないから、これについての検証をしてくれっていうのが箇条書きでも、何点かずっと上がってくれば、それに対しての検証と答えを持ってきますよっていうお答えでいいんですか。

橋本有功市民環境部長

我々としては、理由をお示しいただいておりますので、その部分についての考え方はお示しできるものと考えております。

池田利幸委員

わかりました。

とりあえず、一旦いいです。

竹下繁己委員

候補地選定をする時点で、例えば、防災の専門家とか、環境の学識経験者とか、そういった方々の御意見を取り入れたことはありますか。

橋本有功市民環境部長

ございません。

竹下繁己委員

請願者の方は、そういった専門家の第三者委員会を立ち上げて、防災の面で大丈夫なのか、不安でいらっしゃるんですよね。

行政とは別の第三者委員会、学識経験者等をお願いして、ここで本当に大丈夫なのか、そういうところを検証していただきたいという思いがあると思うんですよね。

そういったこと、必要だと思われませんか。不要だと思われませんか。

橋本有功市民環境部長

建設予定地については、候補地として選定して提示した上で、構成市町含めた組合議会の中で決定をされておりますので、我々といたしましては、鳥栖市だけの判断で、その分についてできるできないは、ちょっと申し上げられないかと思っております。

竹下繁己委員

それなら、東部環境施設組合のほうで、検証が必要だというようなことを諮ることは可能なんでしょうか。

橋本有功市民環境部長

そこは、組合の中での議論、協議になると思いますので、私どもでは、ちょっとわからない部分でございます。

竹下繁己委員

この請願書を受けて、鳥栖市として、もうこの請願書が市長に上がった場合、市長から、こういうものが出てきましたので、東部組合で検証をさせていただきますというようなことは可能でしょうか、市長から事務組合のほうに言うということは。

橋本有功市民環境部長

そういういった流れも一つ、やり方としては、あるかと思えますけれども、その辺は、ちょっと私だけの判断では御返答ができません。

池田利幸委員

すいません、今の関連です。今まで陳情書とかが出てきているお答えの中で、関連機関との連携を図りながらという部分の答えを多分、返されてきたと思うんですね。

そういう中で、今まで市に対して陳情が上がってきたことを東部の組合には、一切、今までは話を持って行ってなかったってということになるんですか、今の部長の答弁からすると。

橋本有功市民環境部長

いえ、当然、事務局のほうに、事務レベルとして、こういう内容の議会でのお話があるということについては、組合と連携を図っておりますので、それぞれ情報の共有は行っております。

池田利幸委員

それでは、さっきの竹下委員の話の中での部長の答弁、話としては、事務局に持っていくことはできるが、諮る諮らないは、事務局の判断になるっていうお答えを、今さっき竹下委員の質問に対しては、されたってということになるんですか。

橋本有功市民環境部長

情報は、連携をもちろん図ってまいりますけれども、先ほど市長なり管理者という御発言もございましたので、その辺については、我々での判断がちょっとできかねるということでございます。

樋口伸一郎委員

すいません。ですから、判断がわからないとか、できかねるっていう部分を、やっぱり早急に向こう側に持っていくべき、また、共有すべきと思うんですね。

そいけん、今回でいう請願も、こっちでできん部分、わからない部分、今、答弁にも節々出てきていますけど、その部分を単刀直入に向こうに、こうした経緯ができましたということで持っていかれるべきだと思うんですよ。

必要に応じては、向こうで検証した上で、妥当なのかというところも含めて、2月の定例会を迎えて、採決を迎えるという流れになるんですね。

現状、向こうも、部長がわからないとか、わかりかねるっていうような状況で、わからないって言われているんですよ、こっちの中身が。ましてや、この請願に関しては、まだわからないですよ、ここで今、こういう議論があっているのです。

ですから、そこら辺の共有事項であったり、すみ分けして向こうですべき検証は、こっちからやってくださいというお願いもしていただきっていう決議が6月の委員会決議で出ているわけですよ。

だから、ぜひそこをやっていただきたいと。やっぱり、やるべきだと思うんですけど、その辺は、やっていいと思うんですよ。そうしないと、向こうもわかんないですから。

2月には、もう入札関連議案が上がります、向こうで。これがもう、わかんないままでも、理由はもうさまざまですけど、可決されちゃうと、もう工事に入っちゃうんですよ。どんだけ検証しようが、とまらなくなりますね、これ。もうよっぽど裁判の仮処分か何かない限りは、もう進みますよね。現状、ほぼ、万が一がない限り、進んでいくので。残された期間ももうないんですよ、検証って言ったところで。

だから、検証しながらも、両輪で、渡せるところは渡して、検証していただきたい、このあたりは、私どもだけでは検証できないのでっていうところを振っていただきたいというふうに――採択した仮定ですよ、言っているんですけど、そこ、どうですか。そこはもう、振りますって言って御答弁されていいんじゃないですか。

橋本有功市民環境部長

組合の役割の部分も当然ありますので、事業主体、実施主体でございますから、その辺の部分と、今回、こういう請願について――どういう結果になるかわかりませんが、その結果は結果として、我々も当然、組合のほうにお伝えをしていく話にはなってくるかと思

っております。

樋口伸一郎委員

そこはもう、ぜひ、上げてください。そうしないと、2月の定例会を迎えた後に、もうどうしょうもなくなる。検証しても進まざるを得ないという状況にもなるので。

そこは、今回の結果によっては、その報告を必ずされて、できる検証をこっちで行う。今、牧瀬委員とか、一部、竹下委員がおっしゃっていたことも、検証の素材と言うか、検証、入っているじゃないですか一部、こういうところはどうですかっていう、具体的に1個ずつ上げたのは、検証とも言えるんじゃないかと思うんで、鳥栖市でできる検証はあるってことなんでしょうね。

だから、それができない、わからないっていうところは、向こうに振って、そして、2月までは、とにかく向こうは責任がそういう意味じゃ、めちゃくちゃ重いんですよ、広域の2月の定例会の採決に当たっては。

その辺を広域の議員にも情報共有した上で、向こうの採決に至らせるためにも、やっぱりここで検証をできることはやっていただきたい。採択をした仮定としては、そういう流れにもって行っていただきたいというふうな、僕は要望で、もうお答えは求めずに終わります。

池田利幸委員

すいません、今、お2人のやりとりの中でもそうなんですけれども、事務局のほうには伝えていますが、あとは向こうの判断です、だと思っんですけど、向こうの議会に議案として上がってない、向こうの議員さんたちが知らないっていう状況がまずある。

その中で、仮に、今の場所でそのまま進みます、何か起きました、どこの責任ねっていうときに、向こうでの議決やったり、その証拠、毎回向こうに上げています、話とおしていません、けど、向こうの事務局が議題として上げませんでしたっていう証拠ってあるんですかね。

その証拠がない限り、何かが起こったら、全て鳥栖市の責任だと思うんですよ。最終的に言われることは。市民の皆さんから言われるのも、こっだけ危なかつち言い続けよったろうが鳥栖市にとって、やっぱりなりますよね。

それで、向こうの組合からしたら、選定地は、選定を任せているのは鳥栖市だ、鳥栖市のその選定のミスやろうもん、鳥栖市で責任を取れっていう話になる可能性もあるとですよ、議決は向こうですてきていても。

最終的な責任は向こうかもしれません、東部の議会だと思いますよ。けど、向こうの議決案に載っていなかったら、何の証拠もないんですよ。その部分は、どう考えられていらっしやるのかなと思うんですけど、見解をお伺いしたいです。

橋本有功市民環境部長

議題に上がる上がらないの部分がちょっとよく、あれですけれども、我々としては、当然、連携を図って情報の共有は進めておりますので、問題、課題については、双方で、こういった形で対応できるかというのは、事務レベルでも話はしております。

それで、もちろん、議題という部分がちょっと、どの部分の議題ということで載せる、載せないがあらうかとは思いますが、組合のほうでは、組合で議員さんにお諮りすべき部分については、組合議員さんの説明会ですとか、そういう場を持って話はしているものと考えております。

池田利幸委員

もちろん、向こうで議題にするしないは、向こうが判断することだと思います。だから、事務レベルでやりとりをしている証拠は残しているんですか。

ここから先、できて、30年間稼働させる、要は、もう建設から最後までいったら、ここにいる誰もが多分いないんですよね。その最後のほうで何か起きましてしましよう。決めた人間たち、議決してきた人間、事務レベルで話し合いをしてきた人間が誰1人いませんっち。そのときに、何かが起こったときの責任、証拠がなくて、どこが責任をとるんですかっていう話なんですよ。

そいけん、そのやりとりで、事務レベルでしたやりとりの証拠も取っておく必要があると思うんですよ。その辺は、どうされているのかなど。口頭だけでやとったら、そのとき話しておくことは、次の世代の人たちには、全くわからないっていうことなんですよ。

橋本有功市民環境部長

もちろん、事務レベルで必要な部分でのやりとりと、実際、組合、首長含め組合議員さんにも共通理解をお願いすべき課題がありますので、それについては、首長会であったり、その下の副市町長会であったり、課長会であったり、そういう段階を踏んでお話しを進めているものと思っております。

池田利幸委員

じゃあ、もう端的に、3メートルから5メートルに変わりましたっていうことが、きちんと議題に上がっていない、上げてなくて、もう承認をずっとされてきたっていうことは、向こうでは、それは当たり前のことだから、向こうで改めて議決する必要がないっていうふうに、向こうが判断したという理解でいいですか。そうしたら、責任は向こうにあると思うんですよ。

橋本有功市民環境部長

浸水想定区域の変更、筑後川の3メートルか5メートル未満という部分については、平成28年6月に発表されましたので、その際に、当時の基本計画をつくる際には、2市3町が、

そこは認識を持って、対応を含めて策定をしておりますし、その後も、環境影響評価なりの準備書の中でも、対策については、その浸水想定を踏まえたとこで対策が提示をされていると思っております。

池田利幸委員

資料から、議題書から、全て東部のほうでつくって、それで、向こうで議決していると。鳥栖市ではないってということですね、今の答え。

となれば、この請願書を出すところも変わってくるんですよね。実際、そういうことを聞いているんですよね。

請願書の中身をもし採択するとなつて、分けて出さないかん、説明を求めるところがどこなのかっていうのがわかってないから、それを聞いているって話なんで。

橋本有功市民環境部長

経過として、今申し上げた経過があるということでございまして、当然、構成市町は2市3町になりますので、鳥栖市も含めた中でのそういう対策等々については、組合の中で進められてきたと考えております。

竹下繁己委員

先ほどの組合のほうで決めるとか、鳥栖市のほうで決めるとかいう話もようわからんのですけど、請願書が採択されて、市長に上がったら、市長は誠意ある対応をしなくてはならないと。執行部は誠意ある対応しなくちゃならないということとなっておりますので、それが鳥栖市独自で検証するのか、もしくは、組合に持って行って、組合で検証させてくださいっていうのが、とにかく誠意ある対応しなきゃならんのですけれども、執行部側は、大丈夫ですよと。もう、この5メートルになったって、全く大丈夫ですよ、強靱ですから、大丈夫と言っていますよね。

でも、住民の方は、いや、絶対大丈夫じゃないと思っていらっしゃるわけですよね。

それで、ものすごくいい機会だと思うんですよね、検証するということは。専門家を入れて、執行部が、こういう対応をします、こういう対応をします、だから、5メートルでも大丈夫なんですよと言って、専門家の方々から太鼓判を押していただけると、もうこの住民の方々の不安は払拭されて、いい機会なので、ぜひやってください、ぜひやらせてくださいっていうふうにはならないですか、執行部としては。

江副康成委員長

質問でしょう。

竹下繁己委員

やりたくはないですか。

橋本有功市民環境部長

我々としては、候補地選定から、経過については御説明申し上げてきましたとおり、各評価項目に沿って選定をしてまいりまして、今回も申し上げておりますように、想定しうる最大規模の洪水に耐え得る施設ということで、組合のほうでも施設の整備が進められておりますので、そういう観点からも、この形で進めることが、必要であろうというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

すいません、今のところで。

現在の3メートルから5メートルに対応しますよっていう施設をつくりますと組合が言っています。それに準じたものを、鳥栖市としても考えていますという話だったんですけども、これがもし、ハザードマップの5メートルから10メートルになったときに、ここに選定してしまったっていう責任っていうのは、もう組合に移動しているんですかね、それとも鳥栖市にあるんですかね。

その辺は、もし今後、変わったときはどうなりますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

ハザードマップが5メートルから10メートルになるという想定自体、ちょっとなかなか想定しにくいところではありますけれども、仮にそういったことで想定外の災害によって、施設に何かあった場合、一部事務組合とは言え、2市3町のごみの処理をしておりますので、施設の改修等については、もちろん各市町の負担金等々でまた整備することになりますので、そういう意味においては、一部事務組合、もしくは各市町にも想定外の災害については、責任はあるものだと考えております。

牧瀬昭子委員

今、想定外という言葉が出たので、今回、1メートルから1.5メートルから、その分が3メートルから5メートルに変わったということ自体が、もうそもそも想定外だったのかなど。

鳥栖市自体が決めたときからすると想定外だったと思うんですけども、それにしても、御自身たちで検討委員会の中で、選考の過程の中で、2メートル以下のところだけを選定しますよっていうふうに書いてあるわけですよね。それ自体が、もう想定を超えるものっていうことが、何かどこにあるのかよくわからなくなって、この想定というのは、どこに持っていったらいいのかわからなくなるっていう……。

ハザードマップ自体の基準というのがまた変わるかもしれないし。今の基準の3メートルから5メートルっていうところのハザードマップを基準にして、今決めていたとしても、想定外の基準というのは、どんどん今から変わっていく。だけど、今の鳥栖市の責任っていう

のは、3メートルから5メートルまでですよっていうことですよ。

それから先は、もう想定外ということで、後はほかの市町さんに負担金をお願いしますよということ考えていらっしゃると思うんですけども。

それはちょっと、そもそものところで御自身たちが決めていた選定の基準というのを自分たちで超えてしまっているの、そこ自体が、ほかの市町さんからしたら、話が違うじゃないのというところになって、想定外ではないということになると思うんですよ。

だってそもそも、3メートルから5メートルっていうところ自体が、もう超えているんですから、選定の2メートルっていうところを。

だから、それを、なぜ鳥栖市が3メートルから5メートルのところを選定の中に入れてしまったのかっていうところがありますよね。そこ自体、鳥栖市として責任をもうここから負いませんっていうのは、責任をどこかに負わせてしまっているんだと思うんですね。丸投げにしてしまっているんだと思いますけど、そのあたりの責任について、どう思われますか。

橋本有功市民環境部長

候補地が建設予定地として決定して、その後、さまざまな要因で、さまざまな対策が必要になってくるということについては、その折々に組合の中で、2市3町で、首長会、組合議員さん含めて協議があった上で、現在に至っていると思っております。

もちろん、その3メートルから5メートルの部分について、今回、データとしての前提が、やはり想定し得る最大規模のというようなことで、旧ハザードマップのときは前提条件も変わってきておりますので、それに対応することによりまして、そういう自然災害、大雨については、強靱化が図られるものと考えておりますし、自然災害につきまして、大雨以外にも地震も土砂災害もさまざまございますので、いろいろな災害について防災対策を図っていくということは、こういうごみ焼却施設含め、公共的な施設については重要な部分でございますから、組合とともに、我々も強靱化が図られるよう進めていくことを考えたいと思っております。

牧瀬昭子委員

すいません、もう、意見です。

先ほど地震のことが出ました。この中では、ちょっと地震っていう言葉はなかったと思うんですけど、評価項目の中で地震、震災というところで、6弱なんですよ、この場所自体が。

専門家の河川工学の方とかに聞くと、もう、川がどんどん、ここには、最終的などん詰まりのところ、最後の最後のところなのに、地盤が強いわけがないと。

地盤っていうのは、どのぐらいの強さなのかっていうのは、本当に測っているのかと。

ここ自体が、例えるならばゴマ豆腐の上に建設するようなものだ。

もう盛り土を2メートルするというよりも、本当にそれは大丈夫なのかと。そもそも、それ、お金めちゃくちゃかかるよという話がありまして、そこ自体が積み上げていったの169億円なのかということも、これは組合のほうにも言わないといけませんし、それ自体を負っていく鳥栖市も含めて2市3町の人たちに、それを負わせるのかということも含めて、鳥栖市自体が責任を負わないといけないのではないかと思って、もう一度申し上げますが、検証をもう一度やり直すべきだと思います。

以上です。

成富牧男委員

今、最後に牧瀬議員も言ったように、ずっと気になったのは、部長が、請願の内容はよくわかりませんが、みたいな発言を何回もされました。ちょっと驚きですけど、要は、今の場所は最適と言われますけれども、私たちはそう思いません。だから、検証してください、そういうことなんですよ。

それが、主たる理由は、洪水ハザードマップのこと。そして、あわせて、汚染物質のことも触れられております、その理由を。

言うなら、主文が書かれて、あと、その判決理由みtainなもので書いてあるんです、ちゃんと。それがわかったらんということになると、ちょっと問題だと思いますということを申し上げて、少しお尋ねします。

それぞれの文書の中に、こう書いてあるんですね、次期ごみ処理施設建設候補地は、真木町衛生処理場が最適と判断すると。

これが、最適じゃなくて、最悪じゃないかということをおは思っている、多分、請願者の方もそう思っておられると思います。だけど、そこを百歩譲って、ちょっとせめてもう一回調べてよっていうのが内容だということをお改めて申し上げておきます。

そして、選考結果の同じくそちらの文章ですけれども、選考結果の説明の中で、要は、総合的に最高評点となったと、先ほどの20項目ですか。そのところに、やっぱり経済性の問題をかなり書いてあるんですね。

ちょっと、長くなるから省略しますが、要は、あそこに建てることによって、市の課題となっている、その前にもありますね、やっぱこれは平等に、公平に読まんといけなと思いますので、全部読み上げますと、既に市有地である上、補助金返還や買い戻しなど、土地取得に当たって新たな負担が生じることがない上、ここからですよ、市の課題となっている旧焼却施設、衛生処理場内の取り壊しは通常、市単独で多額の費用を捻出しなければならないが、次期ごみ処理施設用地として利用されるときは、国の循環型社会形成交付金の対象と

なり、費用の一部が交付金として補助されると。衛生処理場が候補地となれば、補助対象となる可能性が高いと書いてあるわけですね。

そしてまた、それを言って、さらに、以上のことからそこが一番いいと書いてあるんですけど、その後段でこういうふうに書いてあります。劣る、こういう表現、微妙なんですよ、他の候補地より劣ることもなく――優れているっちは書いていないんですよ、劣ることもなく、かつ、経済条件において大きな優位性があるため云々と、候補地をここにすると。

その、かつ、大きな優位性というのが、先ほど読み上げた部分だと私は理解しているわけですね。

ですから、かつ、経済条件において大きな優位性の理由になっている補助金がある予定であった、それが、来んごとなったわけですね、用地が変わったから。

それと、2メートル未満で当初、当然、2メートル未満で、基本計画などが計画されたと思うんですよ。それが、確かに言われるように、平成28年6月の国のハザードマップを織り込んだ形での建築の計画を出されたんでしょうけど、そこには、当然、その差があると思うんですね。

2メートル未満で当初から計画しとったのが、それこそ、2メートルかさ上げして、その上に――すいません、長くなりますけど、ちょっとこれ、言わせてください。

江副康成委員長

質問のほうに向かって。

成富牧男委員

わかっています。

それで、言いたいのは、そのときに、そのための水害対策をするための、いろいろな対策をやりましたということで、いっぱいお金のかかることを言っておられますよね、一般質問の答弁でも。

そうなると、経済性についても、非常に疑問を持っておるわけですけど、その検証の必要性の1つとして、そこら辺の、言うなら、来るお金が来なくなって、かからんって思いよったお金が余計かかって、このプラスとマイナス合わせた金額がどれぐらいになるのかって。

今、わからんのでしょうか。わかりますか。

橋本有功市民環境部長

解体費、一部補助できる部分については、わかりません。

それで、水害対策につきましても、これは、基本計画上は、もう3メートルから5メートルでしておったということなのですが、費用の算出については、組合のほうに確認をいたしました、その部分だけを取り出してすることは難しいというふうに聞いております。

成富牧男委員

簡単に、いろいろ質問してありますので、後は検証に任せたいというのが私の立場ですので。

現時点で、他の候補地に比べ、経済性で優れているかわからないということですが、平成26年7月に現在地を候補地として選定されました検討委員会、しておきながら、その後、8月に旭地区からの要望書を受け入れて、いわば再検討をしてあるわけですね。

なぜ一回決まるとるやつを、断るのではなくて再検討されたのか。

橋本有功市民環境部長

候補地検討委員会では、平成26年7月に最終候補地として選定をいたしておりますが、これは庁内での決定ではございませんので、そういった時期でもございましたので、8月に地区からの要望を受けたこともございまして、その部分については、あわせて検討したということでございます。

成富牧男委員

要は、1回、検討委員会という公の機関で決まっても、いや、ちょっと何か、またよか話の出で、この場合は、ほかに候補地があるらしいから、一応、聞いてみようやないか。そういうふうにしたっていうことを確認をしておきます。

それで、今の話によれば、時間があれば、検証もできる、時間がないからできないということでしょうか、お答えをお願いします。

橋本有功市民環境部長

その部分につきましては、時間的なものが度外視できるとすれば、公有地、準公有地以外の民有地等の候補地としてできた可能性はあるかもしれません。

成富牧男委員

最後の質問です。

これ、立ち入った話になるかもしれませんが、私が懸念しておるのが、ひょっとしたら、鳥栖市が、もう一つ、なかなか検証しようっていうふうにならんのは、真木町との地域振興についての協議が進んでいるやに聞いております、私の耳にも聞こえてきます。そのことが、現予定地を変更できない大きな理由の1つになっていないのであれば幸いですけれども、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

そのようなことはございません。

成富牧男委員

そういうことは全く心配しないで、議員も考えていいというですね。

わかりました。

樋口伸一郎委員

すみません、組合の情報をどこまで知られているかっていうところで、ちょっと確認をしたいんですけど。

佐賀県の東部環境施設組合の定例会は、平成31年度、令和元年度においては、2月の定例会と8月の定例会があっていますよね。

その中での議案っていうのが、2月定例会では3議案あって。まず、組合監査委員の選任が1個と、一般会計補正が1個、それと、一般会計が1個。3議案です。

それで、8月は4議案ありまして、条例制定が1件、地方公共団体の数の減少が1件、一般会計決算認定が1件、それと、一般会計補正が1件。4件、合計7件の定例会での議案が上程されて、採決が行われています。

それで、このあたりまでの情報は、御存じですよ。

ここ、確認からなんですけど。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

当然、議案については、事前の課長会等々で協議をしておりますので、存じ上げております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ですよ、知ってあるんですよ。

この議案でも、今、申し上げましたとおり、今回の請願の検証についてのこととか、中身に関するような、具体的な協議の場ってなかったわけですよ、定例会においては。

じゃあ、どこで組合議員さんがその中身を知るか、事業計画について知るかという、令和元年になりましたけど、5月に全員協議会が行われています。これも御存じかと思うんですが、この中身で、今後の次期ごみ処理施設整備計画等が、諮られたというよりも報告されるんですよ。

それで、これは何で5月かっていうと、4月に首長会があっているんですよ。その中で、首長会のコンセンサスがとれた合意事項といいますか、そちらが5月に報告をされています。

それで、その5月での中身については、結構、かんかんがくがくと、いろんな意見が出ました。これは議事録も残っているかと思うんですけど。

それを踏まえて、今度、採決がある8月定例会には、そこが具体的に出て来ないんですよ。予算が絡まなかったっていうのもあるかもしれないんですけど。

ですから、その過程では、今回の請願が、結果はまだわかんないんですけど、請願によっ

て初めて、公の場、臨時会を行われるのか、2月定例会までいくのかわかんないですけど、執行部の判断も、招集権は管理者、つまりここの市長にあるわけですから、管理者が招集権を発動しない限りは、その臨時会は行われないうんですけど、2月の定例会に、予算が絡まないので、議案として上がらなくても、所管事務調査等で上がれば、協議の場が、公の場で初めてできるわけですよ。

だから、そのあたりっていうのが、正式に議論されて、関連する議案を採決される場っていうのも、定例会においては、なかったわけなんですよ。

それで、このあたりっていうのは、そういう認識、わかってあるってことでいいですか。

実際、組合の構成議員の中で、請願に当たる事項について検証する場合は、今までなかったっていうのも御認識をいただいているものっていうふうに、まず、ここも確認していいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そのとおり、認識がございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、そういう意味合いでも、この請願の検証においては、ここで全てができるものではなくて、初めて向こうで協議をされているものがあるかもしれないので、そこら辺は、結果を受けて、執行部はここだけで全部やるんじゃないで、さっき冒頭から言っているように、向こうでできることを向こうに情報共有をして、そういう場をつくっていただくというだけでも、意味をなしてくるかなと思います。

そういう頭で、全部ここで検証できないこともあるので、そこも含めて、お考えをいただきたいというふうに思っております。

これは要望なので、終わります。

藤田昌隆委員

今までいろいろ出てきて、最初、ちょっと私もわからないんですけど、午前中言ったように、尼寺省悟議員の発言に対して、久保山日出男議員が、選定から検証に変わったという理由として述べてはいますが、これは、検証、何を検証すりゃいいの。

最初、部長が言われたように、はっきりせんという答弁がありましたので、そこは、もう一回、果たして尼寺議員が言う、安全かどうか、水害のリスクに耐えられるのか、30年間の運営に支障を来すことがないのかどうか、これをまず検証すべきだと考えているということを考えて変更したものであるというふうにあります。

ですから、まず、私も大体何を検証する、こういう、安全かどうか、それから、リスクっていうのは、午前中も言いましたように、かさ上げしたり、電源を上を持って来たりと、そ

ういう対応はしましたと。それで耐えられると。

ほんじゃ、ほかに何か検証することが、具体的にあるんだったら、ぜひそれをもう一回、執行部に投げかけて、そうした上で、それを東部環境施設組合に、こういう再検証してほしいというのを、議会にかけて、私はすべきだと思うし。

私、1つわからんのは、いや、これ東部環境施設組合で議案に上がりませんでしたって、鳥栖市に対して、今まで陳情が来ているやないですか。議員たちも知っているじゃないですか。なぜそれを、その議会の中で言わないのか、そこもわからん。

江副康成委員長

藤田議員に申し上げます。協議の場は設けますので、執行部に対する質問の形で。

藤田昌隆委員

そういうことで、最初言ったように、これはごみ処理施設整備の話なのに、肝心なごみの話がないと。

私は、選定地をどこにしようが、それはいいわけですよ。どこにしてもいい。しかし、せないかんことは、令和5年には完成させて、令和6年には運転をせないかん。果たして、選定地を選んだりすることで、間に合うかどうか。

どこか今から選定地を探しましょうっち。今までの説明の中では、地質調査とか環境アセス、それから、地元の同意、そういうのが時間かけて、要りますよね。それから、また設計のやり直しですよ。焼却方法とかは、もう決定済みでしょうから、あとは、地形が変われば、また変わるわけです。

本当に令和5年に間に合う方法は、今の場所しかない。私もそういうふうに、今までの説明の中で、それしかないないなと思っているんですが。

もう一回確認します。今の施設で十分耐え得るのか。それから、ほかの選定地をしょったら間に合はんのか。そこだけ、答弁をお願いします。

橋本有功市民環境部長

施設の整備に当たりましては、組合のほうでも、先ほど来申し上げておりますように、さまざまな防災対策、水害含め、実施する予定になっておりますし、そういう面では、強靱化が図られ、安全な施設が整備されるものと考えております。

建設予定地について、現段階で他の場所に対応するということにつきましては、今、御指摘がございましたように、環境影響評価には4年、設計工事には3年半、その他もろもろ、実際、じゃあその場所が決まったとしても、私有地であれば買収も必要になってまいりますし、周辺の地域の皆様への御説明も必要になってまいりますので、もろもろの期間を考えますと、令和6年度に稼働するというのは困難だと考えております。

は、採択する判断の材料がちょっと乏しいんじゃないかなって、現時点で私は思っているんですけれども。

どうかなっていうところで、皆さん、もうちょっと聞いてみたいんですけど。

江副康成委員長

どうでしょうか、忌憚のない御意見を。

成富牧男委員

それにこしたことはないと思いますけど、先ほどもちょっと意地悪で向こうに言いましたけど、今、最適と言われとるけれども、本当は最悪じゃないかということ——それは私の私見も入れましたけど、ところで検証してほしいと。

だから、そのための検証は、例示的に言うと、理由に2つ挙げられて、1点目に水害のこと、そして、2点目には汚染物質のことが挙げられています。ただ、それに限らず、いろんな……、例えば、スケジュールは間に合うのかとか、そういうのもひょっとしたら出てくるかもしれません。

そいけん、いろいろな検証項目はまだ上がってくるかなというふうに思いますけど。私自身は、それがわかるとかんと判断ができんじゃないなくて、願意は、今の場所でいいのかっていうことに対してどうかっていうことで十分だと思っております。

竹下繁己委員

池田議員おっしゃるとおり、検証内容を明確にするのは、本当に大切だと思います。どういったことをやってほしいということをつけ加えていただいたほうが判断材料になると。

あと、感情論の文章もありますんで、若干、文章の精査をしていただきたいなというところはありますが、広域のほうと鳥栖市のほうと2つあるというのは、この請願書、結局、市長に対しての請願ですから、その後、市長がどういった行動とるのは、市長の判断と。

鳥栖市独自で検証するとか、広域連携のほうに持って行って検証するというのは、市長と、そして執行部の判断になると思いますんで、これはこれで、市長に対する請願書と、鳥栖市に対する請願書という取り扱いで私たちは判断したほうがいいんじゃないかなと、私は思いますけれども。

江副康成委員長

この件について、ほかのあれもあるかもしれませんが、ほかの委員さん、どう思われますか。

藤田昌隆委員

検証の内容によって、それこそ、時間がかかるもの、それから、金がかかるもの、それから、この結論は、東部環境で決めないかんこととか、分け方があるやん。

それで、大もとは、どういう検証というのが出てきて、初めてもう一回議論せないかんことであって、今のまんまで言ったらよ、その安全性、それから、リスク対策、それから、30年間もてる、それだけでいいとよね。これから言ったら。

そいけん、検証を、もし東部環境施設組合に出すにしてもよ、鳥栖市議会に、もう一回委員会に出すにしても、もう少し具体的にしてもらわないと、今のままじゃ、その検証の部分があやふやと思います。

成富牧男委員

ほとんど繰り返しに……、そこまでできれば一番いいでしょうけど、私は、それはむしろ検証、私が求めているところの——請願人もそうだと思いますけど、第三者委員会が構成されて、その中で論点整理とか、要は、ここで最適かどうかというのの検証ですから。

それにふさわしい人たちを最小限集まってもらって、その中で論点整理をして、例えば、経過で言えば、いろいろな文書でもって、その整合性があるのかとか、執行部が正しいかとか、そういうこととか、それから、河川工学で言われるとるそういうこととか、そこら辺の整理っていうのは、請願が通って、第三者委員会が開かれて、その中で決められていいんだらうと、私は思っとる。

藤田昌隆委員

尼寺議員の本会議での発言なんですけど、もう一回読みますね。

平成26年の選考の第1次審査では、2メートル以上は、除外されるものとされておりました。にもかかわらず、当該地を建設予定地とするのは、みずから定めたルールを破るものであり、水害のリスクを軽視していると言える。それゆえに再選定を求めたものであります。

ところが、市は安全だ、30年間の運営が支障がないと、建設地の変更を拒否しております。市と我々の見解は180度違っております。

したがって、安全かどうか、水害のリスクに耐えられるのか、30年間の運営に支障を来すことがないのかどうか、これをまず検証すべきだと考えて変更したものである。こういったことを、請願人のほうから聞いておりますという発言があります。

これから言ったら、今、成富議員が言われた第三者委員会とか、そういう発言はこれにはないわけ。久保山日出男議員が、そこは確認していますよね、本会議の中で。これについてはどうですか。（「そういうのをここですと」と呼ぶ者あり）

いやいや、ちょっと教えて。

成富牧男委員

それは、だから、その後の話で、検証するからには、それは、どういうところで検証するかちゅう話やから、第三者委員会ですましようっていう話で。全然矛盾はしてないと。

そうせんと、偏ったらいかんやろう。言うなら、反対っていう人ばかりで偏ってもいかんでしょう。賛成っちゅう専門家が重なってもいかんわけですよ。

だから、第三者委員会でって。全然矛盾していない。

牧瀬昭子委員

竹下議員が、先ほど執行部のほうに説明を求めた際に、専門家はこの検証委員会のが入っていますかという質問をされましたよね。その中で、専門家は入っていませんっていう答えだったんですよ。それが、まずここで検証すべきだっていう内容だと思うんですよ。

専門家を入れて、専門家が入っていない段階で、ハザードマップが云々とか、広さがどうのとかっていうこと自体が、まず検証がなされてないから、まずそこから検証をし直してくださいというような趣旨だと思って、私は受けとめております。

藤田昌隆委員

それは、あなたが思っているだけで、言葉として請願の文書には入っていないんですよ。

それは、第三者委員会とか、専門家というのは、この討議がはじまった後で出てきた話よ。

成富牧男委員

牧瀬さんが言われておるとに私が答えたらいかんかもしれんけど、ごめんなさい、私は、また同じことしか言わんので、後また言ってもらっていいけど、要は、何で検証してもらいたいかっていうことについて答えたことであって、そうしたら、どういうふうなやり方でやるのかっていう話の中で、第三者委員会っていう方法でっちゅうのを具体的に述べただけです。

藤田昌隆委員

そうしたら、本会議場で、それも含めて、最初に、そこは大事なことですからね。

第三者委員会でというのは、言っていない。ここにございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

要旨にありますように、請願書、ごみ処理施設建設候補地を建設地として決めたまでの過程、その検証だと判断したいと、僕は思います。それで、採決と言いますか、それに臨むというか。

それで、決定する過程の中で、水害についての浸水想定が3月に変わった。ここで検証を行っていないこととか、そのあたりのプロセスを検証すると。

もう、要旨に書いてあるごとくの検証で判断したいと思います、私はですね。

池田利幸委員

ちょっと、根本を聞きたいんですけども。

今、皆さんがお話されていること、さっき執行部に対して皆さんが意見求められたこと、大分大きく話を膨らませた上で、さらに、各個人さん、聞いていた、やりとりでした、皆さんの私見をもとに判断するって言われているんですよ。

これって、請願者の方が本当にどこの部分を求めておられるのかっていう部分が、全然、もうどんどんどん見えなくなっているのが現状なんですよ、賛成反対とかそういう話じゃなくて。

その部分で、私はこう判断するとか、私はこう思っているって言われたことを、そのまま――仮に採択しました、執行部に伝えます、執行部は、さっきも言われたように、何を求めて検証してくださいって言われているのかがわかっていませんって言われたときの説明は、私たちはこう思って、こう判断したからこれをしてくださいっていうことを、ここから言うのってなれば、この請願者の方の請願の意図自体から変わってしまうんじゃないのか。持っていくなら、この請願書をそのまま持って行って判断してくださいっていう話になるんじゃないかな。

どうも、皆さんが話されていることが、勝手に大きく話が飛躍していきよらんかなと思うのは、どげんなんですかね。

僕だけですかね、そう思うのは。

藤田昌隆委員

ごめん、勝手に飛躍して大きくはしていないと思うよ。

私は、現実で、じゃあ、残されたごみはどうするとねっち。そんだけの話なんですよ。

別に大きくしたわけでも何でも無い。ほいじゃあ、期間が間に合わんやったら、どうしますかって、その間のごみは、1年間、2年間。それを聞いているだけですから。

別に、膨らまして話したわけでも何でもありませんから。（「そうね」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

藤田委員が言われるごみの問題、そこを膨らましたとかいう話をしているつもりは、僕、全然ないんですよ。

皆さんの、こう判断しましたっていう、私はこう判断して、要は、検証の時点では、これが判断ですっていう部分っていうのが、さっきのこの討議の中での、皆さんの意見が請願者の意図からずれたことにはなっていないのかなと。

だからこそ、請願者の本来意図する、検証してもらいたいって言われている部分をはっきりとしてほしいなって。

成富牧男委員

本当は、請願者、おられるけんあれでしょうけど、何度も言いますけど、請願書は何て書

いてあるかっちゅうと、決定するまでが「ずさん」であり、災害リスクを軽視した決め方を行っているため、候補地の検証を強く要望する、ですね。

要は、その背景には、だから——だからですよ、そういう決め方、今、ずっといろいろ、実際、部長とか市長が来て説明をした、その説明を受けた上で、この請願書を出してあるわけですよ。

だから、その詰まるところは、どうも今までいろいろ市から話を——これはもう繰り返になります、聞いてきた、聞いたけど、どうも信用されんと、聞いても答えんと、幾つかあるんですよ。聞いても答えん。

こっちがこうじゃないかと言うても、それに対して、具体的な、こうじゃないかとデータを持って言うても答えん。だから、不安でならない、信用されないということで、とにかく、今のままそこに建ててもらって、しかも、それを最適地とか、外に向かってね、内外で言うたところを決められたらたまらんということですよ。

15万人の市町の人たちの共有財産がそういうことでいいのかと。さっき、ごみの話をされましたけど、膨らませませんけど、逆のことも、同じような懸念も考えられるわけですね。

想定外の——これもあんまり使ったらいかんですけど、想定外のやなくて、想定し得るってところの話でしょう。それなのに、そういう最悪の、最適地って言っている最悪のところ建てていいのか、私たちは不安でならんって、それで本当によかたでしょうか、ちょっと、もう一回、調べてつかわさって言われているわけですから、私は、素直にとれば いいと思っています。

池田利幸委員

わかりました。それじゃあ、もう簡単に聞きます。聞きますっていうか、言います。

要は、請願者の皆さん、この請願書に書いてある理由の、1点目、2点目、3点目。これに対しての明確な答えをお答えするための検証を求めていくってことでいいんですか、今、検証っていうのは。その確認だけ。(発言する者多数あり)

この3点に対しての、明確な、納得できる答えを出す、お答えするための検証を行っていくってことの採択基準でよろしいという理解でいいですかね。(発言する者あり)

理解します。

成富牧男委員

私は、例示だと思っておりますね、あえて。1、2、ひょっとしたら、3、4ってあるかもしれないけど、あえて例示で。(「終わろう」と呼ぶ者あり)

樋口伸一郎委員

無責任な発言になるかもしれんですけど、この要旨から素直に、あんまり難しく考えない

本議会に提出されております、陳情第26号 次期ごみ処理施設建設予定地の移動を求める陳情書に対する市としての考え方を担当課より御説明いたします。

陳情の趣旨といたしまして、3点述べられております。

1点目、旧ごみ処理施設排ガスから38年間多量の有害物質が排出されてきた。ダイオキシン類や環境ホルモンなどの慢性毒性による健康被害が既に出ていることも懸念される為、現候補地（D地点）は、最初の時点で候補地から外すのが妥当である。

2. 競馬場用地（A地点）の方が現候補地（D地点）より評価点が高いので、場所の移動を望む。

3. 廃棄物処理施設整備計画（閣議決定平成30年6月19日）「(7) 地域住民等の理解と協力の確保」が得られていない。

以上3点、陳情の趣旨を述べられております。

これにつきまして、1点ずつ市の考え方を説明させていただきたいと思います。

まず、1に対しまして、旧ごみ処理施設が稼働していたことを直接の原因とした健康被害につきましては、客観的事実として立証されたということは、本市としましてこれまで確認いたしておりません。

また、全国には、ごみ処理施設を同じ敷地内で解体、新設を繰り返している事例も多数存在しますが、ごみ処理施設の稼働による排ガスを直接の原因として認められた周辺住民の健康被害につきましては、現時点で確認できておりません。

もし、仮にそのような事例があった場合、過去の公害と同様に大きく報道され、社会的に大きな問題となっていたと考えられます。

以上の理由により、現建設予定地を除外する妥当性はないものと考えております。

一般廃棄物の処理につきましては、これまでの経過も含めまして、その時点における法令等を遵守しながら推進しているものでございますので、今後、次期ごみ処理施設の整備につきましても、法令遵守はもちろんのこと、法に基づく排ガスの排出基準を下回る自主基準値を設定するなど、住民の皆様にご安心いただけるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の分につきまして、御説明いたします。

次期ごみ処理施設建設候補地の選定につきましては、法令等による特段の定めがございませんので、本市の責任におきまして独自に評価を実施することとし、環境条件、経済条件、用地取得条件、立地条件という4つの視点で、20の評価項目を設定して評価を行い、決定したところでございます。

最終的に候補地が建設用地として定められた後の、様々な環境の変化につきましては、法

的な規制、あるいは物理的に事業が不可能な場合を除いては、安全対策に万全を期すよう対応していくことが重要であると考えているところでございます。

そうしたことから、今回、陳情者の方が、独自に作成された候補地の評価方法とその結果を提示して建設予定地の再検討を求められておりますが、本市としては、これまでも適切に対応してきたものと考えているところでございます。

続きまして、3点目の市の考え方を御説明いたします。平成30年6月19日に閣議決定されました「廃棄物処理施設整備計画」における「(7) 地域住民等の理解と協力の確保」につきましましては、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施を行うために同計画が示しております「市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの促進」や、「持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営」などの方向性について、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくための基盤として位置づけられております。

その具体的な手段といたしましては、「環境負荷低減に加え、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする」とされており、これに対応するため、施設が立地する本市及び事業実施主体である佐賀県東部環境施設組合におきまして、建設予定地である真木町及び周辺地域の皆さまに対しまして、事業への御理解、御協力をいただくべく説明会等を開催するなどの取り組みを進めてきたところでございます。

したがいまして、今後も必要に応じて、多くの皆様にご理解とご協力をいただくことができますよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、市の考え方の説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。この際、質問等がございましたら、お願いいたします。

牧瀬昭子委員

御説明の中で、この評価項目というのが基準になって、今回選定されたということで、この表はとても重要で、数字が示すものが最終的な判断だということとされていると思いますので、これを1個1個検証するということがとても大切になってくると思います。

まず、1つ目の質問です。2番目、近隣住民の住宅数、200メートル以内とありますが、これを200メートル以内としたのはなぜですか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

当時の検討委員会の中で、他市の先行事例等を参考に決めたものということで聞き及んで

おります。

以上です。

牧瀬昭子委員

参考事例ということだと思えるんですけども、参考にされた意味っていうのは、じゃあ考えずに、200メートル、ほかのところがやっているからということで決めたということではないでしょうか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

200メートルというところに法的な規制等、裏づけがあるわけじゃございませんので、いろんな状況を勘案して、当時の先行事例等も勘案して、200メートルという数字を用いたというふうに考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

参考にすべきところというのの意味が、今のところの考え方がわかりません。

それで、環境影響評価の準備書のあらましということで、今回、環境アセスメントのものが出たと思えるんですけども、この中で、大気質という4番目の項目がありまして、その結果が出ています。

1時間あたりの高濃度、最大着地濃度の出現距離っていうのがありますけれども、これを見たときに、一番短い距離で403メートル、一番長いところで795メートルということで、最大着地濃度が、それだけ、200メートルよりも先にあるということも鑑みても、この数字が根拠があるのかどうかというのが私にはわかりませんが、どのように考えられますでしょうか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

環境影響評価に関しては、候補地が建設予定地として事業者において決定され、その後、事業が環境に与える影響等を調査して、予測、評価して、環境に配慮した事業にしていくために、環境影響評価というものを実施しています。

その中で、大気――ばい煙とか、が着地する距離っていうのも出ているものなので、今後、その数値に関しては、事業が周辺環境への影響を及ぼすことがないように、事業者のほうで用いられていく数字だと思います。

あくまで平成26年の候補地検討の時点では、そういった数字はまだ出ていない状況でございますので、私どものほうで独自に一定の基準を設定させていただいたということで考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

今後、これをもとにという数字ですということだと思っただけでも、これ、先ほども申し上げましたけれども、今回、この数字をもとに選定がなされたわけなので、その200メートルっていうのの基準を、鳥栖市が独自で、ほかのところの地域を見て決めたっていうこと自体が、根拠となっている数字がないわけですね。

根拠となっている数字がない中で、これの結果が出されるということは、とても曖昧だと思います。

曖昧だということを意見として申し上げますし、今後、それを見直すという検討はなされなかったのでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

住宅まで200メートルという距離の設定につきましては、あくまで候補地選定するとき、市が設定した基準でございまして、その後、建設予定地が決定した後に数年にかけまして、環境評価を実施している中で、今回、測定として出た数値が、今回最大のところ、ガスの影響範囲ということですので、これにつきましては、候補地選定の後の数字ありますので、何ら評価には影響しないと考えております。

牧瀬昭子委員

影響しないということ自体が、もうその200メートルの根拠がまず崩れるわけで、その200メートルの根拠がない中でこれを選定して、この数字を出すという、この数値が結局、最終的な選定の結果ですので、これがもともとの根拠が崩れるということ自体に対して、まず、専門家が入っていなかったことに対する鳥栖市のあり方が、まず、専門家を入れるべきだったのではないかなというふうに、意見として申し上げておきたいと思います。

それで、2点目です。6番目の災害の安全性（洪水）っていうところに関してですが、先ほども重ねて申し上げましたけれども、この部分の基準というのも、また先ほどの200メートルなのか、750メートルなのかということと一緒に、これ自体が、ハザードマップが後で変更になったということを踏まえて、鳥栖市としてはどういうふうな考えを持たれたのかというのを、もう一度教えてください。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

候補地の選定に当たりましては、先ほど申し上げましたけれども、法律によって、焼却施設をこういった基準で選びなさいっていう明確な数値的なものの提示は、国等で示されておられません。

したがって、さまざまな状況を勘案して、各事業実施主体といいますか、用地選定をする自治体において、場所を選定するのでございますけれども、そのときに、鳥栖市の洪水に対する評価といたしましては、当時のハザードマップによる一番深い、浸水想定区域2メ

一メートル以上というところをまず外して、あとの区分を参考といいますか、数値づけをいたしまして、比較検討したということで理解しております。

以上です。

江副康成委員長

牧瀬議員にお聞きしますけれども、かなり専門的、詳しい話の質問になっていますけど、事前にこれ、おおよそ言っていますか。

牧瀬昭子委員

言っていません。

言ったほうがよかったですか。

江副康成委員長

じゃあどうぞ、続けてください。

牧瀬昭子委員

一番深いところをののかすってということ自体が、まず議事録の中でどこを見ても見つけきれなくて、どこでその会議が行われたのでしょうか。その話ってというのは、いつ決定されたのでしょうか。庁内で話されたのか、首長会で話されたのか、そのあたりが出てこないのですけれども、どこで示されたのでしょうか。

橋本有功市民環境部長

これは、候補地検討委員会の中での評価であったり、評価基準の設定であったり、評価項目の内容であったりしておりますので、その中で、基準として、第1次の選考の中で、除外条件の中で2メートル以上ということをとっておりますので、そこについては、やりとりの詳細はなかったかもわかりませんが、そういう考え方で行われたものと考えております。

牧瀬昭子委員

やりとりの詳細がないということなので、深度の一番深いところを外しますよっていうのを今おっしゃっていることの根拠がないと思います。ここもぜひ専門家を入れて検証をしていただきたい部分です。

3つ目です。収集運搬距離について、9番目です。2市3町で計算していらっしゃる、陳情者の方の分と合わせまして見ていただきたいと思うんですけれども、鳥栖市がまず出された二重丸と三角っていうのがあると思うんですけれども、基準となった、この二重丸、三角の根拠を、評価基準をもとに、どのようにして決めたのかというのを教えてください。

もう一回申し上げます。評価基準、二重丸が3.6km未満、一重丸が3.6キロメートル以上、4.2キロメートル未満、三角が4.2キロメートル以上ということで、評価項目の中の評価基準

の中に書かれていると思いますが、この3.6キロメートルとかっていうのは、何から計算した数になりますか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

これは、鳥栖市の人口中心地から各5つの候補地までの距離を実際に測定しいたしまして、その相対評価として設定しているものになります。

以上です。

牧瀬昭子委員

鳥栖市のみということでしょうか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

間違いございません。

牧瀬昭子委員

これ自体が、この選定委員会の中であらわしているのが、まず、第4回の次期ごみ処理施設候補地選定と検討委員会というのがなされた中で書いてある評価項目の中で、9番目、収集運搬距離（定期収集時の運搬コスト及び市民持ち込みの利便性）というふうに書いてあります。

市民というのは誰を指していますか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

ちょっと確認ですが、今申されたのはどちらに記載されているものですか。

牧瀬昭子委員

第4回次期ごみ処理施設候補地選定委員会等検討委員会の資料の中身です。

平成26年7月17日です。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

この評価の時点におきましては、鳥栖市民ということで考えていたはずです。

牧瀬昭子委員

これ、2市3町で行われる事業だと思うんですけども、鳥栖市民だけで計算することに対して違和感はなかったのでしょうか。

藤木太祐環境対策課環境施設調整室環境施設調整係主任

当時の考え方で、2市3町、組合としてではなくて、鳥栖市に評価項目の設定及び候補地の選定を任せておられましたので、それに基づいて、鳥栖市としては、鳥栖市民を対象に、鳥栖市の人口中心からの距離というのを評価として設定いたしているところです。

以上です。

牧瀬昭子委員

じゃあ、ここからは意見です。鳥栖市民だけということ判断をされたということですけども、これ自体が2市3町で行われる事業です。市民の持ち込みの利便性ということを考えるのであれば、2市3町全体で考えるべきですし、鳥栖市民だけがいいものであってはいけないと思います。

これは、416億円を2市3町の皆さんから集めたこの税金を使って行われるものですので、この経済条件のところはそもそもおかしいのではないかとこの意見を意見として述べさせていただきます。

とりあえず以上です。

樋口伸一郎委員

すいません、今、陳情第26号が委員会に諮られておるので、そもそも委員会としては、今、陳情書に対する執行部の説明を受けているので、まず、陳情26号について委員会としてどう取り扱うかを決めて、この中身について詳細に検証するんであれば、それを、閉会中の審議を行うとか、まず、そういう流れを委員長采配のもと、決めていただければありがたいんですけど。

個別に検証してもいいですけど、それはそれで委員会としての判断で、まず、この陳情26号についての取り扱いをどうされるかというのが今、付託されておるかと思うんで、そのあたりを取りまとめていただければと思いますが、いかがでしょう。

江副康成委員長

では、私の所見っちゃうか、今回、陳情の趣旨の部分に対して、こういう陳情が来ているということで、執行部はどのように考えているかというところを求めるために来てもらったんですけども、その趣旨に対しての質疑を想定していたんですよ。

当然、理由をつけてやってはもらっていますが、基本的に、これは議会のほうに来てて、執行部のほうはそこまで予定はしなかったんですけど、的確に答えられていたもので、そのまま行きました。

もともと出席を求めた趣旨は、私としては、皆さんに伝わったのかなと思いますんで、一応執行部の説明及びそれに対する質疑はこの程度ということで、協議に入ろうかなと思いますけど、いかがでしょうか、皆さん。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また必要があれば、執行部のほうに求めたいというんであればなんですけど、まず、陳情の取り扱いをどうするかということで、この委員間でお話をしたいなと思います。

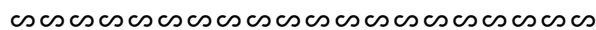
牧瀬議員、一旦終わられたから、一応予定されたところまではっていいんですけどね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、そういう取り扱いにしますので、執行部の皆さん、ありがとうございました。質疑はここまでということで。（「またあれば呼んでもいいんですか」と呼ぶ者あり）

もちろん、必要があれば。

では、暫時休憩します。

午後 3 時 47 分 休憩



午後 3 時 49 分 開会

江副康成委員長

再開します。

皆さんとこの陳情に関する協議に入っていきたいんですけども、求められているのは、陳情の趣旨ということで3点ございまして、その3点について、先ほどの執行部の御意見を踏まえて、皆さん、どういうふうにか考えるかというやつを出し合っていまして、それぞれ当委員会の考え方を詰めていきたいなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず、第1点目のところ、先ほどの説明の中で、大きなところとして、そういったところのデータはないというふうなお話がありましたけれども、そういうことを踏まえて、この結論の部分、こういったところの求められていることに対する陳情、皆さんどう御意見をお持ちかというところを確認したいんですけども。

樋口伸一郎委員

1点目については、データがないっていうだけの説明では、なかなか理解の促進につながらない部分もあるので、例えば、じゃあデータがないのであれば、それを確認するか。組合のほうでしかわからない、わかる場所があればそこに確認するか、少しつけ足したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いましたけれども。

そのままの説明を、1点目についての執行部説明を、そのまま市民の方々にも、理解につなげるように、しっかりとその説明を行ってくださいという状況ではなくて、やっぱり多少つけ足しは必要かなと感じたのが個人的な意見です。

以上です。

江副康成委員長

どうですか、ほか。

牧瀬昭子委員

データがないということでおっしゃられますけれども、執行部のほうの答弁があったんですが、これ、本当に個人個人にお話を聞いたのかなと、データがないから、お医者さんのあれないからということで突っぱねられてしまって、昔、そういう思いをした方々からの意見っていうのをそのまま、データがないというとても冷たい判断ですることに対して、鳥栖市の意見を出すことが、私は、本当にそれが最適なのかなというふうに疑問に思いました。

以上です。（「要は、このままではいかんちゅうこと」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

今言われたのは、さっきの樋口議員と同じで、このまま、ああそうですかじゃいけないということでしょう、少し求める必要があるちゅうことですね、私も同感です。

江副康成委員長

じゃあ、反対の立場からもありますか。

今のは、賛成の立場ですよ。

陳情に対して、それは、しなくちゃいけないというような立場ですよ。しかし、執行部の意見を受けて、そういうような現状があるのであれば、しょうがないんじゃないのというような、どちらかと言うと。そういう意見は、特にはないですか、当委員会として、何か。

樋口伸一郎委員

提案をさせていただければですけど、わかるデータを、一概に、もうないっていうのであれば、わかるデータは、つけ足してでも市民の説明に、足せるところは足していただきたいという要望を委員会として上げたらどうかというふうに私は思います。これ、提案ですけど。

全くわからないんじゃないくて、わかる分だけでもつけ足して、努力をしてお答えするっていうのはどうかなというふうに思います。

藤田昌隆委員

ダイオキシンとか調査をするということも、せないかんのなら、せないかんでしょうね。

そうしたら、逆に、ここに書いてあるダイオキシンや環境ホルモンなどの慢性毒性による健康被害が既に出ていることも懸念されるためということやったら、はいじゃあ38年間、多量の有害物質が出ているんやったら、じゃあ何名ぐらい実際にいろんな症状が出ているのか。

その辺はわかる、何例ぐらいあるのか。

江副康成委員長

わかる方、いますか。

藤田昌隆委員

いや、書いてあるけんたい。

いや、そこまで言うとなら、ダイオキシンもきちんと調べないかんやろうっち。

竹下繁己委員

この陳情書で何を陳情されているのかを整理させてもらいたいですけれども、健康被害の調査をしてくれっていうのを要望されているのか。場所を移動、ここではない違うところにつくってくださいっていうのが陳情の内容じゃないかなと思うんですよね。それと、地域住民の理解を得られていないから、得られるようにしなさいっていうのが陳情の内容だと思うんですけど、僕が間違えていますか。

こういった調査をしなさいっていうのは、陳情の中に入っているんですか。

これ、誰か整理してください。

江副康成委員長

私のほうでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

タイトルにありますように、求められているところは、次期ごみ処理施設建設予定地の移動を求める陳情ということで、移動を求める根拠として、こういった3つのことが考えられるということだから、竹下委員がおっしゃるように、趣旨、求めているのは、移動に対する賛同をしてくださいというような陳情だと、基本的には思いますけど。

竹下繁己委員

違う場所につくってくださいという陳情書と取り扱っていいですか。

江副康成委員長

というふうに私は理解してますけど、皆さん、異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なしですね。

まず、そういうこと。

藤田昌隆委員

違うところの候補としては、競馬場用地がいいんじゃないでしょうかっていうことよね。

江副康成委員長

2番のところにそういうふうに明確に書いていらっしゃいますので、そちらのほうに移動はどうかという趣旨ということで。

樋口伸一郎委員

移動を趣旨とするものと酌み取った上で、ただ、両方ありますよね、移動という言葉を使えば、移動させるっていう動詞と、移動させない、両方あるんですよね、2択。

それで、それだけを言うんじゃないで、やっぱりそのための根拠、さっき委員長が言われたような素材はつけ足してあげたほうがいいんじゃないでしょうかということですよ。

趣旨は趣旨で、これは移動。それで、競馬場用地と書いてあるので、それを酌み取った上で、根拠となるようなものはつけ足した上で、結論を述べてやったほうが、答弁をするような形で、委員会としては求めたらどうでしょうかという提案です。

牧瀬昭子委員

データがないというふうにおっしゃられていたんですけれども、これ、陳情の理由にも書いてあるとおり、厚生労働省のデータというのがありまして、旧鳥栖ごみ処理焼却施設からは、 $65 \text{ ng} - \text{TEQ} / \text{Nm}^3$ あったということが書かれております。あわせて、久留米の環境アセスに関する説明会の中で、お1人、50代ぐらいの女性の方からのお話がありまして、小森野の小学校の区域では、ぜんそくや皮膚疾患が多く見られたと。平成9年当時1年生だった児童、34名中25名の母親に聞き取りをしたと。

それで、ぜんそく罹患者は12%、24分の3名、全国平均は1.6%からすると、とても多く、皮膚疾患も8名確認をされたと。兄弟でもぜんそくが4名、皮膚疾患が7名いたというような話が出ていました。

だから、全くそういう話がなかったんじゃないかというふうな話はちょっと違うものではないかと。

あのときにも執行部の方もおられましたし、そのあたりの話も聞いておられると思います。だから、データがないっていうふうに突っぱねるというのは、違うのではないかなと、そのあたりの話をよく聞いていただきたいなと思いました。

藤田昌隆委員

いや、全くないとかじゃない、そういうことを言ったんじゃないですよ。

1番目に、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの慢性毒性による健康被害が既に出ていることも懸念されるためということだから、何例くらい出ていますかって聞いただけで、ゼロとは言いよらんやろうもん。「執行部のほうがデータがないと言ったから」と呼ぶ者あり)

江副康成委員長

ちょっと待ってください。

誰か、今の藤田委員の意見については。

牧瀬昭子委員

先ほどの、執行部のほうがデータがゼロだと言うことに対して言ったものです。

樋口伸一郎委員

陳情の趣旨の1、2、3のところをお目通しいただきながらでいいんですけど、1番は、

末尾だけいけば、候補地から外すのが妥当であるということになっていますよね。

2番は、場所の移動を望むということで、競馬場用地。

それで、3番目が住民理解ですよ。

ですから、そのための根拠の話として、持っているデータ、活用できるデータは、住民理解をにつなげるために使うというところなんですけど、例えば、2番目の場所を移動を望むっていうことであれば、今、その根拠が、評価点が高いのでということになっていますよね。評価点が高いので、場所の移動を望むものであって、どういうふうに答えるかっていうふうになってくるんですけど。

例えば、移動をさせる、さっきも出てきているんですけど、移動をさせると仮定したら、用地の取得から、環境アセスメント、そこら辺の周辺住民の理解、入札公告、入札、建設から着工、稼働開始までずっとあるんですよ。

そのあたりの説明根拠とかもないと、ただ評価点が高いから移動させるっていう、移動を決定させる答えというのは、現段階では出せないじゃないですか。

ただし、この陳情に含まれておる候補地から外したり、移動を望むってような陳情内容に沿っては、根拠をつけて、データでもいいし、数でもいいし、そういうものをきちっと住民の理解が図られるような根拠をつけた上に、移動についてしっかり具体的に説明ができるようになっていうような要望を委員会から上げたらどうでしょうかというふうに思いますけど。移動を決定づけるものではなく、決定づけるのであれば、そういう打開案が必要になってきます。

これは、また組合とかが絡んでくるので、そうした移動については、ここは決定権者ではないので、具体的に言えないと思うんですけど、移動についての考えは、根拠をつければ、しっかり説明ができると思うので。そのあたりの説明根拠をつけた、しっかりとした説明を委員会から要望する形がいいんじゃないかなと思います。

江副康成委員長

さっき、せっかく執行部を呼んで、参考意見を聞いたわけですけど、その中では、2番目、この評定のところが独自に評価されていて、それに対して責任を持ってやるような立場じゃないというような形だったと思うんですけど。（発言する者あり）そうやったですよ。

そういうところを含めて、本当に決定するということになると、今、樋口委員が言われた、別のところの段階も踏んで、出てくるでしょうから。

そのあたりは、この陳情者の評価をもってすぐというのは、なかなか厳しいんだろうなと。

それで、あと1つ、その1番目の部分、藤田委員の疑問に対して、牧瀬委員が、何かそういう反論できる資料か何か、もう既にあるのであれば、それを出してほしいんですけどね。

ある、ないとか、こういうところの空中戦をやっているもしようがないものですから、よかったです。

藤田昌隆委員

牧瀬議員が陳情者になるとよ、今の言い方だとね。牧瀬議員は、陳情者やないっちゃけん。

いや、だから、今の言い方、出してくれというのは、牧瀬議員に求めるものじゃありませんっち。

江副康成委員長

すいません。私の理解からすると、今の藤田委員の質問に対して、牧瀬委員が、ありますというような主張をされたから、そういうやつは、データとしてあるのであれば、客観的事実としてあるのであれば、出してくださいというのは、別に陳情者じゃないですよ。そういう自分の意見の対する補強材料として、あるのであれば、出してくださいということで。それは、そういう形で御理解ください。

ほかに。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

いろいろ議論が出ましたけれども、牧瀬議員から資料をもらって、あす、これに対して最終的にどうするかという協議、決定に移りたいと思いますので、

樋口伸一郎委員

今、各委員からいろんな意見を聞いたところなので、これもまた提案なんですけど、今の意見を踏まえたところで、もう正副委員長でそのあたりの取りまとめを行っていただいたのをまた我々に報告いただければありがたいですけど、いかがでしょうか。

副委員長、いかがですか。

成富牧男副委員長

了解。

江副康成委員長

取りまとめを正副委員長に御一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情に関する協議を終わります。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

長時間お疲れさまでした。
散会いたします。

午後 4 時 4 分散会

令和元年12月18日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課地域福祉係長	久家 嘉男
健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長	江寄 充伸
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課参事	今村 利昭
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	佐藤 道夫
市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐	
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長	三橋 和之
環境対策課長兼衛生処理場長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 日程

現地視察

次期ごみ処理施設建設予定地（真木町）

陳 情

陳 情第26号 次期ごみ処理施設建設予定地の移動を求める陳情書

〔協議〕

自由討議

請願、議案審査

請 願第1号 ごみ処理施設候補地に関する請願書

議案乙第30号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

決 議

次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議（案）

〔採決〕

厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

〔採決〕

6 傍聴者

4 人

7 その他

な し

選定までの責任はある、そして、説明責任、説明をしていく、懇切丁寧に説明をしていく責任は、市にあるというふうに明確に御答弁されています。

その部分、ここまで大きな話になっているということは、しっかりと反省——反省といえますか、振り返っていただいて、市長の責任、執行部の責任という部分は、認めるところはしっかり認める。

それで、その中で、話を進めていく部分で、謝罪すべき部分は謝罪すべき、しっかりとした、懇切丁寧な説明をしていただければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

牧瀬昭子委員

先ほど池田議員からもありました請願についてです。

私としては、近隣住民の皆さんの声、思いの集大成なのかなというふうに思っています。

このたび2020年2月までに業者の提案と見積もりの募集が行われる、その中に、もうここでしか言うことができないというぎりぎりの線で、思いを託されたという気持ちを持って、私たちもこの決議に対して、話し合いを行ってきたところです。

だから、採択というところで行きたいところであるんですけども、議員の総意を結集したところで執行部の皆さんに対して、市長に対して思いを届けるということを、まずお酌み取りいただきたいなと思って、次の段階、災害リスクを軽視しているという思いがありますので、そのことについて、しっかりとした動きを強く要望して意見とさせていただきたいと思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

今、池田委員、牧瀬委員のほうから、今回、特に請願のほうに時間をきのう本当にたくさん使わせていただきまして、いろんな御意見をいただきました。

そうした中で、皆さんの意見を、なるべく請願者の気持ちに寄り添ったところで我々の意思として諮りたいということで、今回、採決の仕方として、採択、不採択があるんですが、そのほかに趣旨採択というものもありまして、私としては、そういう方法も諮ってみたいというふうにちょっと思っているところがございます。

成富牧男委員

今の趣旨採択ということにも関連してお尋ねをしたいんですが、まず、私の立場は、請願人の思いを受けとめるならば、最適と言われる最悪の場所と思っているので、検証をやってくれということですので、採択、不採択ということを取っていただきたいんですが、委員長

議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

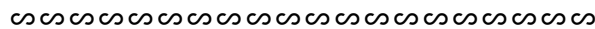
江副康成委員長

次に、議案乙第31号 令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。



議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第54号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



決 議

次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議（案）

江副康成委員長

次に、次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議（案）について採決を行います。本案は原案のとおり可決し、当委員会から議長へ提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議長へ提出することに決しました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員会年長委員 成 富 牧 男 ⑩

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 ⑩

